

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「各府省所管の公益法人に関する会計検査の結果について」

平成21年10月

会計検査院

参議院決算委員会において、平成20年6月9日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、各府省所管の公益法人の財務等の状況について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月10日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告書は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

平成21年10月
会計検査院

目 次

第1 検査の背景及び実施状況	1
1 検査の要請の内容	1
2 公益法人制度	1
(1) 公益法人制度の概要	1
ア 改正前の民法の規定に基づく公益法人の概況	1
イ 各府省所管の公益法人に対する指導監督等	2
ウ 公益法人の会計処理及び税制	2
エ 公益法人の内部留保	3
(2) 公益法人制度の課題と改革への取組	4
ア 公益法人と行政との関係及びその改革	4
イ 国が公益法人に補助金等を交付して設置造成させている基金に係るこれまでの横断的な会計検査の実施状況	6
ウ 公益法人制度の改革	7
3 国が発注している調査研究事業	8
(1) 国が行う調査研究事業の意義	8
(2) 国の契約方式等	8
(3) 国が発注している調査研究事業等に係るこれまでの横断的な会計検査の実施状況	9
ア 平成15年度決算検査報告に掲記した「国が発注している調査研究事業について」の概要	9
イ 19、20両年次に報告した「各府省等が締結している随意契約に関する会計検査の結果について」の概要	10
4 検査の観点、着眼点、対象及び方法	10
(1) 検査の観点及び着眼点	10
(2) 検査の対象及び方法	11
第2 検査の結果	14
1 各府省所管の公益法人の財務、特に内部留保の状況	14
(1) 各府省所管の公益法人の概況及び国等からの支出の状況	14

ア	各府省所管の公益法人の概況	14
イ	国等からの支出の概況	16
ウ	国等の補助金等の状況	19
エ	国等との契約の状況	21
(2)	各府省所管の公益法人の財務の状況	25
ア	各府省所管の公益法人の収入支出決算の状況	25
イ	各府省所管の公益法人の資産、負債等の状況	38
ウ	外部監査の導入状況	41
エ	個別の法人における事態	42
(3)	各府省所管の公益法人の内部留保の状況	44
ア	公益法人の内部留保額及び内部留保率	44
イ	各府省所管の公益法人の内部留保額の状況	45
ウ	各府省所管の公益法人の内部留保率の状況	51
エ	国等からの支出規模と内部留保の状況	55
オ	個別の法人における事態	57
(4)	所管府省の指導監督の状況及び所管府省退職者の再就職者の状況	60
ア	所管府省による公益法人に対する指導監督の状況	60
イ	国費等交付先法人における所管府省退職者の再就職者の状況	63
(5)	国等の補助金等により各府省所管の公益法人に設置造成された基金の状況	69
ア	政府における見直し	69
イ	基金の設置、保有の状況	70
ウ	基金事業の運営の状況	75
エ	基金の見直し体制の整備状況	84
オ	個別の基金の状況	86
2	各府省所管の公益法人を契約相手方として国が発注している調査研究事業の状況	91
(1)	各府省所管の公益法人を契約相手方とする調査研究事業に係る契約全体の状況	91
ア	府省等別の契約状況	92
イ	契約内容の状況	94
ウ	契約の種類及び方法の状況	96
エ	新規契約と継続契約の状況	98

オ	契約の締結時期及び履行期間の状況	100
(2)	契約の競争性の状況	101
ア	契約方式の状況	101
イ	応札者数、応募者数等の状況	112
ウ	落札率の状況	116
エ	総合評価方式及び企画競争の実施状況	117
オ	個別の契約における競争性等	123
(3)	予定価格作成の状況	128
ア	予定価格の算定方法	128
イ	算定方法別の人件費単価及び諸経費の状況	131
ウ	個別の契約における予定価格の算定等	135
(4)	契約の履行及びその確認の状況	137
ア	契約の履行体制等の把握	137
イ	再委託の状況	137
ウ	概算契約における額の確定の状況	138
エ	個別の契約における履行状況等	141
(5)	成果物の公表及び管理の状況	148
ア	成果物の公表の状況	148
イ	成果物の管理の状況	153
ウ	個別の契約における成果物の公表、管理等の状況	154
第3	検査の結果に対する所見	158
1	財務、特に内部留保の状況について	158
2	国が発注している調査研究事業の状況について	162
別表		167
(参考)	報告書に記載した公益法人リスト	199

事 例 一 覧

～第2-1 各府省所管の公益法人の財務、特に内部留保の状況～

[国の補助金等の人件費への充当について検討の必要があったもの] ①、②・・・	42
[内部留保額の算出上減算項目としている公益事業基金及び引当資産等の妥当性に疑義があるもの] ③～⑥・・・・・・・・・・・・・・・・	57
[内部留保額の算出上控除すべき資産等の額を控除していないもの] ⑦、⑧・・・	58
[国への補助金の返納が遅延しているもの] ⑨・・・・・・・・	58
[事業実績が継続的に少ない状況となっているもの] ⑩・・・・・・・・	86
[計画的かつ速やかに国庫返納がなされるべきもの] ⑪・・・・・・・・	87
[基金を一時的に他事業の財源として使用していたもの] ⑫・・・・・・・・	87
[基金規模の見直しによる基金の取崩額と国庫補助金の返納額に差額が生じたもの] ⑬・・・・・・・・	88
[国庫補助金の返納に当たり差額が生ずるおそれのあるもの] ⑭、⑮・・・	88
[運用益の処理について検討すべきもの] ⑯・・・・・・・・	89

～第2-2 各府省所管の公益法人を契約相手方として 国が発注している調査研究事業の状況～

[企画競争における募集期間が短いもの] ①・・・・・・・・	123
[履行期間が短いもの] ②・・・・・・・・	124
[履行期間の設定について留意すべきであったもの] ③・・・・・・・・	124
[公募の条件が制限的なものとなっているものなど] ④・・・・・・・・	124
[公募において契約予定相手方名を表示しているものなど] ⑤・・・・・・・・	124
[応募要領における業務に関連する著作権の記載を明確にすべきであったもの] ⑥・・・・・・・・	125
[納入実績の要件が制限的なものとなっているもの] ⑦・・・・・・・・	125
[企画競争における審査の方法について検討すべきであったもの] ⑧・・・・・・・・	125
[総合評価方式における評価基準が制限的なものとなっているもの] ⑨・・・・・・・・	125
[総合評価方式における審査の方法について検討すべきであったもの] ⑩・・・・・・・・	126
[継続契約における各年度の仕様書の記載が明確でないもの] ⑪・・・・・・・・	126
[業務を一括することにより経済的な契約が可能となるもの] ⑫・・・・・・・・	126
[同一の財団法人が実施する業務に係る諸経費が大きく異なっているもの] ⑬・・・・・・・・	135
[同一の財団法人が実施する業務に係る諸経費が区々となっているもの] ⑭・・・	135
[履行の実態に見合った履行期間の設定を行っていないもの] ⑮・・・・・・・・	142
[履行の実態に見合った履行期間の設定を行っていないものなど] ⑯・・・・・・・・	142

[企画競争の結果を仕様書に反映させるべきであったもの] ⑰	142
[業務の実態が仕様書とかい離しているのに契約変更を行っていないもの] ⑱	142
[実績が仕様書とかい離しているのに契約変更を行っていないもの] ⑲	143
[再委託について承認手続がとられていないもの] ⑳	143
[外注の内容を確認できないもの] ㉑、㉒	143
[再委託について承認手続がとられていなかったり、概算契約において区分 経理されていなかったりしているもの] ㉓	144
[外注の内容を確認できなかったり、概算契約において区分経理されていな かったりしているもの] ㉔	144
[概算契約において区分経理されていないもの] ㉕	145
[履行期間後にも業務を実施しているもの] ㉖	145
[成果物の納品等が遅延しているもの] ㉗	145
[成果物の納品が遅延しているもの] ㉘	145
[成果物の記載内容が不十分となっているもの] ㉙	146
[当初の目標を達成していないもの] ㉚、㉛	146
[成果物についてより有効な公表方法を検討すべきもの] ㉜～㉞	154
[成果物の印刷部数について検討すべきであったもの] ㉟	155
[成果物の印刷部数等について検討すべきであったもの] ㊱	155
[契約書等に著作権に関する規定のないもの] ㊲、㊳	156
[競争性を高めるための工夫を行っているもの] 参考①	127
[契約の適正な履行を確保するための工夫を行っているもの] 参考②	146
[成果物の公表、管理等について工夫を行っているもの] 参考③～⑥	156

第1 検査の背景及び実施状況

1 検査の要請の内容

会計検査院は、平成20年6月9日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月10日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、 会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

(二) 検査の内容

各府省所管の公益法人についての次の各事項

- ① 財務、特に内部留保の状況
- ② 国が発注している調査研究事業の状況

2 公益法人制度

(1) 公益法人制度の概要

ア 改正前の民法の規定に基づく公益法人の概況

社団法人及び財団法人（以下、両者を合わせて「公益法人」という。）は、18年改正前の民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づいて設立された法人で、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する事業を行い営利を目的としないものである。

このうち、社団法人は、一定の目的の下に結合した人（社員）の集合体である団体に対して法人格が与えられたものであり、財団法人は、一定の目的の下に拠出された財産（基本財産）を管理運営する団体に対して法人格が与えられたものである。

そして、公益法人の設立に当たっては、設立しようとする目的に関連する事務を所掌している主務官庁の許可を得ることが必要とされており、また、公益法人の業務は、主務官庁の監督に属するとされている。

公益法人の設立許可や指導監督（以下「指導監督等」という。）の事務について

(注1)
は、各府省又は都道府県知事等が行うこととなっており、「平成20年度公益法人に関する年次報告」によれば、19年10月1日現在の公益法人数は24,648法人となっていて、このうち各府省所管の公益法人は6,720法人となっている。

(注1) 都道府県知事等 公益法人が行う事業が一つの都道府県の区域内に限られる場合には、都道府県知事及び都道府県教育委員会がその指導監督等の事務を行う。

イ 各府省所管の公益法人に対する指導監督等

公益法人の指導監督等の事務を実施している各府省は、それぞれ省令等において、所管する公益法人に対して、事業計画書、事業報告書、収支予算書、収支計算書等の提出を求める旨や立入検査を行う旨を規定している。

そして、政府は、公益法人の指導監督等の事務が多数の府省において行われることから、事務の統一性を確保する必要があるとして、公益法人指導監督連絡会議を設置したり、指導監督等に関する基準を策定したりしてきたが、公益法人の運営に関する問題、公益法人と行政との関係に係る問題等様々な指摘がなされたことから、それまでの基準を整理、強化するために、8年9月に、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）を閣議決定した。また、同年12月に、指導監督基準の運用に当たっての具体的、統一的な指針として、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ。以下「運用指針」という。）の申合せがなされており、各府省は、これらに基づいて公益法人に対する指導監督等を行うことになった。

さらに、13年2月には、上記の幹事会において「公益法人の指導監督体制の充実等について」の申合せがなされており、この中で、立入検査については、所管する公益法人の業務運営に重大な問題があると認められる場合等には臨時に実施するほか、少なくとも3年に1回は定期的に実施すること、立入検査の結果、改善すべき事項が認められた場合には、各府省は、速やかに文書等により、期限を付して必要な改善を指示するとともに、これに基づき講じた措置について報告を求めることなどとされた。

ウ 公益法人の会計処理及び税制

(ア) 公益法人の会計処理

政府は、公益法人の健全な運営に資することを目的として、財務諸表作成の基

準である「公益法人会計基準」を昭和52年に策定し、60年及び平成16年に改正を行っている。このうち、16年に改正された基準（以下「新会計基準」という。）は、18年4月1日以後に開始する事業年度からできるだけ速やかに実施するものとされている。

この新会計基準において作成することとされている財務諸表は、①貸借対照表、②正味財産増減計算書及び③財産目録となっている。なお、資産の合計額100億円以上若しくは負債の合計額50億円以上又は経常収益の合計額10億円以上の公益法人については、キャッシュ・フロー計算書も作成することとされている。

そして、16年改正前の「公益法人会計基準」において作成が求められていた収支予算書及び収支計算書については、新会計基準への改正の際に、新会計基準に基づいて作成する書類から外されたが、後掲の公益法人制度改革が行われるまでの間については、引き続き作成することとされている。

(イ) 公益法人に係る税制

公益法人は、20年税制改正前の法人税法（昭和40年法律第34号）によると、同法上の収益事業から生じた所得についてのみ課税されており、その税率は22%と普通法人の30%に比べて低率となっている。

そして、公益法人がその収益事業に属する資産のうちから、収益事業以外の事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなして、収益事業に係る所得の計算上、他の寄附金と合わせて原則として所得の金額の20%の範囲内で損金算入できることとされている（以下、この制度を「みなし寄附金」という。）。

(注2) 収益事業 20年税制改正前の法人税法における収益事業については、同法施行令（昭和40年政令第97号）で物品販売業等33業種が定められている。一方、指導監督基準における収益事業は、「付随的に収益を目的として行う事業」とされており、法人税法における収益事業とは異なるものである。したがって、指導監督基準の収益事業に該当しない事業でも、上記の33業種に該当する場合には、法人税法上の収益事業とされて、課税の対象となる。

エ 公益法人の内部留保

内部留保は、営利法人の場合、利益のうち株主等の法人外部の者に分配せずに内部に留保したものを指すが、公益法人の場合は、営利法人と異なり利益の分配が禁止されていることなどから、同様の定義を行うことは適切ではないものとされている。そして、指導監督基準においては、公益法人の内部留保額は、次のとおり、総

資産額から事業遂行に直接必要とされる資産の額等を控除することにより算出することとされている。

$$\text{内部留保額} = \text{①} - (\text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥})$$

- ①：総資産額
- ②：財団法人における基本財産
- ③：公益事業を実施するために有している基金
- ④：法人の運営に不可欠な固定資産
- ⑤：将来の特定の支払に充てる引当資産等
- ⑥：負債相当額

公益法人は営利を目的としない法人で、その事業目的、非営利性等から税制上の優遇等が認められているものであり、内部留保額についても、過大に有することは適当でないとの考え方から、指導監督基準において、「公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とする」とされている。

そして、内部留保の水準（以下「内部留保率」という。）は、次のとおりに算出することとされており、また、運用指針において、「当該法人の財務状況等によっても異なるものであり、一律に定めることは困難ではあるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費の合計額の30%程度以下であることが望ましい。」とされている。

$$\text{内部留保率（％）} = \text{内部留保額} \div (\text{⑦} + \text{⑧} + \text{⑨}) \times 100$$

- ⑦：事業費
- ⑧：管理費
- ⑨：当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費

(2) 公益法人制度の課題と改革への取組

ア 公益法人と行政との関係及びその改革

(ア) 公益法人に対する行政の関与についての改革

公益法人の中には、国から補助金の交付を受けていたり、契約により支出を受けていたりするなど、行政と密接な関係にある法人も少なくないが、行政との関係の透明性等について課題が指摘されるなどしている。

政府は、これまで「行政改革大綱」（平成12年12月閣議決定）、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月閣議決定。以下「改革

実施計画」という。)等において、行政委託型公益法人等(特定の法令等により、国から制度的に事務事業の委託等を受けている公益法人)が行っている事務事業の見直しを行ったり、国から公益法人への補助金・委託費等について、第三者分配型補助金等(国から交付された補助金・委託費等の5割以上を他の法人等の第三者に分配、交付するもの)及び補助金依存型公益法人(国から交付された補助金・委託費等が年間収入の3分の2以上を占める公益法人)の見直しを行ったりなどしている。

(イ) 公益法人への支出の見直し

政府は、20年7月に、行政と密接な関係にある公益法人への支出の無駄の集中点検を実施した結果を明らかにした。これは、①国又は独立行政法人等からの補助金・委託費等の支出に依存する公益法人、②国又は独立行政法人等と随意契約を締結している公益法人、③国との関係を総合的に見て点検の対象とすべきと考えられる事情を有している公益法人等について、図表0-1のとおり、各府省が350法人を対象として、国又は独立行政法人等からの支出の必要性等を検証したものである。

図表0-1 府省別の点検対象法人数

府省名	点検対象法人数	府省名	点検対象法人数
内閣府	8	文部科学省	33
警察庁	1	厚生労働省	80
金融庁	2	農林水産省	30
総務省	24	経済産業省	50
法務省	3	国土交通省	73
外務省	18	環境省	20
財務省	4	防衛省	9
計			350

(注) 複数の府省で重複して点検対象としている公益法人が5法人ある。

そして、この集中点検の結果をまとめると図表0-2のとおりである。

図表0-2 「行政と密接な関係にある公益法人への支出の無駄の集中点検」結果

態 様	見直し法人数
1 国等から発注等する事務事業の見直し	82
2 一般競争入札原則の徹底	
(1) 国等から発注等する事務事業のすべてを一般競争入札に移 行	42
(2) 一般競争入札に移行できない場合	
ア 関係する事務事業の分割等による一般競争入札の適用の 拡大	41
イ 企画競争等の競争的な手続や市場化テストの導入等	137
(3) 補助金等への公募制の導入	20
3 法人組織等の見直し	
(1) 法人組織の縮減	53
(2) 役員報酬の抑制・削減	88
(3) 役員数の削減	81
(4) 退職金報酬等の抑制・削減	53
(5) 内部留保等の縮減	116

また、20年12月には、内閣官房長官の下に設置された行政支出総点検会議において、国民の目線で無駄の根絶に向けた指摘をするために検討してきた結果を取りまとめている。そして、この中で、公益法人への国及び独立行政法人等からの支出について、各府省にその見直しを要請し、各府省がこれを受けて見直しを行った結果、18年度支出額に比して、21年度の支出は約37%の削減が見込まれることとなった旨が公表された。

イ 国が公益法人に補助金等を交付して設置造成させている基金に係るこれまでの横断的な会計検査の実施状況

公益法人と行政の関わりの一環として、国が、一部の公益法人に補助金等を交付して基金を設置造成させ、単年度で完結しない特定の目的を持つ公益性の高い事業を継続して行わせているものがある。

これについて、会計検査院は、17年6月に、国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等について参議院から検査の要請を受け、横断的に検査した結果を取りまとめ、同年10月に会計検査院長から参議院議長に対して報告している。

(注3)

この報告書においては、16年度末現在において設置されている116資金についてそ

の運営状況を検査したところ、資金事業の内容、実績、資金の保有量及び管理について、検討すべき事態が見受けられたものが33資金^(注3)あったこと、効率的、効果的な資金事業を実施していくに当たって重要と考えられる見直し時期の設定、目的達成度を測るための基準の策定、サンセット方式の導入等見直し体制の整備に対する取組等が十分でない状況も見受けられたことなどを記述している。

(注3) 116資金 33資金 116資金のうち公益法人に設置されているものは91資金あり、検討すべき事態が見受けられた33資金のうち公益法人に設置されているものは28資金ある。

ウ 公益法人制度の改革

我が国の公益法人制度は、民法の制定以来、100年以上にわたり抜本的な見直しが行われておらず、従来、公益法人の在り方に関する問題点が指摘されてきた。

このようなことから、政府は、従来の公益法人制度に代わる新たな非営利法人制度の具体的な在り方等についての検討を行い、法人格の取得と公益性の判断の分離等を内容とする公益法人制度改革関連3法案を国会に提出した。そして、公益法人制度改革関連3法案は、18年5月に成立して、20年12月から施行された。この公益法人^(注4)制度改革関連3法による制度改革の概要は、次のとおりである。

(注4) 公益法人制度改革関連3法 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号)、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成18年法律第49号)及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第50号)

① 主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより、「一般社団法人」又は「一般財団法人」として法人格を取得できる。

② 「一般社団法人」又は「一般財団法人」は、内閣総理大臣又は都道府県知事に公益性の認定の申請を行い、内閣府に置かれる公益認定等委員会又は都道府県に置かれる合議制の機関の意見に基づき公益性があると認定を受けた場合に、「公益社団法人」又は「公益財団法人」となることができる。

この公益性の認定に係る基準の中には、法人の財務について、法人の純資産に計上された額のうち、具体的な用途の定まっていない財産の額である遊休財産額が一定額以上を超えないと見込まれることなどが含まれている。

③ 公益法人は、法施行の日(20年12月1日)から起算して5年を経過する日までの経過期間は特例民法法人として存続し、経過期間内に、「公益社団法人」若

しくは「公益財団法人」に移行するための認定の申請又は通常の「一般社団法人」若しくは「一般財団法人」に移行するための認可の申請をすることができる。そして、経過期間内に上記の認定又は認可を受けなかった特例民法法人は、原則として経過期間満了の日に解散したものとみなされる。

また、新たな公益法人制度における法人税の取扱いについては、次のとおりとなっている。

- ① 「公益社団法人」及び「公益財団法人」においては、法人税法上の収益事業から生じた所得についてのみ課税され、その税率は30%（年800万円以下の所得については22%）となっていて、また、みなし寄附金の損金算入限度額については、所得の50%又は公益目的事業の実施のために必要な金額として認められたもののいずれか多い金額とされている。
- ② 「一般社団法人」及び「一般財団法人」においては、非営利型法人の場合は法人税法上の収益事業から生じた所得についてのみ、非営利型以外の法人の場合はすべての所得について課税され、いずれの場合もその税率は30%（年800万円以下の所得については22%）となっていて、また、いずれの法人とも、みなし寄附金については適用対象から除かれている。

3 国が発注している調査研究事業

(1) 国が行う調査研究事業の意義

各府省等は、社会経済情勢が著しく変化する中で、複雑多様化する行政施策等の企画・立案を進め、また、的確な基礎データの構築及び創造的なデータの解析を行うために種々の情報収集や分析が必要であることから、様々な調査研究事業を実施している。近年、国の行政は、専門的、国際的知見がますます必要とされてきており、これに伴い、調査研究事業の範囲は拡大傾向にあると考えられる。また、調査研究事業の成果は国民にとっても有用な情報となるものであり、個人情報保護、機密保持等に配慮する必要はあるが、その公表は重要である。

調査研究事業のうち、広範囲な情報収集や専門的な知識、知見を必要とするものについては外部に発注して実施されており、この中には、公益法人を契約相手方とするものも多い。

(2) 国の契約方式等

調査研究事業を含む国の契約における契約の相手方の選定方法、すなわち契約方式

としては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）等によると、一般競争契約及び指名競争契約（以下、両者を合わせて「競争契約」という。）並びに随意契約の3方式があり、このうち機会の均等、公正性の保持等の面から、一般競争契約が原則とされている。

そして、競争契約において、契約の性質又は目的から価格のみの競争により難しい場合には、価格だけでなく、技術的要素等も併せて総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）を採ることができ、その場合には、各省各庁の長（衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣をいう。）が財務大臣と協議して定めるところによりこれを行うこととされている。

また、近年、上記の各契約方式とは別に、契約手続の前段階において業者選定の公平性及び透明性を向上させるための取組として、①価格による競争を実施することが困難な業務について、複数の業者から企画書等を提出させるなどし、これらの内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定する手続（以下「企画競争」という。また、選定した者を契約相手方として締結する随意契約を、以下「企画随契」という。）、②従来の契約相手方のほかに履行可能な者がいないかを確認するため、業務に必要な技術又は設備等をホームページなどで明らかにして参加者を募る手続（以下「公募」という。）が行われている。なお、企画競争は、実務上、事業ごとに複数の者を選定するため競争契約によることのできない場合にも採用されている。

(3) 国が発注している調査研究事業等に係るこれまでの横断的な会計検査の実施状況

ア 平成15年度決算検査報告に掲記した「国が発注している調査研究事業について」の概要

会計検査院は、16年次に、各府省等の内部部局が発注している調査研究事業（14年度に契約を締結した分。このうち、公益法人を契約相手方とするものは、件数ベースで全体の45.9%）について横断的に会計検査を実施した。その結果、

- ① 競争契約の割合は極めて低く、また、随意契約においても企画競争を実施しているものは少ない
- ② 予定価格の積算については、積算体系を確立しにくい側面があつて相手方から徴した参考見積書により算定しているものが相当程度見受けられ、概算契約における額の確定においては契約金額と同額で精算されているものが多い

③ 成果物については、半数以上がその内容を公表しているが、近年普及してきたインターネットにより公表されているものは低い割合にとどまっているなどの状況となっており、これらの検査の状況を「特定検査対象に関する検査状況」として掲記している（平成15年度決算検査報告1158ページ参照）。

イ 19、20両年次に報告した「各府省等が締結している随意契約に関する会計検査の結果について」の概要

会計検査院は、18年6月に、各府省等が締結している随意契約について参議院から検査の要請を受け、19、20両年次に、横断的に会計検査を実施した結果を取りまとめ、それぞれ、19年10月、20年9月に、会計検査院長から参議院議長に対して報告している。このうち、公益法人を契約相手方とする契約については、

① 19年10月の報告書では、18年度（12月まで）の各府省等の契約のうち、公益法人を契約相手方とするものについては、その割合は件数ベースで8.8%となっていること、その随意契約の割合や企画競争を経ない随意契約の割合は対象契約全体でみた場合よりも高くなっていること

② 20年9月の報告書では、19年度（12月まで）の各府省等の契約のうち、公益法人を契約相手方とするものについては、その割合は件数ベースで7.8%と減少していること、その随意契約の割合や企画競争等を経ない随意契約の割合は大幅に減少しているが、競争契約における1者応札や企画競争における1者応募の割合は対象契約全体でみた場合よりも高くなっていること

などを記述している。

（注5） 企画競争等を経ない随意契約 随意契約の中から、①企画随契、②公募を経た随意契約及び③不落・不調随契（予決令第99条の2又は第99条の3の規定に基づき、競争に付したが入札者がいないなどのため随意契約によるものをいう。以下同じ。）の3つを除いた契約をいう。以下の本文及び図表において同様である。

4 検査の観点、着眼点、対象及び方法

（1）検査の観点及び着眼点

ア 会計検査院は、各府省所管の公益法人の財務、特に内部留保については、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、公益法人の財務、特に内部留保の状況はどのようになっているか、国又は独立行政法人（以下「国等」という。）の補助金等により設置造成された基金が適切かつ有効に運営されているかなどの点に着眼して検査を実施した。

イ 国が各府省所管の公益法人に発注している調査研究事業の状況については、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、調査研究事業に係る契約事務が適切に行われており、公正性、競争性及び透明性が確保されているか、調査研究事業の成果物の活用、管理等は適切に行われているかなどの点に着眼して検査を実施した。

(2) 検査の対象及び方法

ア 各府省所管の公益法人の財務の状況については、20年4月1日現在における各府省が所管する公益法人を対象として、これらの公益法人から18、19両年度における財務の状況に関する調書を、また、各府省等から20年度末における基金の状況に関する調書をそれぞれ徴して分析するとともに、公益法人を所管している12府省すべて及び国等からの支出の規模、内部留保の状況、国の補助金等により設置造成された基金の状況等を考慮して抽出した59公益法人を対象として会計実地検査を実施した。

イ 国が各府省所管の公益法人に発注している調査研究事業の状況については、国の^(注6)各機関が、18、19、20各年度（20年度は20年9月まで）に、各府省所管の公益法人を契約相手方として締結した調査研究事業に係る契約を対象として、各府省等から契約の状況に関する調書を徴して分析するとともに、調査研究事業を発注している国の機関のうち契約金額の多い13府省（29省庁）及び調査研究事業に係る契約の状況を考慮して抽出した37公益法人を対象として会計実地検査を実施した。

上記ア及びイに係る会計実地検査の人日数及び検査箇所は、次のとおりである。

・ 実地検査人日数 406人日

・ 検査箇所	ア 財務の状況	12府省及び59公益法人
	イ 調査研究事業	13府省（29省庁）及び37公益法人

(注6) 20年9月まで 20年度については、本報告を取りまとめるに当たっての時間的制約により20年4月から9月までに締結された契約を対象とした。

(内訳)

実地検査対象 機関（府省）	検査箇所（省庁）	実地検査実施公益法人 (所管する公益法人人数)	
		ア 財務の 状況	イ 調査研 究事業
内閣 注(1)	内閣官房	—	—
内閣府	本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁	3	3
総務省	本省、公害等調整委員会、消防庁	4	3
法務省	本省	2	1
外務省	外務省	2	1
財務省	本省、国税庁	1	1
文部科学省	本省、文化庁	6	3
厚生労働省	本省、社会保険庁	8	3
農林水産省	本省、林野庁、水産庁	11	6
経済産業省	本省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁	12	7
国土交通省	本省、気象庁、海上保安庁	16	13
環境省	環境省	4	4
防衛省 注(2)	防衛省	2	2
計 (13)	29	59 注(3)	37 注(3)

注(1) 内閣は、公益法人の所管府省ではないため検査要請の「検査の対象」に含まれていないが、公益法人に発注している調査研究事業があるため、会計実地検査を実施した。

注(2) 防衛省は、平成19年1月8日以前は内閣府防衛庁である。

注(3) 「実地検査実施公益法人（所管する公益法人人数）」の「計」欄は、共管する公益法人の重複分を除いた数である。

59法人の内訳は、次のとおりである。

※社団法人中央調査社、※財団法人都市防災研究所、※財団法人交通事故総合分析センター、社団法人漁業信用基金中央会、財団法人海外通信・放送コンサルティング協力、※社団法人電波産業会、※財団法人計量計画研究所、※財団法人テレコム先端技術研究支援センター、※財団法人国際研修協力機構、財団法人民事法務協会、財団法人日韓文化交流基金、※財団法人日本システム開発研究所、財団法人産業医学振興財団、財団法人東洋文庫、※財団法人中部科学技術センター、※財団法人国際医学情報センター、※財団法人原子力安全技術センター、財団法人日本オリンピック委員会、財団法人二十一世紀職業財団、財団法人友愛福祉財団、※財団法人日本公衆衛生協会、社団法人国民健康保険中央会、財団法人日本腎臓財団、財団法人食品産業センター、※社団法人農林水産技術情報協会、社団法人米穀安定供給確保支援機構、※社団法人農村環境整備センター、財団法人日本特産農産物協会、※財団法人食品流通構造改善促進機構、※社団法人日本森林技術協会、※社団法人農業土木機械化協会、※財団法人漁港漁場漁村技術研究所、財団法人海外漁業協力財団、社団法人日・タイ経済協力協会、※財団法人新エネルギー財団、財団法人天然ガス導入促進センター、※財団法人造水促進センター、※財団法人ベンチャーエンタープライズセンター、※財団法人社会経済生産性本部（平成21年4月1日以降は財団法人日本生産性本部）、社団法人国際家具産業振興会、社団法人潤滑油協会、※財団法人デジタルコンテンツ協会、財団法人住宅産業研修財団、財団法人日弁連交通事故相談センター、財団法人日本自動車輸送技術協会、※社団法人全国市街地再開発協会、※財団法人道路環境研究所、※財団法人ダム水源地環境整備センター、※財団法人日本気象協会、※社団法人東北建設協会、※財団法人沿岸技術研究センター、※社団法人ウォーターフロント開発協会、※財団法人運輸低公害車普及機構、※財団法人自然環境研究センター、※財団法人地球環境戦略研究機関、※財団法人日本環境協会、※財団法人産業廃棄物処理事業振興財団、※財団法人自衛隊援護協会、※財団法人防衛施設周辺整備協会（法人名の前に※を付した37法人は、財務の状況及び調査研究事業の両事項について実地検査を実施した法人である。）

以下、本文及び図表中の数値は、原則として、件数及び金額については表示単位未満を切り捨て、割合については表示単位未満を四捨五入している。

第2 検査の結果

1 各府省所管の公益法人の財務、特に内部留保の状況

(1) 各府省所管の公益法人の概況及び国等からの支出の状況

ア 各府省所管の公益法人の概況

各府省所管の公益法人は、図表1-1のとおり、20年4月1日現在で6,661法人となっている。このうち、複数の府省が共管する公益法人（以下「共管法人」という。）は385法人となっている。所管する公益法人の数が多い府省は、文部科学省（1,941法人）、国土交通省（1,118法人）、厚生労働省（1,078法人）の順となっている。

会計検査院は、上記の6,661法人すべてに対して、18、19両年度の財務の状況に関する調書の作成を依頼したところ、6,604法人から提出があった。

（注7）
この調書によると、①18、19両年度のいずれかに国等から補助金等の交付を受けているものは823法人、②18、19両年度のいずれかに国等から契約に基づく支払を受けているものは1,579法人、③19年度末現在で国等の補助金等を原資とした基金を保有しているものは90法人となっている。そして、①から③の法人の合計は、重複分を除くと2,018法人となり、上記6,604法人の30.6%を占めている（以下、①から③の法人を総称して「国費等交付先法人」という。）。）。

（注7） 補助金等 交付金、助成金、負担金等名称のいかんを問わず、相当の反対給付を受けない資金交付を含む。

所管府省別にみると、国費等交付先法人数が多いのは、文部科学省（462法人）、国土交通省（416法人）、厚生労働省（394法人）の順となっており、また、所管する公益法人のうち国費等交付先法人の占める割合が高いのは、法務省（83.9%）、防衛省（68.2%）、環境省（63.0%）の順となっている。

なお、6,661法人から6,604法人を差し引いた調書の提出を受けていない57法人については、各省の説明によれば、すべて、国費等交付先法人ではない法人又は調書の作成依頼時点で既に解散していた法人である。

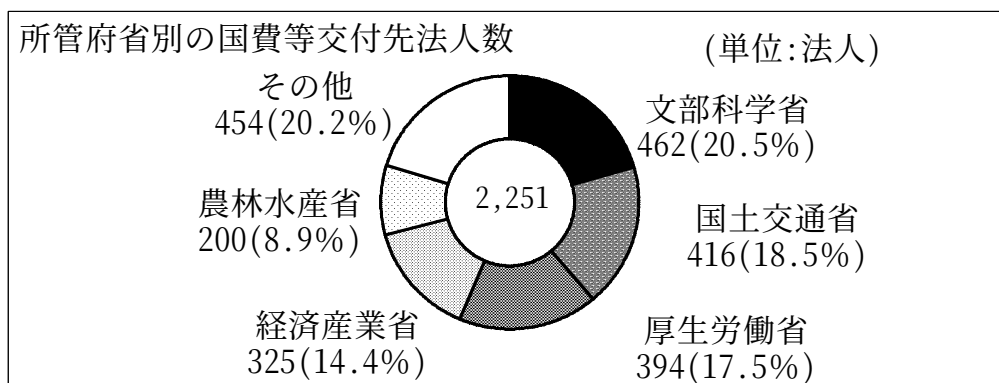
図表1-1 各府省所管の公益法人数及び国費等交付先法人数（平成20年4月1日現在）

（単位：法人、％）

区分 所管府省	各府省所 管の公益 法人数	うち共管法 人数	調書提出 法人数(A)	うち国費等交 付先法人数(B) ((B)/(A))	補助金等の 交付を受け ている法人 数(C)	契約に基づ く支払を受 けている法 人数(D)	基金を保有 している法 人数(E)	〈参考〉 (C)、(D)、 (E)すべてに 該当する法 人数
内閣府	88	28	88	50 (56.8)	7	46	1	0
警察庁	48	17	48	15 (31.3)	4	15	0	0
金融庁	130	18	130	9 (6.9)	3	6	2	0
総務省	301	53	300	81 (27.0)	21	70	2	0
法務省	137	4	137	115 (83.9)	3	114	0	0
外務省	217	77	214	84 (39.3)	39	68	3	2
財務省	706	22	706	27 (3.8)	3	26	0	0
文部科学省	1,941	147	1,909	462 (24.2)	311	270	4	1
厚生労働省	1,078	95	1,069	394 (36.9)	161	300	6	3
農林水産省	431	70	427	200 (46.8)	133	135	50	15
経済産業省	814	158	808	325 (40.2)	123	283	14	5
国土交通省	1,118	129	1,116	416 (37.3)	89	366	18	5
環境省	93	25	92	58 (63.0)	19	57	2	2
防衛省	22	5	22	15 (68.2)	2	15	1	0
計	6,661	385	6,604	2,018 (30.6)	823	1,579	90	28

注(1) 「計」欄の法人数は、共管法人の重複分を除いた実数である。

注(2) 警察庁及び金融庁は、組織上は内閣府の外局であるが、それぞれ公益法人を所管し、指導監督等の権限を有することから、内閣府とは別に表記している。以下、図表1-44までの府省別の図表においても同じ。



(注) 国費等交付先法人数の2,251法人は、共管法人の重複分(233法人)を含んだ数である。

国費等交付先法人が行っている事業の内容（複数の事業を行っている法人もある。）をみると、図表1-2のとおり、「調査・研究」（1,236法人、61.2%）が最も多く、次いで「普及・広報」（1,008法人、49.9%）、「指導・育成」（941法人、46.6%）などとなっている。

図表1-2 国費等交付先法人における事業の内容

（単位：法人、%）

事業の内容	調査・研究	普及・広報	指導・育成	振興・奨励	交流	検査・検定	その他
上記の事業を行っている法人数	1,236	1,008	941	528	307	247	404
法人数の実数(2,018)に占める割合	61.2	49.9	46.6	26.2	15.2	12.2	20.0

イ 国等からの支出の概況

国費等交付先法人に対する国等からの補助金等の交付及び契約に基づく支払の状況をみると、図表1-3のとおり、19年度においては、1,848法人に対して8263億円（うち、補助金等の交付額3088億円、契約に基づく支払金額5175億円）が支出されており、18年度の8669億円に対して4.7%の減少となっている。

このうち、国からは、19年度においては1,542法人に対して5764億円（うち、補助金等の交付額2233億円、契約に基づく支払金額3531億円）が支出されており、18年度の6300億円に対して8.5%の減少となっている。

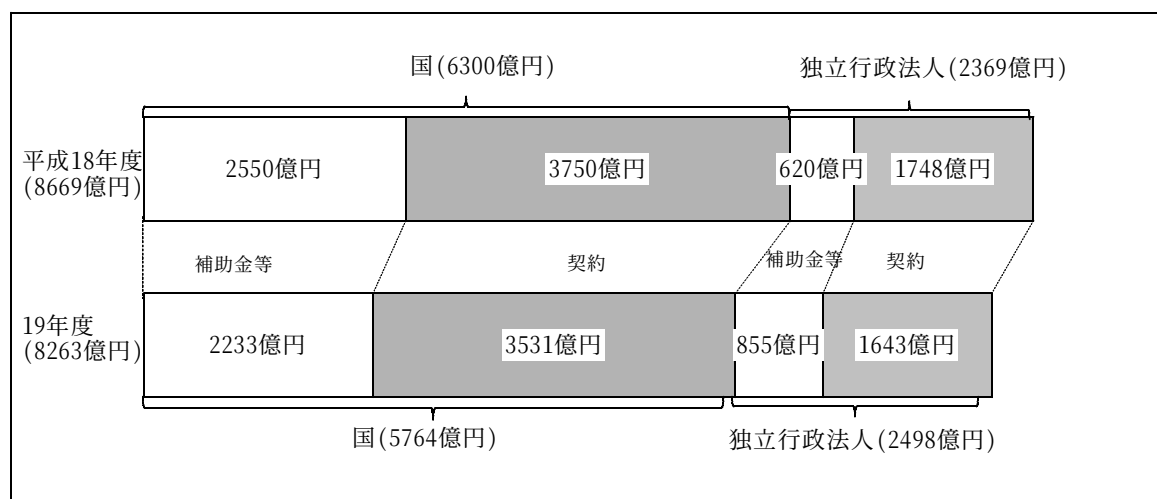
図表1-3 国費等交付先法人に対する国等からの支出の状況

(単位：法人、百万円、%)

区分		平成18年度		19年度		
		法人数	金額 (A)	法人数	金額 (B)	(対18年度比)
国	補助金等	475	255,039	473	223,325	(△ 12.4)
	契約	1,287	375,008	1,289	353,160	(△ 5.8)
	計	1,546	630,047	1,542	576,485	(△ 8.5)
独立行政法人	補助金等	357	62,097	340	85,540	(37.8)
	契約	729	174,813	709	164,345	(△ 6.0)
	計	1,007	236,911	971	249,886	(5.5)
合計	補助金等	737	317,137	724	308,866	(△ 2.6)
	契約	1,471	549,822	1,469	517,505	(△ 5.9)
	計	1,876	866,959	1,848	826,371	(△ 4.7)

注(1) 「計」欄及び「合計」欄の「法人数」は、重複分を除いた実数である。

注(2) 「(対18年度比)」欄は、平成18年度の「金額(A)」に対する増減率である。



国等からの支出についてみると、図表1-4のとおりであり、各府省等の中では、18、19両年度とも、国土交通省、経済産業省、厚生労働省の順で支出額が多い。

また、国からの支出のうち、各府省が自ら所管する公益法人（以下「自府省所管公益法人」という。）に対する支出額が、18、19両年度とも約96%を占めていて、国の支出の状況からは、公益法人と所管府省との関係が深いことがうかがえる。

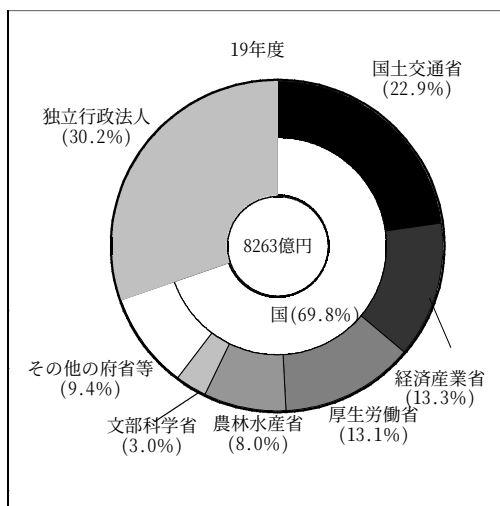
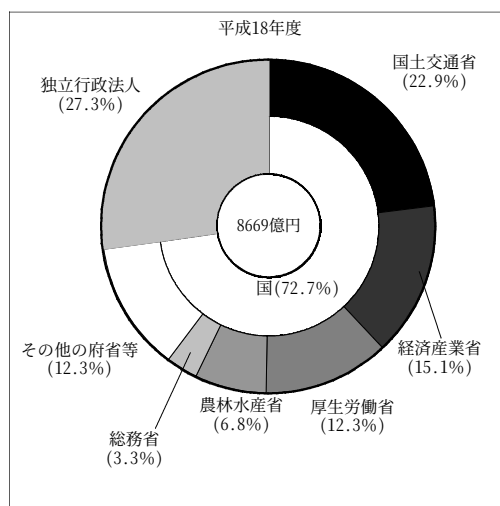
図表1-4 国等からの支出の状況

上段：平成18年度（単位：法人、百万円、％）

中段：19年度（単位：法人、百万円、％）

下段：増△減率（単位：％）

国等	区分	国等からの支出		左のうち自府省所管公益法人 に対する支出		
		支出先法人 人数	金額(A)	支出先法人 人数	金額(B)	(B)/(A)
国	内閣	32	1,462			
		32	1,494			
			2.2			
	内閣府	127	10,260	35	5,264	51.3
		119	8,884	31	4,349	49.0
			△13.4		△17.4	
	警察庁	33	310	9	53	17.3
		42	390	11	36	9.4
			25.5		△32.0	
	金融庁	9	228	1	75	32.9
		10	217	1	69	32.1
			△4.6		△7.1	
	総務省	95	28,433	52	27,786	97.7
		97	18,129	50	17,744	97.9
			△36.2		△36.1	
	法務省	93	24,455	55	23,901	97.7
		95	18,461	60	18,110	98.1
			△24.5		△24.2	
	外務省	65	21,251	37	20,911	98.4
		71	8,371	37	8,023	95.8
			△60.6		△61.6	
	財務省	87	4,458	17	2,517	56.5
		76	4,020	17	2,047	50.9
			△9.8		△18.7	
	文部科学省	251	26,102	194	24,363	93.3
		256	24,673	193	22,262	90.2
			△5.5		△8.6	
	厚生労働省	411	106,499	327	103,343	97.0
		414	108,103	318	105,512	97.6
			1.5		2.1	
	農林水産省	241	59,045	136	57,881	98.0
		260	66,418	138	65,003	97.9
			12.5		12.3	
	経済産業省	252	130,688	194	128,390	98.2
		259	109,880	199	107,255	97.6
			△15.9		△16.5	
	国土交通省	512	198,774	339	194,176	97.7
		502	189,343	334	185,866	98.2
			△4.7		△4.3	
	環境省	108	12,411	49	11,135	89.7
		116	12,299	49	10,831	88.1
			△0.9		△2.7	
	防衛省	79	4,647	14	3,660	78.8
		76	4,983	14	3,950	79.3
			7.2		7.9	
	国会	26	102			
		24	79			
			△21.7			
	裁判所	23	875			
		23	706			
			△19.3			
	会計検査院	16	40			
		14	28			
			△29.8			
	計	1,546	630,047	1,408	603,463	95.8
		1,542	576,485	1,398	551,064	95.6
			△8.5		△8.7	
	独立行政法人	1,007	236,911			
		971	249,886			
			5.5			
	合計	1,876	866,959			
		1,848	826,371			
			△4.7			



注(1)「独立行政法人」欄は、各独立行政法人の支出先法人数及び支出金額を合計したものである。

注(2)「支出先法人数」に係る「計」欄及び「合計」欄は、重複分を除いた実数である。

注(3)「増△減率」欄は、平成18年度の支出金額に対する増減率である。図表1-5及び図表1-6においても同じ。

ウ 国等の補助金等の状況

(7) 国等の補助金等の交付の状況

国費等交付先法人に対する国等の補助金等の交付の状況をみると、図表1-5のとおりとなっている。

国の補助金等についてみると、18年度においては475法人に対して2550億円、19年度においては473法人に対して2233億円がそれぞれ交付されており、このうち、自府省所管公益法人に対する交付額が、18、19両年度とも約98%を占めている。

これを府省等別にみると、両年度とも、厚生労働省、農林水産省、経済産業省の3省の補助金等で、国の補助金等の約7割を占めている。

そして、19年度の交付額を18年度と比較すると、農林水産省の交付額が17.0%増加するなどしている一方、外務省の交付額が82.0%、総務省の交付額が48.0%減少するなどしており、全体でも12.4%減少している。

また、独立行政法人の補助金等についてみると、18年度においては357法人に対して620億円、19年度においては340法人に対して855億円がそれぞれ交付されており、19年度の交付額を18年度と比較すると37.8%増加している。

図表1-5 国等の補助金等の交付状況

上段：平成18年度（単位：法人、百万円、％）

中段：19年度（単位：法人、百万円、％）

下段：増△減率（単位：％）

区分 国等		補助金等の交付		左のうち自府省所管公益法人に対 する交付		
		交付先法 人数	金額(A)	交付先法 人数	金額(B)	(B)/(A)
国	内閣	0	-	-	-	-
		0	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	内閣府	4	3,067	1	1,788	58.3
		4	3,586	1	2,413	67.3
		-	16.9	-	34.9	-
	警察庁	0	-	0	-	-
		0	-	0	-	-
		-	-	-	-	-
	金融庁	0	-	0	-	-
		0	-	0	-	-
		-	-	-	-	-
	総務省	9	21,504	7	21,484	99.9
		8	11,181	6	11,167	99.9
		-	△48.0	-	△48.0	-
	法務省	2	94	2	94	100
		2	93	2	93	100
		-	△1.4	-	△1.4	-
	外務省	12	15,380	11	15,347	99.8
		12	2,768	11	2,733	98.7
		-	△82.0	-	△82.2	-
	財務省	2	261	1	167	64.2
		2	201	1	126	62.7
		-	△22.9	-	△24.7	-
	文部科学省	100	8,652	91	8,534	98.6
		89	9,153	79	8,406	91.8
		-	5.8	-	△1.5	-
	厚生労働省	124	62,964	112	61,477	97.6
		133	63,820	120	63,057	98.8
		-	1.4	-	2.6	-
	農林水産省	100	46,211	97	46,067	99.7
		99	54,069	92	53,803	99.5
		-	17.0	-	16.8	-
	経済産業省	79	74,035	73	73,634	99.5
		83	54,885	76	54,450	99.2
		-	△25.9	-	△26.1	-
	国土交通省	56	17,762	52	17,717	99.7
		59	18,489	55	18,449	99.8
		-	4.1	-	4.1	-
	環境省	8	4,693	4	4,657	99.2
		6	4,673	2	4,634	99.2
		-	△0.4	-	△0.5	-
	防衛省	1	412	1	412	100
		1	402	1	402	100
		-	△2.4	-	△2.4	-
	国会	0	-	-	-	-
		0	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	裁判所	0	-	-	-	-
		0	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	会計検査院	0	-	-	-	-
		0	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	計	475	255,039	444	251,384	98.6
		473	223,325	437	219,739	98.4
		-	△12.4	-	△12.6	-
	独立行政法人	357	62,097	-	-	-
		340	85,540	-	-	-
		-	37.8	-	-	-
	合計	737	317,137	-	-	-
		724	308,866	-	-	-
		-	△2.6	-	-	-

注(1) 「独立行政法人」欄は、各独立行政法人が交付した補助金等に係る交付先法人数及び金額を合計したものである。

注(2) 「交付先法人数」に係る「計」欄及び「合計」欄は、重複分を除いた実数である。

(イ) 基金造成のための補助金等の交付の状況

補助事業は、単年度で事業を実施するもののほかに、基金を造成して複数年度にわたって事業を実施するものもある。

国等から交付された補助金等のうち、基金造成のためのものは、18年度は32法人に対して844億円、19年度は33法人に対して1285億円交付されている。

なお、18、19両年度においては国等から補助金等の交付を受けていないが、17年度以前に交付された補助金等を原資とした基金を保有している公益法人もあり、これらを含めて、20年度末における国等の補助金等を原資とした基金の状況については、後掲第2-1-(5)（69ページ参照）に詳述している。

エ 国等との契約の状況

(7) 国等との契約に基づく支払の状況

国費等交付先法人に対する国等との契約に基づく支払の状況についてみると、図表1-6のとおりとなっている。

国との契約に基づく支払金額についてみると、18年度においては1,287法人に対して3750億円、19年度においては1,289法人に対して3531億円が支払われており、このうち、自府省所管公益法人に対する支払金額が、18、19両年度とも約94%を占めている。

これを府省等別にみると、両年度とも、国土交通省が支払金額の5割近くを占めており、次いで経済産業省、厚生労働省の順に多い。

そして、19年度の支払金額を18年度と比較すると、ほとんどの府省等からの支払金額が減少しており、全体でも5.8%減少している。

また、独立行政法人との契約についてみると、18年度においては729法人に対して1748億円、19年度においては709法人に対して1643億円が支払われており、19年度の支払金額を18年度と比較すると、6.0%減少している。

なお、これらの契約のうち、国が発注している調査研究事業に係る契約の状況については、後掲第2-2（91ページ参照）に詳述している。

図表1-6 国等との契約に基づく支払状況

上段：平成18年度（単位：法人、件、百万円、％）

中段：19年度（単位：法人、件、百万円、％）

下段：増△減率（単位：％）

区分		契約に基づく支払			左のうち自府省所管公益法人に対する支払			
国等		契約先法人数	件数	金額(A)	契約先法人数	件数	金額(B)	(B)/(A)
国	内閣	32	108	1,462				
		32	112	1,494				
			3.7	2.2				
	内閣府	124	668	7,192	34	261	3,475	48.3
		116	602	5,298	30	225	1,936	36.5
			△9.9	△26.3		△13.8	△44.3	
	警察庁	33	302	310	9	80	53	17.3
		42	316	390	11	97	36	9.4
			4.6	25.5		21.3	△32.0	
	金融庁	9	15	228	1	1	75	32.9
		10	18	217	1	1	69	32.1
			20.0	△4.6		0.0	△7.1	
	総務省	88	435	6,929	47	218	6,301	90.9
		91	395	6,948	46	219	6,576	94.6
			△9.2	0.3		0.5	4.4	
	法務省	92	8,737	24,360	54	7,291	23,807	97.7
		94	8,054	18,368	59	6,677	18,017	98.1
			△7.8	△24.6		△8.4	△24.3	
	外務省	59	206	5,871	32	150	5,564	94.8
		65	218	5,602	32	140	5,290	94.4
			5.8	△4.6		△6.7	△4.9	
	財務省	85	2,717	4,196	16	1,911	2,350	56.0
		74	2,928	3,818	16	2,236	1,921	50.3
			7.8	△9.0		17.0	△18.2	
	文部科学省	173	1,249	17,450	124	419	15,828	90.7
		194	1,214	15,519	139	427	13,855	89.3
			△2.8	△11.1		1.9	△12.5	
	厚生労働省	327	9,075	43,535	255	875	41,865	96.2
		322	8,759	44,282	238	813	42,455	95.9
			△3.5	1.7		△7.1	1.4	
	農林水産省	183	3,457	12,834	81	2,040	11,814	92.1
		208	2,867	12,349	91	1,567	11,200	90.7
			△17.1	△3.8		△23.2	△5.2	
	経済産業省	212	1,684	56,653	159	1,551	54,756	96.7
		218	1,532	54,994	162	1,397	52,805	96.0
			△9.0	△2.9		△9.9	△3.6	
	国土交通省	482	29,251	181,012	313	27,147	176,459	97.5
		469	28,365	170,854	305	26,429	167,416	98.0
			△3.0	△5.6		△2.6	△5.1	
	環境省	106	710	7,718	49	480	6,477	83.9
		114	685	7,626	49	477	6,196	81.3
			△3.5	△1.2		△0.6	△4.3	
	防衛省	79	3,102	4,234	14	671	3,248	76.7
		76	2,915	4,580	14	645	3,548	77.5
			△6.0	8.2		△3.9	9.2	
	国会	26	81	102				
		24	89	79				
			9.9	△21.7				
	裁判所	23	3,109	875				
		23	1,945	706				
			△37.4	△19.3				
	会計検査院	16	30	40				
		14	27	28				
			△10.0	△29.8				
	計	1,287	64,936	375,008	1,148	43,095	352,078	93.9
		1,289	61,041	353,160	1,151	41,350	331,325	93.8
			△6.0	△5.8		△4.0	△5.9	
	独立行政法人	729	88,800	174,813				
		709	80,955	164,345				
			△8.8	△6.0				
	合計	1,471	153,736	549,822				
		1,469	141,996	517,505				
			△7.6	△5.9				

注(1) 「独立行政法人」欄は、各独立行政法人の契約先法人数、件数及び支払金額を合計したものである。

注(2) 「契約先法人数」に係る「計」欄及び「合計」欄は重複分を除いた実数である。

(イ) 契約の競争性の状況

上記の契約のうち、1件300万円以上の国との契約について、その契約方式の状況をみると、図表1-7のとおり、19年度における競争契約の割合は18年度に比べて増加しているものの、依然として件数で27.3%、支払金額で17.9%にとどまっている。また、19年度における企画随契の割合も18年度に比べて増加しており、企画競争等を経ない随意契約の割合は、件数で9.9%、支払金額で16.2%と、18年度の58.3%、68.5%に比べて大きく減少している。

このうち、所管府省との契約についてみると、18年度から19年度への契約方式の状況の変化は、国との契約全体とほぼ同様となっている。

図表1-7 国との契約における契約方式

上段：件数、支払金額（単位：件、百万円）
下段：割合（単位：%）

区分	年度	件数					支払金額				
		競争契約	随意契約	うち企画随契	うち企画競争等を経ない随意契約	計	競争契約	随意契約	うち企画随契	うち企画競争等を経ない随意契約	計
国との契約	平成18	1,236	7,515	1,418	5,102	8,751	20,320	348,393	44,200	252,748	368,713
	(A)	(14.1)	(85.9)	(16.2)	(58.3)	(100)	(5.5)	(94.5)	(12.0)	(68.5)	(100)
	19	2,038	5,439	1,685	743	7,477	62,149	284,899	56,984	56,260	347,048
	(B)	(27.3)	(72.7)	(22.5)	(9.9)	(100)	(17.9)	(82.1)	(16.4)	(16.2)	(100)
	<参考> (B)-(A) (%ポイント)	13.1	△ 13.1	6.3	△ 48.4		12.4	△ 12.4	4.4	△ 52.3	
うち所管府省との契約	18	1,027	6,835	1,244	4,729	7,862	16,161	331,882	41,229	241,942	348,043
	(A)	(13.1)	(86.9)	(15.8)	(60.2)	(100)	(4.6)	(95.4)	(11.8)	(69.5)	(100)
	19	1,678	4,937	1,510	586	6,615	54,853	272,470	53,557	51,772	327,324
	(B)	(25.4)	(74.6)	(22.8)	(8.9)	(100)	(16.8)	(83.2)	(16.4)	(15.8)	(100)
	<参考> (B)-(A) (%ポイント)	12.3	△ 12.3	7.0	△ 51.3		12.1	△ 12.1	4.5	△ 53.7	

また、1件300万円以上の独立行政法人との契約についても、図表1-8のとおり、19年度においては、競争契約の割合及び企画随契の割合共に、18年度に比べて増加しており、一方、企画競争等を経ない随意契約の割合は、18年度に比べて減少している。しかし、国との契約に係る契約方式の状況と比較すると、競争契約の割合は低く、企画競争等を経ない随意契約の割合が相対的に高い状況となっている。

図表1-8 独立行政法人との契約における契約方式

上段：件数、支払金額（単位：件、百万円）
下段：割合（単位：％）

区分 年度	件数					支払金額				
	競争契約	随意契約	うち 企画随契	うち企画 競争等を経ない 随意契約	計	競争契約	随意契約	うち 企画随契	うち企画 競争等を経ない 随意契約	計
平成18	242	2,492	350	1,889	2,734	7,193	163,426	20,602	125,804	170,619
(A)	(8.9)	(91.1)	(12.8)	(69.1)	(100)	(4.2)	(95.8)	(12.1)	(73.7)	(100)
19	298	2,095	423	1,325	2,393	19,159	141,471	35,504	90,666	160,630
(B)	(12.5)	(87.5)	(17.7)	(55.4)	(100)	(11.9)	(88.1)	(22.1)	(56.4)	(100)
<参考> (B)-(A) (%ポイント)	3.6	△ 3.6	4.9	△ 13.7		7.7	△ 7.7	10.0	△ 17.3	

(2) 各府省所管の公益法人の財務の状況

ア 各府省所管の公益法人の収入支出決算の状況

(7) 各府省所管の公益法人の収入・支出の概況

調書の提出を受けた各府省所管の公益法人のうち、収入・支出の実績がある法人（18年度6,567法人、19年度6,579法人）の18、19両年度の年間収入額及び年間支出額の状況は、図表1-9のとおりであり、19年度においては、年間収入額が9兆6617億円、年間支出額が9兆8400億円となっており、18年度に比べてそれぞれ4.5%及び2.4%の減少となっている。

これを1法人当たりの平均でみると、19年度においては、年間収入額が14.6億円、年間支出額が14.9億円となっている。このうち、国費等交付先法人は、年間収入額が29.2億円、年間支出額が29.3億円であり、国等からの支出を受けていない法人の年間収入額8.2億円、年間支出額8.5億円と比較すると、いずれも3倍以上の規模になっている。

図表1-9 収入・支出の実績がある法人における年間収入額及び年間支出額の状況

(単位：法人、百万円、%)

区分		法人区分	収入・支出の実績がある法人		
				うち国費等交付先法人	うち国等からの支出を受けていない法人
平成18年度	法人数		6,567	2,017	4,550
	年間収入額計		10,116,046	6,249,662	3,866,383
	年間支出額計		10,082,951	6,228,377	3,854,574
	1法人当たりの平均	年間収入額	1,540	3,098	849
		年間支出額	1,535	3,087	847
19年度	法人数		6,579	2,018	4,561
	年間収入額計		9,661,726	5,897,339	3,764,387
	(対18年度比)		(△ 4.5)	(△ 5.6)	(△ 2.6)
	年間支出額計		9,840,020	5,932,704	3,907,316
	(対18年度比)		(△ 2.4)	(△ 4.7)	(1.4)
	1法人当たりの平均	年間収入額	1,468	2,922	825
		年間支出額	1,495	2,939	856

(注) 平成19年度の「年間収入額計」欄及び「年間支出額計」欄の「(対18年度比)」は、それぞれ18年度の年間収入額計及び年間支出額計に対する増減率である。

(イ) 国費等交付先法人の収入の状況

国費等交付先法人のうち、1事業年度が国の1会計年度と同じ当該年の4月から翌

年の3月までとなっていることから、各年度における国等からの支出額と法人の決算上の計上額とが対応している法人（18、19両年度とも1,854法人）についてみると、収入の状況は次のとおりとなっている。

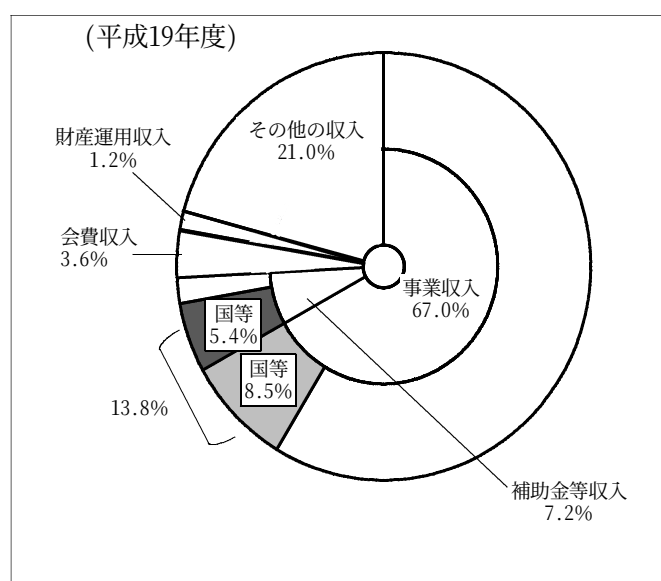
a 収入の内訳

18、19両年度の年間収入額の内訳は、図表1-10のとおりであり、1法人当たりの平均でみると、19年度においては、事業収入が20.7億円（年間収入額に占める割合67.0%）、補助金等収入が2.2億円（同7.2%）、会費収入が1.1億円（同3.6%）、財産運用収入が0.3億円（同1.2%）などとなっている。

図表1-10 国費等交付先法人(1,854法人)における収入の内訳

収入の内訳	平成18年度			19年度		
	金額	割合	1法人当たりの平均	金額	割合	1法人当たりの平均
年間収入額	6,099,271	100	3,289	5,744,186	100	3,098
会費収入	209,869	3.4	113	209,464	3.6	112
財産運用収入	92,306	1.5	49	70,054	1.2	37
補助金等収入	436,210	7.2	235	414,456	7.2	223
うち国の補助金等(①)	253,771	4.2	136	221,559	3.9	119
うち独立行政法人の補助金等(②)	61,196	1.0	33	84,788	1.5	45
事業収入	4,117,236	67.5	2,220	3,846,338	67.0	2,074
うち国との契約(③)	341,901	5.6	184	326,404	5.7	176
うち独立行政法人との契約(④)	170,713	2.8	92	160,276	2.8	86
その他の収入	1,243,648	20.4	670	1,203,873	21.0	649
国からの支出計(⑤=①+③)	595,672	9.8	321	547,963	9.5	295
独立行政法人からの支出計(⑥=②+④)	231,910	3.8	125	245,064	4.3	132
国等からの支出合計(⑦=⑤+⑥)	827,582	13.6	446	793,028	13.8	427

(注) 本表は、国費等交付先法人のうち、事業年度が国の会計年度と同じ4月から3月までの法人について集計している。図表1-11から図表1-13までにおいても同じ。



b 収入に占める国等からの支出額

上記の年間収入額のうち、国等からの支出額の状態をみると、図表1-10のとおり、1法人当たりの平均は、18年度で4.4億円（うち国からの支出額3.2億円）、年間収入額に占める割合13.6%（同9.8%）、19年度で4.2億円（同2.9億円）、年間収入額に占める割合13.8%（同9.5%）となっている。

これを規模別にみると、図表1-11のとおり、19年度においては、国等からの支出額が1000万円未満の法人が651法人（1,854法人に占める割合35.1%）ある一方で、10億円以上の法人が148法人（同8.0%）、うち100億円以上の法人が10法人（同0.5%）となっている。

なお、18、19両年度において、国等からの支出額が10億円以上となっている法人の一覧は巻末別表1-1（167ページ参照）のとおりである。

図表1-11 国等からの支出額の規模別法人数

上段：法人数（単位：法人）
下段：割合（単位：%）

区分		国等からの支出額の規模	1000万円未満	1000万円以上1億円未満	1億円以上10億円未満	10億円以上	うち50億円以上100億円未満	うち100億円以上	計
平成18年度	国等からの支出額		642	603	456	153	28	13	1,854
			(34.6)	(32.5)	(24.6)	(8.3)	(1.5)	(0.7)	(100)
	国からの支出額		863	519	352	120	20	9	1,854
			(46.5)	(28.0)	(19.0)	(6.5)	(1.1)	(0.5)	(100)
	独立行政法人からの支出額		1,364	308	148	34	6	4	1,854
			(73.6)	(16.6)	(8.0)	(1.8)	(0.3)	(0.2)	(100)
19年度	国等からの支出額		651	614	441	148	27	10	1,854
			(35.1)	(33.1)	(23.8)	(8.0)	(1.5)	(0.5)	(100)
	国からの支出額		849	550	342	113	21	5	1,854
			(45.8)	(29.7)	(18.4)	(6.1)	(1.1)	(0.3)	(100)
	独立行政法人からの支出額		1,380	304	138	32	5	5	1,854
			(74.4)	(16.4)	(7.4)	(1.7)	(0.3)	(0.3)	(100)

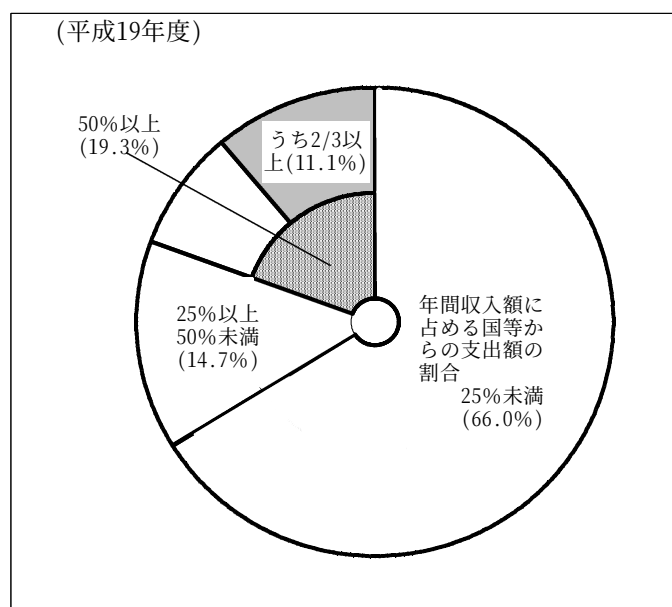
また、国等からの支出額が年間収入額の50%以上となっている法人は、図表1-12のとおり、19年度においては358法人（19.3%）となっており、このうち、3分の2以上となっている法人は206法人（11.1%）となっている。

図表1-12 年間収入額に占める国等からの支出額の割合

上段：法人数（単位：法人）

下段：割合（単位：%）

国等からの 支出額の 割合 年度	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上	うち2/3以上	計
平成18	1,220 (65.8)	254 (13.7)	380 (20.5)	220 (11.9)	1,854 (100)
19	1,224 (66.0)	272 (14.7)	358 (19.3)	206 (11.1)	1,854 (100)



このうち、国からの支出額が年間収入額の3分の2以上となっている法人は、図表1-13のとおり、18年度においては105法人（5.7%）、19年度においては97法人（5.2%）となっている。また、このうち、所管府省からの支出額のみで3分の2以上となっている法人は、18年度においては97法人（5.2%）、19年度においては87法人（4.7%）となっている。

図表1-13 年間収入額に占める国からの支出額の割合

上段：法人数（単位：法人）
下段：割合（単位：％）

年間収入額に占める割合		25%未満	25%以上 50%未満	50%以上	うち2/3以上	計
区分						
国からの支出額の割合	平成18年度	1,396	227	231	105	1,854
		(75.3)	(12.2)	(12.5)	(5.7)	(100)
	19年度	1,390	245	219	97	1,854
		(75.0)	(13.2)	(11.8)	(5.2)	(100)
	補助金等の交付額の占める割合	1,713	77	64	18	1,854
		(92.4)	(4.2)	(3.5)	(1.0)	(100)
	19年度	1,717	79	58	16	1,854
		(92.6)	(4.3)	(3.1)	(0.9)	(100)
	契約に基づく支払金額の占める割合	1,541	158	155	77	1,854
		(83.1)	(8.5)	(8.4)	(4.2)	(100)
うち所管府省からの支出額の割合	18年度	1,427	217	210	97	1,854
		(77.0)	(11.7)	(11.3)	(5.2)	(100)
	19年度	1,422	231	201	87	1,854
		(76.7)	(12.5)	(10.8)	(4.7)	(100)
	所管府省からの補助金等の交付額の占める割合	1,715	77	62	18	1,854
		(92.5)	(4.2)	(3.3)	(1.0)	(100)
	19年度	1,721	76	57	16	1,854
		(92.8)	(4.1)	(3.1)	(0.9)	(100)
	所管府省との契約に基づく支払金額の占める割合	1,566	151	137	69	1,854
		(84.5)	(8.1)	(7.4)	(3.7)	(100)
	19年度	1,567	162	125	62	1,854
		(84.5)	(8.7)	(6.7)	(3.3)	(100)

- c 国からの支出額が年間収入額の3分の2以上となっている公益法人における国からの支出額の公表状況

改革実施計画においては、「補助金依存型公益法人」（国から交付された補助金・委託費等の額が年間収入額の3分の2以上を占める公益法人）に交付される「補助金等」の必要性等を検証して、「補助金等」の廃止等の措置を講ずることにより、「補助金依存型公益法人」の解消を図ることとされている。

そして、改革実施計画においては、国から「補助金等」の支出を受けた公益法人はその金額及び年間収入額に対する当該「補助金等」の割合を公表することとなっているが、この場合の「補助金等」は、国から交付される補助金等及び予算科目が「（目）〇〇委託費」から支出されたものに限定されている。改革実施計画において公益法人に国からの「補助金等」の状況を公表するよう求めていることとは視点が異なるため、一概に比較することはできないが、「補助金等」以外の支出を受けている場合も国からの支出を受けている点では同じであることから、予算科目を問わず、国からの支出すべてを対象として公表状

況の分析を試みた。

すなわち、18年度において、予算科目を問わず国からの支出額が年間収入額の3分の2以上となっている前記の105法人について、国からの支出を「補助金等」に限定した場合、当該「補助金等」の額の年間収入額に占める割合が3分の2以上となるものは32法人にすぎず、残る73法人は3分の2未満となっている。

これらの73法人は国からの支出額が年間収入額に占める割合が高い法人であることから、さらに国からの支出に係る公表状況について分析したところ、図表1-14のとおり、18年度における国からの支出額は1708億円となっているが、国から「補助金等」の支出を受けたものとして公表されている支出額は59億円となっていて、当該73法人に対する国からの支出額全体の3.5%にとどまっている。

そして、18年度における国からのすべての支出額のうち、「補助金等」の支出を受けたものとして公表されている支出額の割合を法人ごとに分類してみると、図表1-15のとおりとなっており、これによると、国からの支出額が年間収入額に占める割合が高い法人であるのに、公表すべき国からの支出額が全くないものが50法人（68.5%）となっている。

このように、国からの支出に大きく依存している公益法人に対する国からの支出の状況が十分には明らかになってはおらず、国の支出の透明性を図る見地から、国からの支出の公表の更なる拡充が望まれる。

図表1-14 国からの支出を「補助金等」に限定した場合、国からの支出額の年間収入額に占める割合が3分の2以上ではなく3分の2未満となる73法人に係る国からの支出額の公表状況

上段：金額（単位：百万円） 下段：割合（単位：%）		
「補助金等」の支出を受けたものとして公表された額	「補助金等」の支出を受けたものではないために公表されていない額	計
5,932	164,897	170,830
3.5	96.5	100

図表1-15 国からの支出を「補助金等」に限定した場合、国からの支出額が年間収入額に占める割合が3分の2以上ではなく3分の2未満となる73法人に係る国からのすべての支出額に対する「補助金等」の額の公表している割合ごとの法人数
 上段：法人数（単位：法人）
 下段：割合（単位：%）

0%	0%超 25%未満	25%以上 50%未満	50%以上	計
50	10	3	10	73
(68.5)	(13.7)	(4.1)	(13.7)	(100)

(ウ) 国費等交付先法人の支出の状況

国費等交付先法人のうち、1事業年度が国の1会計年度と同じ当該年の4月から翌年の3月までとなっている法人（18、19両年度とも1,854法人）について、その支出の状況をみると、次のとおりとなっている。

a 支出の内訳

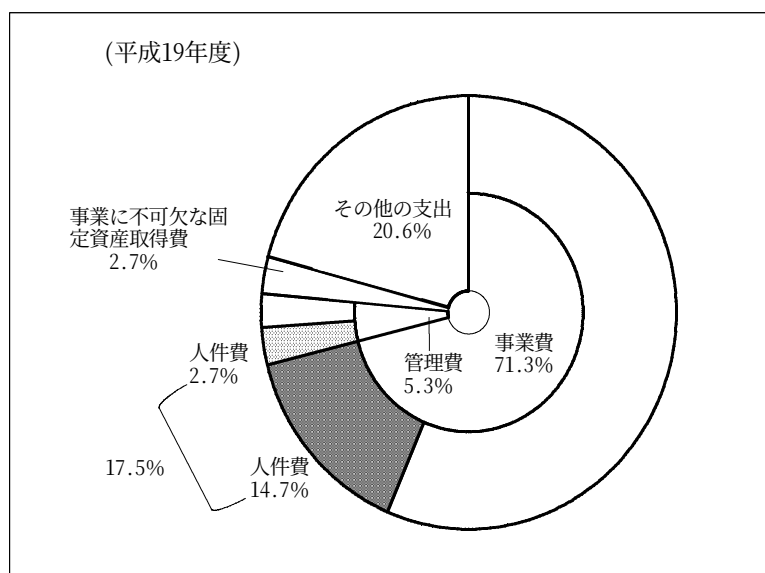
18、19両年度の年間支出額の内訳は、図表1-16のとおりであり、1法人当たりの平均でみると、19年度においては、事業費が22.2億円（年間支出額に占める割合71.3%）、管理費が1.6億円（同5.3%）、事業に不可欠な固定資産取得費が0.8億円（同2.7%）などとなっている。

また、1法人当たりの平均でみた19年度の年間支出額は、18年度に比べて減少しているが、人件費は、18年度の5.3億円（同16.4%）に対して、19年度は5.4億円（同17.5%）と増加している。

図表1-16 国費等交付先法人（1,854法人）における支出の内訳

		(単位：百万円、%)					
区分 支出の内訳	平成18年度			19年度			
	金額	割合	1 法人当たり の平均	金額	割合	1 法人当たり の平均	
年間支出額	6,079,914	100	3,279	5,779,788	100	3,117	
事業費	4,249,609	69.9	2,292	4,123,383	71.3	2,224	
うち人件費(①)	833,260	13.7	449	851,619	14.7	459	
管理費	320,416	5.3	172	305,912	5.3	165	
うち人件費(②)	164,309	2.7	88	157,065	2.7	84	
事業に不可欠な固定 資産取得費	130,522	2.1	70	157,787	2.7	85	
その他の支出	1,379,365	22.7	743	1,192,704	20.6	643	
人件費 (①+②)	997,569	16.4	538	1,008,685	17.5	544	

(注) 本表は、国費等交付先法人のうち、事業年度が国の会計年度と同じ4月から3月までの法人について集計している。図表1-17及び図表1-18においても同じ。



b 管理費

指導監督基準等において、管理費は、公益法人の内部に還元される傾向の強い経費であることから、当期支出合計額に占める割合が過大になり公益事業を圧迫するようなことがあってはならないとされており、可能な限り総支出額（年間支出額と次期繰越収支差額の合計）の2分の1以下にすることとされている。

そこで、総支出額に占める管理費の割合をみると、図表1-17のとおり、50%超となっている法人が、18年度においては40法人、19年度においては34法人と

なっている。

図表1-17 国費等交付先法人（1,854法人）における総支出額に占める管理費の割合
(単位：法人、%)

管理費の割合		25%以下	25%超 50%以下	50%超	うち75% 超	計
区分						
平成18年度	法人数	1,446	368	40	5	1,854
	(割合)	(78.0)	(19.8)	(2.2)	(0.3)	(100)
19年度	法人数	1,471	349	34	5	1,854
	(割合)	(79.3)	(18.8)	(1.8)	(0.3)	(100)

c 人件費

運用指針において、管理費は、公益法人の運営に必要な基礎的な経費であり、その最も大きな割合を占めるのが人件費と考えられるとされており、指導監督基準において、人件費の管理費に占める割合について過大なものとならないようにすることとされている。

そこで、19年度の管理費に占める人件費の割合をみると、図表1-18のとおり、50%以上となっている法人が1,139法人（61.4%）、このうち75%以上となっている法人が254法人（13.7%）となっている。

図表1-18 管理費に占める人件費の割合（平成19年度）

人件費の割合		25%未満	25%以上 50%未満	50%以上	うち75% 以上	計
区分						
法人数		193	522	1,139	254	1,854
	(割合)	(10.4)	(28.2)	(61.4)	(13.7)	(100)

次に、19年度に国から補助金等の交付を受けた公益法人473法人について、国から交付された補助金等の人件費への充当状況をみると、図表1-19のとおりである。

すなわち、473法人のうち321法人において、人件費に国から交付された補助金等を充当しており、その充当額は228億円となっている。この額は、321法人の人件費3702億円の6.2%に相当する。

また、321法人について、各法人の人件費に占める国から交付された補助金等の充当額の割合をみると、50%以上となっている法人が54法人（321法人に占める割合16.8%）、このうち75%以上の法人が27法人（同8.4%）となっている。

図表1-19 国から交付された補助金等の人件費への充当状況（平成19年度）
（単位：法人、百万円、%）

国から補助金等の交付を受けている法人数	左の法人における人件費	うち補助金等を人件費に充当している法人数	左の法人における人件費(A)	左の法人における補助金を充当した人件費(B)	((B)/(A))	(B)/(A)別法人数及び割合				計
						25%未満	25%以上50%未満	50%以上	うち75%以上	
473	418,866	321	370,276	22,860	(6.2)	211	56	54	27	321
						(65.7)	(17.4)	(16.8)	(8.4)	(100)

d 第三者分配型補助金等の状況

改革実施計画において、国から公益法人に交付された補助金等のうち、交付先の公益法人において当該補助金等の5割以上を他の法人等の第三者に分配・交付するものについては、「第三者分配型補助金等」とされ、当該補助金等の廃止、国からの直接交付等の措置を講ずることにより解消を図り、また、第三者分配型補助金等となることについて特段の理由があると認められるものについては、その理由を公表することとされている。

そこで、国費等交付先法人のうち、国から補助金等の交付を受けた公益法人が、他の法人等の第三者に当該補助金等を分配・交付（以下「再補助等」という。）している状況をみると、図表1-20のとおり、19年度においては、142法人が223件の再補助等（国の補助金等相当額361億円）を行っている。そして、国の補助金等の交付額のうち、再補助等を行った額の割合が50%以上となっているものが、24法人34件（同307億円）あり、うち14法人24件（同256億円）においては同割合が75%以上となっている。

（再補助等の割合が50%以上の国の補助金等の一覧については、巻末別表1-2（175ページ）参照）

図表1-20 再補助等の状況

(単位：法人、件、百万円、%)

再補助等の割合等 区分		国から補助金等が交付されているもの	再補助等を行っていないもの	再補助等を行っているもの	再補助等の割合		
					50%未満	50%以上	うち75%以上
平成 18年度	法人数	475	382	137	118	30	19
	補助金等の件数	1,616	1,401	215	172	43	31
	(割合)	(100)	(86.7)	(13.3)	(10.6)	(2.7)	(1.9)
	補助金等の交付額	255,039	140,350	114,689			
	うち再補助等相当額			58,797	9,296	49,500	48,730
19年度	法人数	473	375	142	125	24	14
	補助金等の件数	1,501	1,278	223	189	34	24
	(割合)	(100)	(85.1)	(14.9)	(12.6)	(2.3)	(1.6)
	補助金等の交付額	223,325	133,197	90,128			
	うち再補助等相当額			36,150	5,424	30,726	25,628

(注) 「法人数」に係る「国から補助金等が交付されているもの」欄及び「再補助等を行っているもの」欄は、重複分を除いた実数である。

(エ) 国費等交付先法人の収支差額の状況

公益法人の収入支出決算においては、総収入（前期繰越収支差額と年間収入額の合計）と年間支出額との差額は次期繰越収支差額として処理される。このため、年間収入額が年間支出額を上回っている場合は、前期繰越収支差額に比べて次期繰越収支差額が増加する。

そこで、国費等交付先法人のうち、1事業年度が国の1会計年度と同じ当該年の4月から翌年の3月までとなっている法人（18、19両年度とも1,854法人）について、18、19両年度の前期繰越収支差額と次期繰越収支差額を比較したところ、図表1-21のとおりとなっている。

これによると、1,854法人全体においては、18年度は、前期繰越収支差額に比べて次期繰越収支差額が193億円増加しているが、19年度は、356億円減少している。そして、19年度において、次期繰越収支差額が増加した法人は969法人（52.3%）、減少した法人は873法人（47.1%）となっている。

図表1-21 国費等交付先法人（1,854法人）における収支差額の状況

(単位：法人、百万円、%)

区分 年度	法人数 (A)	前期繰越 収支差額計 (B)	次期繰越 収支差額計 (C)	差引 ((C)-(B))	前期繰越 収支差額 に比べて 次期繰越 収支差額 が増加し た法人数 (D) ((D)/(A))	前期繰越 収支差額 に比べて 次期繰越 収支差額 が減少し た法人数 (E) ((E)/(A))	前期繰越 収支差額 と次期繰 越収支差 額が同額 の法人数 (F) ((F)/(A))
平成18	1,854	623,883	643,239	19,356	1,044 (56.3)	794 (42.8)	16 (0.9)
19	1,854	601,008	565,406	△35,602	969 (52.3)	873 (47.1)	12 (0.6)

注(1) 本表は、国費等交付先法人のうち、事業年度が国の会計年度と同じ4月から3月までの法人について集計している。

注(2) 平成19年度から会計基準を変更するなどしている法人があるため、18年度の「次期繰越収支差額計」と19年度の「前期繰越収支差額計」とは一致しない。

(オ) 国費等交付先法人における指導監督基準上の収益事業の状況

指導監督基準においては、公益法人の事業のうち付随的に行う収益を目的とする事業（以下「指導監督基準上の収益事業」という。）について、その支出規模を可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめることとされている。

そこで、国費等交付先法人2,018法人における19年度の指導監督基準上の収益事業に係る収入・支出の状況をみると、図表1-22のとおり、指導監督基準上の収益事業に係る収入があるのは489法人（24.2%）であり、その収入額は1586億円、支出額は1259億円となっている。

図表1-22 指導監督基準上の収益事業の状況（平成19年度）

(単位：法人、百万円、%)

国費等交付 先法人数(A)	指導監督基準上の 収益事業に係る収入 のない法人数(B) ((B)/(A))	指導監督基準上の 収益事業に係る収入 のある法人数(C) ((C)/(A))	収益事業収入計 (D)	収益事業支出計 (E)	差引 (D)-(E)
2,018	1,529 (75.8)	489 (24.2)	158,626	125,963	32,662

そして、上記の489法人について、19年度の指導監督基準上の収益事業に係る収入の総収入に占める割合をみると、図表1-23のとおり、50%超となっている法人は59法人（489法人に占める割合12.1%）、このうち75%超となっている法人は19法人（同3.9%）となっている。

また、指導監督基準において明記されている支出規模についてみると、19年度の指導監督基準上の収益事業に係る支出の総支出額に占める割合が50%超となっている法人が44法人（同9.0%）、このうち75%超となっている法人が10法人（同2.0%）となっている。

図表1-23 指導監督基準上の収益事業に係る収入及び支出の状況（平成19年度）

(単位：法人、%)

指導監督 基準上の 収益事業 に係る収 入のある 法人数	収入				収益事業 支出のある 法人数	支出				収益事業支 出のない法 人数
	総収入に占める収益事業収入の割合別法 人数及び割合					総支出に占める収益事業支出の割合別法 人数及び割合				
	25%以下	25%超 50%以下	50%超	うち75% 超		25%以下	25%超 50%以下	50%超	うち75% 超	
489	359 (73.4)	71 (14.5)	59 (12.1)	19 (3.9)	454 (92.8)	363 (74.2)	47 (9.6)	44 (9.0)	10 (2.0)	35 (7.2)

(カ) 国費等交付先法人における法人税法上の収益事業の状況

公益法人に係る税制については、第1-2-(1)-ウ-(イ)（3ページ参照）に記述したとおりであるが、国費等交付先法人2,018法人における19年度の法人税法上の収益事業に係る収入の状況をみると、図表1-24のとおり、当該収入があるのは1,237法人（61.3%）となっており、その収入額は1兆6551億円となっている。このうち、国の補助金等は197億円、国との契約による収入は2405億円、独立行政法人の補助金等は206億円及び独立行政法人との契約による収入は729億円となっている。

図表1-24 法人税法上の収益事業に係る収入の状況（平成19年度）

（単位：法人、百万円、%）

国費等交付先法人(A)	法人税法上の収益事業に係る収入のある法人数(B) (B)/(A)	収益事業収入計	うち国等からの収入				
			うち国等からの収入	うち国の補助金等	うち国との契約による収入	うち独立行政法人の補助金等	うち独立行政法人との契約による収入
2,018	1,237 (61.3)	1,655,176	353,986	19,788	240,578	20,653	72,965

そして、上記の1,237法人について、19年度の法人税法上の収益事業に係る収入の総収入に占める割合をみると、図表1-25のとおり、50%以上となっている法人が452法人（1,237法人に占める割合36.5%）、このうち75%以上となっている法人が199法人（同16.1%）となっている。

図表1-25 法人税法上の収益事業に係る収入の総収入に占める割合の状況（平成19年度）

(単位：法人、%)

法人税法上の 収益事業に係 る収入のある 法人数	総収入に占める収益事業収入の割合別法人数 及び割合			
	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上	うち75%以 上
1,237	508 (41.1)	277 (22.4)	452 (36.5)	199 (16.1)

また、前記1,237法人の19年度における「みなし寄附金」制度の利用状況をみると、利用していない法人958法人に対して、利用している法人は279法人となっており、その額は180億円となっている。

イ 各府省所管の公益法人の資産、負債等の状況

(ア) 各府省所管の公益法人の資産、負債及び正味財産の概況

調書の提出を受けた各府省所管の公益法人のうち、収入・支出の実績がある法人（18年度6,567法人、19年度6,579法人）の18、19両年度末の資産、負債及び正味財産の状況は、図表1-26のとおりであり、19年度末においては、資産額が41兆4015億円、負債額が29兆2278億円及び正味財産額が12兆1736億円となっており、18年度末に比べていずれも増加している。このうち、国費等交付先法人についてみると、19年度末においては、資産額が11兆4382億円、負債額が6兆6862億円及び正味財産額が4兆7520億円となっている。

また、収入・支出の実績がある法人について1法人当たりの平均でみると、19年度末においては、資産額が62.9億円、負債額が44.4億円及び正味財産額が18.5億円となっており、このうち、国費等交付先法人における状況をみるために、国等からの支出を受けていない法人と比較してみると、国費等交付先法人の方が資産の規模は小さいが、正味財産の規模は大きくなっている。

(注8) 正味財産 公益法人には、企業と異なり資本の概念がないため、企業会計の純資産の部に当たる部分は「正味財産」として区分されている。

図表1-26 収入・支出の実績がある法人における資産、負債及び正味財産の状況
(単位：法人、百万円、%)

法人区分			収入・支出の実績がある法人	うち国費等交付先法人	うち年間収入額に占める国等からの支出額の割合が50%以上の法人	うち国等からの支出を受けていない法人
区分						
平成18年度末	法人数		6,567	2,017	380	4,550
	資産計(A)		40,735,794	11,071,258	1,154,944	29,664,535
	負債計(B)		28,657,843	6,220,317	653,127	22,437,525
	((B)/(A))		(70.4)	(56.2)	(56.6)	(75.6)
	正味財産計(C)		12,077,950	4,850,940	501,816	7,227,010
	((C)/(A))		(29.6)	(43.8)	(43.4)	(24.4)
	1法人当たりの平均	資産	6,203	5,488	3,039	6,519
		負債	4,363	3,083	1,718	4,931
正味財産		1,839	2,405	1,320	1,588	
19年度末	法人数		6,579	2,018	358	4,561
	資産計(D)		41,401,511	11,438,212	1,135,184	29,963,298
	(増△減率)		(1.6)	(3.3)	(△1.7)	(1.0)
	負債計(E)		29,227,833	6,686,201	640,072	22,541,631
	(増△減率)		(2.0)	(7.5)	(△2.0)	(0.5)
	((E)/(D))		(70.6)	(58.5)	(56.4)	(75.2)
	正味財産計(F)		12,173,678	4,752,011	495,111	7,421,667
	(増△減率)		(0.8)	(△2.0)	(△1.3)	(2.7)
	((F)/(D))		(29.4)	(41.5)	(43.6)	(24.8)
	1法人当たりの平均	資産	6,292	5,668	3,170	6,569
		負債	4,442	3,313	1,787	4,942
		正味財産	1,850	2,354	1,382	1,627

注(1) 平成19年度末の「資産計」欄、「負債計」欄及び「正味財産計」欄の「(増△減率)」は、それぞれ18年度末の各欄に対する増減率である。

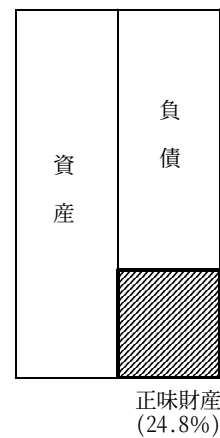
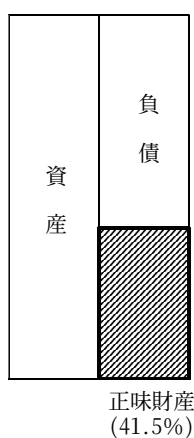
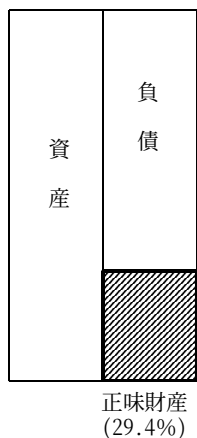
注(2) 「うち年間収入額に占める国等からの支出額の割合が50%以上の法人」欄は事業年度が国の会計年度と同じ4月から3月までの法人について集計している。

(資産の額に対する正味財産の額の割合(平成19年度末))

①収入・支出の実績がある法人全体

②国費等交付先法人

③国等からの支出を受けていない法人



(イ) 国費等交付先法人の資産、負債及び正味財産の状況

a 資産及び負債の状況

国費等交付先法人（18年度2,017法人、19年度2,018法人）における18、19両年度末の資産及び負債の内訳は、図表1-27のとおりとなっている。

このうち、19年度末においては、資産11兆4382億円のうち、流動資産は2兆5632億円（うち現預金は8055億円）、固定資産は8兆8749億円（うち有価証券は4兆1180億円）となっている。また、負債6兆6862億円のうち、流動負債は1兆8184億円、固定負債は4兆8677億円となっている。

そして、19年度末の状況を18年度末と比較すると、資産については流動資産、負債については流動負債の割合が大きく増加している。

図表1-27 国費等交付先法人の資産及び負債の状況

(単位：百万円、%)

年度末 区分		平成18 (2,017法人)	19 (2,018法人)
資産(A)		11,071,258	11,438,212
	流動資産(B)	1,972,065	2,563,261
	((B)/(A))	(17.8)	(22.4)
	うち現預金(C)	861,198	805,550
	((C)/(A))	(7.8)	(7.0)
	固定資産(D)	9,099,192	8,874,951
	((D)/(A))	(82.2)	(77.6)
	うち有価証券(E)	3,716,069	4,118,044
	((E)/(A))	(33.6)	(36.0)
負債(F)		6,220,317	6,686,201
	流動負債(G)	1,114,197	1,818,422
	((G)/(F))	(17.9)	(27.2)
	固定負債(H)	5,106,120	4,867,779
	((H)/(F))	(82.1)	(72.8)

b 正味財産の状況

国費等交付先法人における正味財産については、図表1-26のとおり、19年度末において4兆7520億円、1法人当たりの平均で23.5億円となっているが、このうち、年間収入額に占める国等からの支出額の割合が50%以上の法人について

みると、1法人当たりの平均で13.8億円となっており、国費等交付先法人の1法人当たりの平均と比べて規模が小さくなっている。

一方で、資産に対する正味財産の割合をみると、年間収入額に占める国等からの支出額の割合が50%以上の法人では43.6%で、国費等交付先法人の41.5%、国等からの支出を受けていない法人の24.8%に比べて高くなっている。

また、新会計基準においては、正味財産を、寄附者等の意思によって特定の目的に用途が制限されている資産の額に相当する「指定正味財産」と指定正味財産以外の「一般正味財産」に区分して表示することとされている。

そこで、国費等交付先法人のうち、新会計基準を18年度から適用している1,075法人の正味財産の状況をみると、図表1-28のとおりであり、19年度末においては、指定正味財産は1兆3086億円、一般正味財産は1兆8117億円となっている。

図表1-28 新会計基準を18年度から適用している1,075法人における正味財産の状況

(単位：法人、百万円、%)

区分	年度末	平成18	19
資産計(A)		7,681,647	8,022,115
1法人当たりの平均		7,145	7,462
正味財産計(B)		3,259,825	3,120,397
1法人当たりの平均		3,032	2,902
指定正味財産(C)		1,433,045	1,308,628
1法人当たりの平均		1,333	1,217
((C)/(B))		(44.0)	(41.9)
一般正味財産(D)		1,826,779	1,811,769
1法人当たりの平均		1,699	1,685
((D)/(B))		(56.0)	(58.1)
((D)/(A))		(23.8)	(22.6)

ウ 外部監査の導入状況

前記の「公益法人の指導監督体制の充実等について」においては、各府省は、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の所管する公益法人に対して、公認会計士等による監査を受けるよう要請するとされている。

そこで、国費等交付先法人のうち、18年度の決算で上記の基準に該当する法人に

における19年10月1日現在の公認会計士等による監査の導入状況をみると、図表1-29のとおりであり、上記要請の対象となる597法人のうち85.1%に当たる508法人が、公認会計士等による監査を受けている。

図表1-29 公認会計士等による監査の導入状況（平成19年10月1日現在）

（単位：法人、％）

区分	要請の対象となる法人数(A)	公認会計士等による監査を導入している法人数(B)	(B)/(A)
所管府省			
内閣府	10	7	70.0
警察庁	7	7	100
金融庁	4	4	100
総務省	38	37	97.4
法務省	10	9	90.0
外務省	20	19	95.0
財務省	8	7	87.5
文部科学省	114	99	86.8
厚生労働省	112	85	75.9
農林水産省	69	55	79.7
経済産業省	130	117	90.0
国土交通省	148	131	88.5
環境省	13	13	100
防衛省	4	4	100
計	597	508	85.1

（注）「計」欄の法人数は、共管法人の重複分を除いた実数である。

エ 個別の法人における事態

各府省及び国費等交付先法人において、国から交付された補助金等の人件費への充当状況について実地に検査したところ、以下のとおり、検討の必要があったと認められる事態が見受けられた。

<事例>

- ① 財団法人日本特産農産物協会は、平成19年度に国産大豆の入札取引等を行う大豆価格形成安定化事業を6811万円で実施し、入札参加者から徴収した拠出金720万円及び農林水産省から交付を受けた大豆価格形成安定化補助金6090万円を充当している。
- 同財団法人は、補助対象事業費に、入札業務等に要した手当として1510万円を含

めており、うち1185万円は入札業務等に従事した職員の給与等、325万円は同財団法人の社会保険料事業主負担分であるとしていた。

しかし、入札業務等に従事した職員に係る社会保険料事業主負担分の従事割合に基づく額は151万円となることなどから、入札業務等に要した手当の額は1322万円となるが、これを超える額188万円（国庫補助金同額）を補助対象事業費に含めていた。

なお、この超過額については、会計実地検査後、国庫に返納された。

- ② 財団法人食品流通構造改善促進機構は、平成18年度に食品流通効率化対策事業等6事業を計4億5196万円で実施し、農林水産省から総合食料対策事業関係補助金等計4億4914万円の交付を受けている。

同財団法人は、補助事業に要した人件費として、計5902万円を補助対象事業費に含めていた。

しかし、補助事業に従事した職員7人の人件費は、他事業分を除くと年間合計で4780万円であり、また、同省による6事業の補助金の交付決定は18年6月以降になされており、上記職員7人の18年6月以降の人件費を計算すると計3924万円であった。同財団法人は、①同年4月に同省から補助金の割当内示を受けるなどしたことから、交付決定以前から事業に着手していた、②上記職員7人以外に総務部門の職員も事業に従事していたとしているが、これらを裏付ける業務日誌等の資料がないため、人件費の計上が適切であったか確認できない状況である。

同省は、このように実績が確認できない状況にもかかわらず、本件補助事業の審査、確認を行っていることから、事業主体に対して事業に要した人件費を裏付ける資料を整備させるよう指導すべきであったと認められる。

(3) 各府省所管の公益法人の内部留保の状況

ア 公益法人の内部留保額及び内部留保率

公益法人の内部留保額、内部留保率の算出方法については、第1-2-(1)-エ（3ページ参照）に記述したとおりであるが、運用指針において、具体例などが示されている。

これらの概要についてまとめると、図表1-30のとおりである。

図表1-30 内部留保額、内部留保率の算出式

計 算 式		内部留保率（％）＝ $\frac{\text{内部留保額} [① - (② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥)] }{⑦ + ⑧ + ⑨} \times 100$	
番 号	項 目	具体例、条件等	
内 部 留 保 額	①	総資産額	
	②	財団法人における基本財産	
	③	公益事業を実施するために有している基金	事業目的が限定的であり、容易に取崩しができないものに限る。
	④	法人の運営に不可欠な固定資産	法人事務所・事業所、土地、設備機器等。真に必要な水準に限られるべきであり、法人の事業内容、規模等から考えて不必要に広い法人事務所等は該当しない。
	⑤	将来の特定の支払に充てる引当資産等	当該公益法人の運営上将来必要な特定の支払に充てることがめいりょうであり、かつ、その支払等が可能な限り明確に予定されているものに限られる。単なる積立預金や将来の予想しうる支出額を超えて積み立てられた預金（例：退職給付引当金の額を超えて積み立てられた退職給付引当預金）のその超過額は該当しない。
	⑥	負債相当額	流動負債及び固定負債のうち将来の特定の支払がめいりょうなもの。支払内容の不明な債務や負債性引当金以外の引当金は該当しない。なお、負債相当額のうち引当資産を有している場合には、既に引当資産として控除しているため、当該負債の額は控除できない。
1事業 年度に おける 右の費 用	⑦	事業費	
	⑧	管理費	
	⑨	当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費	資金運用等のための支出は含めない。

(注) 指導監督基準上の内部留保額は、総資産額から事業遂行に直接必要とされる資産の額等を控除することにより算出することとされているが、例えば、法人の運営に不可欠な固定資産を借入金により取得した場合には、減算項目として、当該固定資産の額が「④ 法人の運営に不可欠な固定資産」、借入金の額が「⑥ 負債相当額」にそれぞれ該当することとなり、結果として、正味財産額（資産－負債）がプラスであっても、内部留保額がマイナスとなることがある。

イ 各府省所管の公益法人の内部留保額の状況

(7) 各府省所管の公益法人の内部留保額の概況

調査の提出を受けた各府省所管の公益法人のうち、収入・支出の実績がある法人（18年度6,567法人、19年度6,579法人）の18、19両年度末の内部留保額の状況は、図表1-31のとおり、18年度末においては6475億円、19年度末においては4236億円となっており、19年度末は18年度末に比べて34.6%減少している。

これを1法人当たりの平均でみると、18年度末においては98百万円、19年度末においては64百万円となっており、このうち、国費等交付先法人についてみると、18年度末においては132百万円、19年度末においては120百万円であり、国等からの支出を受けていない法人と比較すると、19年度末は約3倍となっている。

また、18年度末から19年度末にかけての変化をみると、国等からの支出を受けていない法人の52.5%の減少に対して、国費等交付先法人においては9.1%の減少にとどまっている。

図表1-31 収入・支出の実績がある法人における内部留保額の状況

(単位：法人、百万円、%)

法人区分	区分	平成18年度末			19年度末		
		法人数	内部留保額計	1法人当たりの平均	法人数	内部留保額計	(増△減率)
収入・支出の実績がある法人		6,567	647,522 (1,223,355) △ 575,832	98	6,579	423,644 (1,112,727) △ 689,082	(△34.6)
	うち国費等支出先法人	2,017	267,578 (622,931) △ 355,353	132	2,018	243,216 (589,824) △ 346,607	(△9.1)
	うち国等からの支出を受けていない法人	4,550	379,944 (600,424) △ 220,479	83	4,561	180,428 (522,903) △ 342,475	(△52.5)

注 (1) 内部留保額がマイナスとなっている法人があり、それらを相殺した額を計上している。

注 (2) 「(増△減率)」欄は、18年度末の「内部留保額計」に対する増減率である。

(イ) 国費等交付先法人の内部留保額の状況

a 内部留保額の規模

国費等交付先法人2,018法人における19年度末の内部留保額は、上記図表1-31のとおり、2432億円（内部留保額がプラスとなっている額5898億円、マイナスとなっている額3466億円）となっているが、これを規模別にみると、図表1-32のとおりであり、内部留保額の規模が「0円以上5000万円未満」の法人数が816法人

（40.4％）と最も多いが、「1億円以上」の法人も745法人（36.9％）あり、このうち「10億円以上」の法人は115法人（5.7％）となっている。

また、環境省及び国土交通省の両所管の公益法人においては、内部留保額がマイナス100億円規模の法人があるため、1法人当たりの平均の内部留保額がマイナスになっている。

所管府省ごとに19年度末現在の内部留保額の大きい国費等交付先法人10法人を示すと巻末別表1-3（178ページ参照）のとおりである。

図表1-32 所管府省別の国費等交付先法人における内部留保額の規模別の状況
(単位：法人、百万円、%)

区分 所管府省	年度末	法人 数	1法人当 たりの 平均内 部留保 額	内部留保額の規模別法人数及び割合						
				0円未満	0円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億円未満	1億円以上	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上
内閣府	平成18	50	196	3 (6.0)	25 (50.0)	7 (14.0)	15 (30.0)	12 (24.0)	0 (0.0)	3 (6.0)
	19	50	200	5 (10.0)	25 (50.0)	6 (12.0)	14 (28.0)	11 (22.0)	0 (0.0)	3 (6.0)
警察庁	18	15	568	2 (13.3)	2 (13.3)	1 (6.7)	10 (66.7)	6 (40.0)	1 (6.7)	3 (20.0)
	19	15	555	2 (13.3)	2 (13.3)	3 (20.0)	8 (53.3)	4 (26.7)	2 (13.3)	2 (13.3)
金融庁	18	9	195	2 (22.2)	2 (22.2)	1 (11.1)	4 (44.4)	1 (11.1)	2 (22.2)	1 (11.1)
	19	9	310	2 (22.2)	2 (22.2)	0 (0.0)	5 (55.6)	2 (22.2)	1 (11.1)	2 (22.2)
総務省	18	80	369	9 (11.3)	25 (31.3)	6 (7.5)	40 (50.0)	25 (31.3)	7 (8.8)	8 (10.0)
	19	81	283	9 (11.1)	26 (32.1)	7 (8.6)	39 (48.1)	23 (28.4)	8 (9.9)	8 (9.9)
法務省	18	115	94	3 (2.6)	92 (80.0)	6 (5.2)	14 (12.2)	10 (8.7)	2 (1.7)	2 (1.7)
	19	115	87	0 (0.0)	94 (81.7)	7 (6.1)	14 (12.2)	10 (8.7)	2 (1.7)	2 (1.7)
外務省	18	84	300	5 (6.0)	37 (44.0)	10 (11.9)	32 (38.1)	24 (28.6)	3 (3.6)	5 (6.0)
	19	84	158	8 (9.5)	35 (41.7)	13 (15.5)	28 (33.3)	21 (25.0)	4 (4.8)	3 (3.6)
財務省	18	27	374	1 (3.7)	12 (44.4)	3 (11.1)	11 (40.7)	6 (22.2)	3 (11.1)	2 (7.4)
	19	27	385	1 (3.7)	13 (48.1)	3 (11.1)	10 (37.0)	4 (14.8)	2 (7.4)	4 (14.8)
文部科学省	18	461	28	43 (9.3)	199 (43.2)	73 (15.8)	146 (31.7)	116 (25.2)	15 (3.3)	15 (3.3)
	19	462	19	41 (8.9)	202 (43.7)	71 (15.4)	148 (32.0)	114 (24.7)	19 (4.1)	15 (3.2)
厚生労働省	18	394	339	33 (8.4)	160 (40.6)	55 (14.0)	146 (37.1)	105 (26.6)	16 (4.1)	25 (6.3)
	19	394	310	41 (10.4)	156 (39.6)	54 (13.7)	143 (36.3)	101 (25.6)	16 (4.1)	26 (6.6)
農林水産省	18	200	149	16 (8.0)	92 (46.0)	22 (11.0)	70 (35.0)	56 (28.0)	7 (3.5)	7 (3.5)
	19	200	35	17 (8.5)	92 (46.0)	33 (16.5)	58 (29.0)	45 (22.5)	7 (3.5)	6 (3.0)
経済産業省	18	324	298	23 (7.1)	87 (26.9)	49 (15.1)	165 (50.9)	118 (36.4)	19 (5.9)	28 (8.6)
	19	325	312	24 (7.4)	92 (28.3)	48 (14.8)	161 (49.5)	113 (34.8)	17 (5.2)	31 (9.5)
国土交通省	18	415	△188	29 (7.0)	126 (30.4)	62 (14.9)	198 (47.7)	132 (31.8)	34 (8.2)	32 (7.7)
	19	416	△136	27 (6.5)	119 (28.6)	72 (17.3)	198 (47.6)	136 (32.7)	33 (7.9)	29 (7.0)
環境省	18	58	△260	8 (13.8)	27 (46.6)	7 (12.1)	16 (27.6)	16 (27.6)	0 (0.0)	0 (0.0)
	19	58	△246	7 (12.1)	31 (53.4)	8 (13.8)	12 (20.7)	12 (20.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
防衛省	18	15	258	0 (0.0)	8 (53.3)	1 (6.7)	6 (40.0)	5 (33.3)	0 (0.0)	1 (6.7)
	19	15	253	1 (6.7)	8 (53.3)	1 (6.7)	5 (33.3)	4 (26.7)	0 (0.0)	1 (6.7)
計	18	2,017	132	150 (7.4)	817 (40.5)	277 (13.7)	773 (38.3)	552 (27.4)	104 (5.2)	117 (5.8)
	19	2,018	120	156 (7.7)	816 (40.4)	301 (14.9)	745 (36.9)	523 (25.9)	107 (5.3)	115 (5.7)

(注) 「計」欄の法人数は、共管法人の重複分を除いた実数である。

b 総資産額に対する内部留保額

国費等交付先法人全体の19年度末の内部留保額の総資産額に対する割合をみると、図表1-33のとおり、2.1%となっている。また、内部留保額を算出する際に、総資産額から差し引く各減算項目の総資産額に対する割合をみると、19年度末においては、「基本財産」（財団法人における基本財産）は7.7%、「公益事業基金」（公益事業を実施するために有している基金）は34.5%、「運営固定資産」（法人の運営に不可欠な固定資産）は13.8%、「引当資産等」（将来の特定の支払に充てる引当資産等）は13.2%、「負債相当額」は28.7%となっている。

また、国費等交付先法人全体の総資産額は、図表1-33のとおり、18年度末の11兆0712億円から19年度末の11兆4382億円に増加しているが、内部留保額は、18年度末の2675億円から19年度末の2432億円に減少している。これは、減算項目のうち、「基本財産」、「公益事業基金」、「運営固定資産」及び「引当資産等」の各項目の金額がいずれも増加しているためである。このため、内部留保額の総資産額に対する割合は18年度末より低くなっている。

なお、減算項目のうち、最も多額に上っている「公益事業基金」についてみると、19年度末3兆9434億円のうち、61.2%に当たる2兆4115億円を経済産業省所管の法人が保有している。これは、財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターが、使用済燃料の再処理等の費用に充てるため、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（平成17年法律第48号）及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」（平成12年法律第117号）に基づき、電力事業者等からの積立金を管理している「再処理等積立金」及び「最終処分積立金」の計2兆1435億円が大きく影響している。

図表1-33 国費等交付先法人における内部留保額の状況

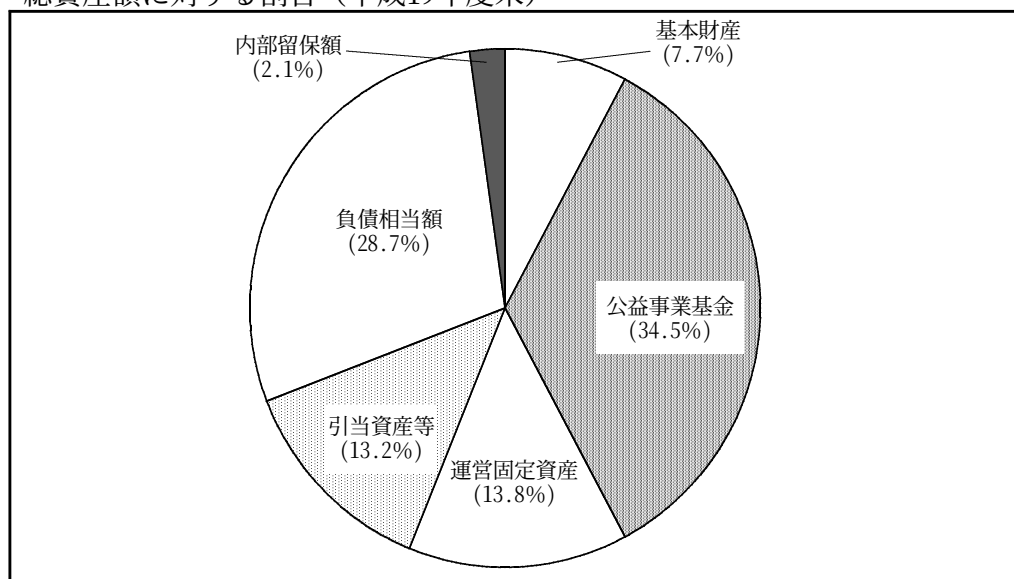
(単位：法人、百万円、%)

区分 所管府省	国費等交付先法人 数	①総資産額	減算項目						内部留保額(A) (A)／①	
			②基本財産 (②／①)	③公益事業基金 (③／①)	④運営固定資産 (④／①)	⑤引当資産等 (⑤／①)	⑥負債相当額 (⑥／①)			
内閣府	50	192,588	25,556 (13.3)	[14]	65,424 (34.0)	43,268 (22.5)	[64]	37,802 (19.6)	10,506 (5.5)	10,029 (5.2)
警察庁	15	149,135	18,885 (12.7)	[6]	308 (0.2)	29,644 (19.9)	[28]	37,982 (25.5)	53,978 (36.2)	8,336 (5.6)
金融庁	9	64,415	1,109 (1.7)	[10]	51,322 (79.7)	3,078 (4.8)	[14]	1,483 (2.3)	4,630 (7.2)	2,791 (4.3)
総務省	81	502,712	68,945 (13.7)	[36]	80,386 (16.0)	137,848 (27.4)	[178]	88,584 (17.6)	103,963 (20.7)	22,983 (4.6)
法務省	115	39,447	3,896 (9.9)	[10]	5,338 (13.5)	4,130 (10.5)	[110]	4,936 (12.5)	11,136 (28.2)	10,008 (25.4)
外務省	84	368,066	39,540 (10.7)	[65]	64,711 (17.6)	18,818 (5.1)	[134]	218,254 (59.3)	13,454 (3.7)	13,287 (3.6)
財務省	27	140,212	46,760 (33.3)	[30]	67,035 (47.8)	5,190 (3.7)	[37]	4,770 (3.4)	6,035 (4.3)	10,419 (7.4)
文部科学省	462	1,448,330	344,579 (23.8)	[703]	114,993 (7.9)	216,186 (14.9)	[696]	562,183 (38.8)	201,327 (13.9)	9,060 (0.6)
厚生労働省	394	2,359,424	99,393 (4.2)	[156]	163,304 (6.9)	384,533 (16.3)	[833]	224,166 (9.5)	1,365,616 (57.9)	122,409 (5.2)
農林水産省	200	1,543,348	45,260 (2.9)	[245]	784,835 (50.9)	122,752 (8.0)	[348]	304,200 (19.7)	279,158 (18.1)	7,141 (0.5)
経済産業省	325	3,277,783	142,586 (4.4)	[266]	2,411,593 (73.6)	217,851 (6.6)	[660]	144,218 (4.4)	259,853 (7.9)	101,680 (3.1)
国土交通省	416	2,538,231	186,489 (7.3)	[368]	374,238 (14.7)	649,095 (25.6)	[873]	226,401 (8.9)	1,158,745 (45.7)	△56,739 (△2.2)
環境省	58	103,295	16,424 (15.9)	[72]	25,203 (24.4)	35,127 (34.0)	[94]	6,430 (6.2)	34,403 (33.3)	△14,293 (△13.8)
防衛省	15	22,056	7,922 (35.9)	[16]	1,616 (7.3)	840 (3.8)	[32]	4,555 (20.7)	3,321 (15.1)	3,800 (17.2)
平成19年度末計	2,018	11,438,212	883,806 (7.7)	[1,784]	3,943,466 (34.5)	1,578,272 (13.8)	[3,695]	1,508,847 (13.2)	3,280,603 (28.7)	243,216 (2.1)
<参考>18年度末計	2,017	11,071,258	852,477 (7.7)		3,711,567 (33.5)	1,575,435 (14.2)		1,240,453 (11.2)	3,423,746 (30.9)	267,578 (2.4)

注(1) 「公益事業基金」欄、「引当資産等」欄の[]書きは、それぞれ基金、資産等の数である。

注(2) 「平成19年度末計」欄は、共管法人の重複を除いた実数である。

総資産額に対する割合（平成19年度末）



(ウ) 国費等交付先法人における公益事業基金の状況

内部留保額の算出上減算項目とされている公益事業基金については、運用指針において、「事業目的が限定的であり、容易に取り崩しができないものに限る。」とされている。

そこで、国費等交付先法人が保有する公益事業基金について、特定の事業のみに使用する旨や取崩し手続についての規定の整備状況をみると、図表1-34のとおりとなっている。

すなわち、19年度末現在で設置されている公益事業基金1,784基金のうち、事業目的に係る規定のないものが471基金（26.4%）、また、取崩し手続についての規定のないものが606基金（34.0%）あり、必ずしも、「事業目的が限定的であり、容易に取り崩しができない」状況が担保されているとはいえない公益事業基金についても、内部留保額の減算項目とされている状況である。これらの公益事業基金を内部留保額の減算項目とすることの妥当性を再検討したり、必要な規定を整備したりする必要があると考えられる。

図表1-34 公益事業基金に係る規定の整備状況（平成19年度末）

（単位：法人、基金、%）

区分 所管府省	国費等交付 先法人数	公益事業基 金設置法人 数	公益事業基 金数(A)	うち事業目的 に係る規定あり	うち事業目的 に係る規定なし (B)	((B)/(A))	うち取崩し手 続についての 規定あり	うち取崩し手 続についての 規定なし (C)	((C)/(A))
内閣府	50	11	14	8	6	(42.9)	8	6	(42.9)
警察庁	15	4	6	5	1	(16.7)	4	2	(33.3)
金融庁	9	5	10	9	1	(10.0)	10	0	(0.0)
総務省	81	25	36	26	10	(27.8)	24	12	(33.3)
法務省	115	8	10	5	5	(50.0)	5	5	(50.0)
外務省	84	23	65	45	20	(30.8)	39	26	(40.0)
財務省	27	14	30	27	3	(10.0)	27	3	(10.0)
文部科学省	462	234	703	515	188	(26.7)	493	210	(29.9)
厚生労働省	394	89	156	99	57	(36.5)	87	69	(44.2)
農林水産省	200	85	245	237	8	(3.3)	214	31	(12.7)
経済産業省	325	129	266	171	95	(35.7)	155	111	(41.7)
国土交通省	416	170	368	273	95	(25.8)	234	134	(36.4)
環境省	58	29	72	58	14	(19.4)	38	34	(47.2)
防衛省	15	6	16	14	2	(12.5)	14	2	(12.5)
計	2,018	748	1,784	1,313	471	(26.4)	1,178	606	(34.0)

（注）「計」欄の法人数及び基金数は、共管法人の重複分を除いた実数である。

また、公益事業基金の中には、国等の補助金等により設置造成されている基金も含まれており、19年度末においては、748法人の1,784基金のうち、76法人の138基金が国等の補助金等を原資としている。

これらの基金による事業の実施状況等については、後掲第2-1-(5)（69ページ参照）に記述している。

ウ 各府省所管の公益法人の内部留保率の状況

(ア) 各府省所管の公益法人の内部留保率の概況

公益法人の内部留保率は、前記第1-2-(1)-エ（3ページ参照）のとおり、運用指針において、原則として、30%程度以下であることが望ましいとされている。

そこで、調書の提出を受けた各府省所管の公益法人のうち、収入・支出の実績がある法人（18年度6,567法人、19年度6,579法人）の18、19両年度末の内部留保率の状況（注9）をみると、図表1-35のとおり、内部留保率が30%超の法人は、19年度末において2,518法人（38.3%）となっており、18年度末の2,705法人（41.2%）に比べて減少している。また、内部留保率が100%超の法人は、18年度末において712法人（10.8%）、19年度末において635法人（9.7%）となっており、同様に減少している。

このうち、国費等交付先法人（18年度2,017法人、19年度2,018法人）では、内部留保率が30%超の法人は、18年度末において713法人（35.3%）、19年度末で659法人（32.7%）となっており、また、100%超の法人は、18年度末において94法人（4.7%）、19年度末において91法人（4.5%）となっている。

（注9） 本報告の本文及び図表の数値は、原則として割合については表示単位未満を四捨五入しているが、内部留保率の算出に当たっては表示単位未満切り捨てとしている。

図表1-35 収入・支出の実績がある法人の内部留保率の状況

(単位：法人、％)

区分 年度等		法人数	内部留保率別法人数及び割合					
			0%以下	0%超 30%以下	30%超	30%超 50%以下	50%超 100%以下	100%超
平成 18 年度 末	収入・支出の実績がある法人	6,567	531	3,331	2,705	1,175	818	712
			(8.1)	(50.7)	(41.2)	(17.9)	(12.5)	(10.8)
	うち国費等交付先法人	2,017	167	1,137	713	379	240	94
			(8.3)	(56.4)	(35.3)	(18.8)	(11.9)	(4.7)
	うち国等から支出を受けていない法人	4,550	364	2,194	1,992	796	578	618
			(8.0)	(48.2)	(43.8)	(17.5)	(12.7)	(13.6)
19 年度 末	収入・支出の実績がある法人	6,579	546	3,515	2,518	1,060	823	635
			(8.3)	(53.4)	(38.3)	(16.1)	(12.5)	(9.7)
	うち国費等交付先法人	2,018	172	1,187	659	343	225	91
			(8.5)	(58.8)	(32.7)	(17.0)	(11.1)	(4.5)
	うち国等から支出を受けていない法人	4,561	374	2,328	1,859	717	598	544
			(8.2)	(51.0)	(40.8)	(15.7)	(13.1)	(11.9)

(イ) 国費等交付先法人の内部留保率の状況

a 内部留保率の状況

国費等交付先法人の内部留保率別の分布状況をみると、図表1-36のとおり、18、19両年度末とも、「0%超10%以下」、「10%超20%以下」及び「20%超30%以下」の法人がそれぞれ約2割を占めているが、30%超の法人も3分の1程度を占めている。

これを所管府省別にみると、19年度末現在で内部留保率が30%超の国費等交付先法人数が多いのは、文部科学省、国土交通省、経済産業省、厚生労働省の順となっている。

所管府省ごとに19年度末現在の内部留保率の高い国費等交付先法人10法人を示すと巻末別表1-4（183ページ参照）のとおりである。

図表1-36 所管府省別の国費等交付先法人の内部留保率の状況

(単位：法人、%)

区分 所管府省	年度末	法人数	内部留保率別法人数及び割合												
			0%以下	0%超 10%以下	10%超 20%以下	20%超 30%以下	30%超	30%超 40%以下	40%超 50%以下	50%超 60%以下	60%超 70%以下	70%超 80%以下	80%超 90%以下	90%超 100%以下	100%超
内閣府	平成18	50	3 (6.0)	9 (18.0)	6 (12.0)	14 (28.0)	18 (36.0)	3 (6.0)	9 (18.0)	2 (4.0)	2 (4.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (4.0)
	19	50	5 (10.0)	8 (16.0)	8 (16.0)	10 (20.0)	19 (38.0)	5 (10.0)	5 (10.0)	2 (4.0)	3 (6.0)	1 (2.0)	0 (0.0)	1 (2.0)	2 (4.0)
警察庁	18	15	2 (13.3)	2 (13.3)	2 (13.3)	5 (33.3)	4 (26.7)	4 (26.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	19	15	2 (13.3)	3 (20.0)	1 (6.7)	8 (53.3)	1 (6.7)	1 (6.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
金融庁	18	9	2 (22.2)	1 (11.1)	1 (11.1)	4 (44.4)	1 (11.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (11.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
	19	9	2 (22.2)	1 (11.1)	1 (11.1)	4 (44.4)	1 (11.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (11.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
総務省	18	80	9 (11.3)	13 (16.3)	8 (10.0)	21 (26.3)	29 (36.3)	12 (15.0)	5 (6.3)	2 (2.5)	4 (5.0)	1 (1.3)	1 (1.3)	2 (2.5)	2 (2.5)
	19	81	9 (11.1)	15 (18.5)	12 (14.8)	23 (28.4)	22 (27.2)	6 (7.4)	4 (4.9)	5 (6.2)	3 (3.7)	1 (1.2)	1 (1.2)	1 (1.2)	1 (1.2)
法務省	18	115	3 (2.6)	44 (38.3)	26 (22.6)	9 (7.8)	33 (28.7)	11 (9.6)	1 (0.9)	4 (3.5)	3 (2.6)	0 (0.0)	2 (1.7)	2 (1.7)	10 (8.7)
	19	115	0 (0.0)	52 (45.2)	20 (17.4)	13 (11.3)	30 (26.1)	4 (3.5)	4 (3.5)	4 (3.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (1.7)	3 (2.6)	13 (11.3)
外務省	18	84	7 (8.3)	17 (20.2)	16 (19.0)	10 (11.9)	34 (40.5)	7 (8.3)	10 (11.9)	5 (6.0)	2 (2.4)	1 (1.2)	0 (0.0)	2 (2.4)	7 (8.3)
	19	84	10 (11.9)	21 (25.0)	13 (15.5)	12 (14.3)	28 (33.3)	7 (8.3)	6 (7.1)	3 (3.6)	3 (3.6)	1 (1.2)	0 (0.0)	1 (1.2)	7 (8.3)
財務省	18	27	1 (3.7)	3 (11.1)	6 (22.2)	6 (22.2)	11 (40.7)	6 (22.2)	1 (3.7)	0 (0.0)	3 (11.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.7)
	19	27	1 (3.7)	4 (14.8)	7 (25.9)	6 (22.2)	9 (33.3)	2 (7.4)	1 (3.7)	2 (7.4)	1 (3.7)	0 (0.0)	1 (3.7)	1 (3.7)	1 (3.7)
文部科学省	18	461	47 (10.2)	74 (16.1)	86 (18.7)	68 (14.8)	186 (40.3)	49 (10.6)	43 (9.3)	34 (7.4)	16 (3.5)	13 (2.8)	4 (0.9)	5 (1.1)	22 (4.8)
	19	462	44 (9.5)	81 (17.5)	79 (17.1)	80 (17.3)	178 (38.5)	55 (11.9)	44 (9.5)	19 (4.1)	12 (2.6)	12 (2.6)	6 (1.3)	7 (1.5)	23 (5.0)
厚生労働省	18	394	37 (9.4)	94 (23.9)	69 (17.5)	63 (16.0)	131 (33.2)	53 (13.5)	40 (10.2)	7 (1.8)	9 (2.3)	5 (1.3)	4 (1.0)	0 (0.0)	13 (3.3)
	19	394	45 (11.4)	87 (22.1)	70 (17.8)	79 (20.1)	113 (28.7)	40 (10.2)	29 (7.4)	15 (3.8)	7 (1.8)	2 (0.5)	2 (0.5)	3 (0.8)	15 (3.8)
農林水産省	18	200	21 (10.5)	52 (26.0)	40 (20.0)	41 (20.5)	46 (23.0)	15 (7.5)	10 (5.0)	7 (3.5)	3 (1.5)	3 (1.5)	1 (0.5)	0 (0.0)	7 (3.5)
	19	200	23 (11.5)	40 (20.0)	48 (24.0)	42 (21.0)	47 (23.5)	22 (11.0)	8 (4.0)	5 (2.5)	4 (2.0)	4 (2.0)	0 (0.0)	1 (0.5)	3 (1.5)
経済産業省	18	324	27 (8.3)	55 (17.0)	54 (16.7)	67 (20.7)	121 (37.3)	37 (11.4)	21 (6.5)	17 (5.2)	16 (4.9)	10 (3.1)	1 (0.3)	6 (1.9)	13 (4.0)
	19	325	25 (7.7)	52 (16.0)	68 (20.9)	59 (18.2)	121 (37.2)	38 (11.7)	20 (6.2)	18 (5.5)	15 (4.6)	8 (2.5)	2 (0.6)	8 (2.5)	12 (3.7)
国土交通省	18	415	30 (7.2)	67 (16.1)	73 (17.6)	91 (21.9)	154 (37.1)	46 (11.1)	29 (7.0)	19 (4.6)	18 (4.3)	7 (1.7)	7 (1.7)	6 (1.4)	22 (5.3)
	19	416	28 (6.7)	67 (16.1)	76 (18.3)	104 (25.0)	141 (33.9)	49 (11.8)	20 (4.8)	22 (5.3)	15 (3.6)	9 (2.2)	5 (1.2)	2 (0.5)	19 (4.6)
環境省	18	58	8 (13.8)	14 (24.1)	13 (22.4)	8 (13.8)	15 (25.9)	2 (3.4)	4 (6.9)	3 (5.2)	1 (1.7)	0 (0.0)	4 (6.9)	1 (1.7)	0 (0.0)
	19	58	7 (12.1)	17 (29.3)	8 (13.8)	11 (19.0)	15 (25.9)	0 (0.0)	7 (12.1)	1 (1.7)	1 (1.7)	3 (5.2)	3 (5.2)	0 (0.0)	0 (0.0)
防衛省	18	15	0 (0.0)	3 (20.0)	6 (40.0)	3 (20.0)	3 (20.0)	1 (6.7)	0 (0.0)	1 (6.7)	1 (6.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	19	15	1 (6.7)	2 (13.3)	5 (33.3)	4 (26.7)	3 (20.0)	1 (6.7)	1 (6.7)	0 (0.0)	1 (6.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
計	18	2,017	167 (8.3)	409 (20.3)	371 (18.4)	357 (17.7)	713 (35.3)	225 (11.2)	154 (7.6)	94 (4.7)	66 (3.3)	36 (1.8)	25 (1.2)	19 (0.9)	94 (4.7)
	19	2,018	172 (8.5)	403 (20.0)	376 (18.6)	408 (20.2)	659 (32.7)	205 (10.2)	138 (6.8)	85 (4.2)	56 (2.8)	39 (1.9)	23 (1.1)	22 (1.1)	91 (4.5)

(注) 「計」欄の法人数は、共管法人の重複分を除いた実数である。

b 18年度末の内部留保率が30%超となっている法人の19年度末の状況

国費等交付先法人のうち、18年度末において内部留保率が30%超となっている713法人について、19年度末の内部留保率の状況をみると、内部留保率が低下しなかった法人は281法人、低下した法人は432法人となっており、このうち、内部留保率が30%以下となった法人は182法人である。

上記の19年度末において内部留保率が30%以下となった182法人について、内部留保率の算出項目ごとに18年度末と19年度末の状況を比較すると、図表1-37のとおりとなっている。

これによると、内部留保額の算出項目は、総資産額が10.2%減少している一方で、減算項目のうち、引当資産等が53.1%、運営固定資産が15.5%、基本財産が14.7%及び公益事業基金が5.4%それぞれ増加している。この結果、内部留保率の分子となる内部留保額自体は、51.3%減少している。一方で、内部留保率の分母となる額は27.0%増加しており、内部留保率の低下要因となっているが、この中でも、事業に不可欠な固定資産取得費が3.3倍の増加となっている。

図表1-37 平成19年度末に内部留保率が30%以下となった182法人の内部留保率の算出項目
(単位：百万円、%)

区分 \ 年度末		平成18	19	(増△減率)
総資産額		1,377,628	1,236,759	(△10.2)
減算項目	基本財産	172,160	197,440	(14.7)
	公益事業基金	147,625	155,637	(5.4)
	運営固定資産	74,700	86,274	(15.5)
	引当資産等	43,982	67,325	(53.1)
	負債相当額	838,810	681,235	(△18.8)
内部留保額		100,350	48,845	(△51.3)
	事業費	140,497	151,630	(7.9)
	管理費	26,153	26,209	(0.2)
	事業に不可欠な固定資産取得費	10,925	47,606	(335.8)
	計	177,575	225,447	(27.0)

(注) 「(増△減率)」欄は、平成18年度末の各欄に対する増減率である。

エ 国等からの支出規模と内部留保の状況

国費等交付先法人2,018法人について、19年度の国等からの支出額に応じて、おおむね法人数が同規模となるように3グループに分類して、それぞれの内部留保額の状況をみると、図表1-38のとおりとなっている。

すなわち、国等からの支出額が1000万円未満のグループ（708法人）においては、内部留保額が1億円以上の法人は24.3%であるのに対して、国等からの支出額が1億円以上のグループ（620法人）においては、56.8%と高い割合となっている。

なお、国等からの支出を受けていない法人（4,561法人）においては、内部留保額1億円以上の法人は15.7%にとどまっている。

図表1-38 国等からの支出規模と内部留保額の状況（平成19年度）

上段：法人数（単位：法人）
下段：割合（単位：%）

内部留保額の規模 国等からの支出額	1000万円未満	1000万円以上 1億円未満	1億円以上	計
1000万円未満	184 (26.0)	352 (49.7)	172 (24.3)	708 (100)
1000万円以上1億円未満	128 (18.6)	341 (49.4)	221 (32.0)	690 (100)
1億円以上	107 (17.3)	161 (26.0)	352 (56.8)	620 (100)
計	419 (20.8)	854 (42.3)	745 (36.9)	2,018 (100)
<参考>国等からの支出 を受けていない法人	1,987 (43.6)	1,857 (40.7)	717 (15.7)	4,561 (100)

次に、国費等交付先法人のうち、19年度に国等から補助金等の交付を受けている724法人について、補助金等の交付額に応じて、上記の図表1-38と同じ3グループに分類して、それぞれの内部留保額の状況をみると、図表1-39のとおりとなっている。

すなわち、補助金等の交付額が1000万円未満のグループ（249法人）においては、内部留保額が1億円以上の法人は22.9%であるのに対して、補助金等の交付額が1億円以上のグループ（189法人）においては、65.6%と高い割合となっている。

図表1-39 国等から交付された補助金等の規模と内部留保額の状況（平成19年度）

上段：法人数（単位：法人）

下段：割合（単位：%）

内部留保額の規模 補助金等の交付額	1000万円未満	1000万円以上 1億円未満	1億円以上	計
1000万円未満	56 (22.5)	136 (54.6)	57 (22.9)	249 (100)
1000万円以上 1億円未満	60 (21.0)	124 (43.4)	102 (35.7)	286 (100)
1億円以上	24 (12.7)	41 (21.7)	124 (65.6)	189 (100)
計	140 (19.3)	301 (41.6)	283 (39.1)	724 (100)

また、国費等交付先法人のうち、19年度に国等から契約に基づく支払を受けている1,469法人について、契約に基づく支払金額に応じて、前記図表1-38と同じ3グループに分類して、それぞれの内部留保額の状況をみると、図表1-40のとおりとなっている。

すなわち、契約に基づく支払金額が1000万円未満のグループ（441法人）においては、内部留保額が1億円以上の法人は31.5%であるのに対して、契約に基づく支払金額が1億円以上のグループ（465法人）においては、56.1%と高い割合となっている。

図表1-40 国等との契約に基づく支払金額の規模と内部留保額の状況（平成19年度）

上段：法人数（単位：法人）

下段：割合（単位：%）

内部留保額の規模 契約に基づく支払金額	1000万円未満	1000万円以上 1億円未満	1億円以上	計
1000万円未満	113 (25.6)	189 (42.9)	139 (31.5)	441 (100)
1000万円以上 1億円未満	100 (17.8)	270 (48.0)	193 (34.3)	563 (100)
1億円以上	82 (17.6)	122 (26.2)	261 (56.1)	465 (100)
計	295 (20.1)	581 (39.6)	593 (40.4)	1,469 (100)

なお、国等からの支出規模と内部留保率との関係についてみたところ、特に相関関係はみられなかった。また、国等からの支出額が年間収入額に占める割合と内部留保との関係についても、特に相関関係はみられなかった。

オ 個別の法人における事態

国費等交付先法人において、内部留保額等の算出過程や内部留保の発生の背景等について実地に検査したところ、以下のような事態が見受けられた。なお、国の補助金により設置造成された基金の運用益が内部留保の増加に影響していると考えられるものが見受けられていたが、これについては、後掲第2-1-(5)-オ-＜事例＞⑯（89ページ参照）に記載している。

(7) 内部留保額の算出上減算項目としている公益事業基金及び引当資産等の妥当性に疑義があるもの

＜事例＞

- ③ 社団法人電波産業会は、平成19年度末の内部留保額3億4567万円及び内部留保率8.6%の算出に当たり、事業資金積立資産（8年設置。19年度末現在2億8012万円）を引当資産等として内部留保額の減算項目としていた。

しかし、同社団法人は、同積立資産の用途についての規定を整備しておらず、その額の根拠も明確でないことから、その全額を内部留保額の減算項目とすることの妥当性について検討すべきであった。

なお、その全額を内部留保額に含めるとともに、事業に不可欠な固定資産取得費の誤りを修正して計算すると、19年度末の内部留保率は15.6%となる。

- ④ 財団法人東洋文庫は、平成19年度末の内部留保額6202万円及び内部留保率19.8%の算出に当たり、建物等修繕引当資産（13年設置。19年度末現在6307万円）を引当資産等として内部留保額の減算項目としていた。

しかし、同財団法人は、19年度末時点において、所有する建物の修繕計画を定めしておらず、同引当資産の額も修繕計画に基づいて見積もられたものではなかった。このため、同引当資産については、額の根拠が明確でなく、その全額を内部留保額の減算項目とすることの妥当性について検討すべきであった。

なお、その全額を内部留保額に含めると、19年度末の内部留保率は40.0%となる。

- ⑤ 財団法人国際医学情報センターは、平成19年度末の内部留保額4億2801万円及び内部留保率24.6%の算出に当たり、事務所拡充引当資産（昭和55年設置。平成19年度末現在7200万円）を引当資産等として内部留保額の減算項目としていた。

しかし、同財団法人は、同引当資産について、既に予定していた用途目的がなくなっていることから、15年度以降、毎年度取り崩して収入に計上しており、特定の支払に充てるために取り崩されているものではないことから、内部留保額の減算項目としての妥当性について検討すべきであった。

なお、これを内部留保額に含めると、19年度末の内部留保率は28.7%となる。

- ⑥ 財団法人防衛施設周辺整備協会は、平成19年度末の内部留保額△6413万円及び内部留保率△4.2%の算出に当たり、運営安定化資金（昭和58年設置。平成19年度末現在9億8157万円）を公益事業基金として内部留保額の減算項目としていた。

しかし、同資金については、事業目的及び運用益の用途についての規定が整備されておらず、その額の根拠が明確でないことから、その全額を内部留保額の減算項目とすることの妥当性について検討すべきであった。

なお、その全額を内部留保額に含めると、19年度末の内部留保率は60.2%となる。

(イ) 内部留保額の算出上控除すべき資産等の額を控除していないもの

<事例>

- ⑦ 財団法人日韓文化交流基金は、平成19年度末の内部留保額39億6232万円及び内部留保率453.1%の算出に当たり、内部留保額の減算項目である公益事業基金を保有していないとしていた。

しかし、同財団法人は、東アジア青少年交流基金（19年設置。19年度末現在38億0377万円）を保有しており、同基金は事業目的が限定的であり、容易に取崩しができない公益事業基金に該当するものであることから、内部留保額の減算項目とすべきであった。

なお、これを内部留保額から控除すると、19年度末の内部留保率は18.1%となる。

- ⑧ 財団法人ベンチャーエンタープライズセンターは、平成19年度末の内部留保額4億0205万円及び内部留保率160.5%の算出に当たり、内部留保額の減算項目である引当資産等は退職給付引当資産1363万円のみであるとしていた。

しかし、同財団法人は、求償権償却引当金（昭和51年設置。平成19年度末現在3億7556万円）を保有しており、同引当金は、将来の特定の支払に充てる引当資産等に該当するものであることから、内部留保額の減算項目とすべきであった。

なお、これを内部留保額から控除するとともに事業費及び管理費の誤りを修正して計算すると、19年度末の内部留保率は8.8%となる。

(ウ) 国への補助金の返納が遅延しているもの

事業終了後、国に返納すべき補助金が、手続が遅れるなどして交付先の公益法人に滞留している事態が、以下のとおり見受けられた。これらについては、公益法人において「未払金」として負債計上されている場合には、内部留保の算出に当たって、負債相当額として減算項目となっていることから、内部留保には含まれないが、結果として、公益法人に余剰な資金が留保されている状況となっていた。

<事例>

- ⑨ 厚生労働省は、平成15年度から19年度までに、社団法人国民健康保険中央会等4法人に、後期高齢者医療準備事業費補助金等計71億3308万円を交付している。

上記4法人は、国庫補助対象事業費が予定より減少するなどしたため、これらの国庫補助金のうち計4億7750万円について国庫返納の必要がある旨の内容の実績報告書

を同省に提出していた。しかし、同省において、額の確定等の手続が遅れるなどしたため、下表のとおり、国に返納すべき補助金が4法人に滞留していた。

なお、これらのうち、会計実地検査時に国庫返納の処置が執られていなかった補助金については、会計実地検査後、国庫返納の処置が執られた。

表

交付先公益法人名	年度	返納手続が遅れるなどしていた国庫補助金(千円)
社団法人国民健康保険中央会	平成18 19	6,889 215,517
財団法人友愛福祉財団	18 19	89,128 88,657
財団法人日本公衆衛生協会	15 16 17 18 19	8,229 12,493 16,887 1,866 7,985
財団法人日本腎臓財団	19	29,851
15年度計		8,229
16年度計		12,493
17年度計		16,887
18年度計		97,883
19年度計		342,010
合計		477,502

(4) 所管府省の指導監督の状況及び所管府省退職者の再就職者の状況

ア 所管府省による公益法人に対する指導監督の状況

(7) 指導監督の体制

各府省は、公益法人の指導監督を統一的かつ効果的・効率的に推進するために、指導監督の事務を総括する総括公益法人指導監督官を設置し、また、指導監督に関する府省内連絡会議を開催するなどしている。

(イ) 立入検査の実施状況及びフォローアップの状況

前記の「公益法人の指導監督体制の充実等について」において、各府省は、立入検査の結果、公益法人の業務運営に改善すべき事項が認められた場合には、当該公益法人に対して、速やかに文書等により、期限を付して必要な改善を指示するとともに、これに基づき講じた措置について報告を求めるものとされた。

各府省が18、19両年度に立入検査を実施した法人数は、図表1-41のとおり、18年度においては延べ2,884法人、19年度においては延べ3,056法人となっている。

このうち、19年度立入検査分3,056法人についてみると、立入検査の結果、財務・会計面で改善すべき事項があるとされた法人数は980法人（32.1%）となっており、うち国費等交付先法人は233法人となっている。

これらの国費等交付先法人233法人のうち、各府省が文書により改善の指示を行った法人は115法人（49.4%）となっており、これに対して、講じた措置を文書により報告した法人は21年6月末現在で87法人（115法人に対する割合75.7%）となっている。

これを所管府省ごとにみると、文部科学省等4省庁は、財務・会計面で改善すべき事項があるとされた国費等交付先法人すべてに対して文書により改善の指示を行っている。

図表1-41 所管府省別の立入検査及び文書による指示の状況

(単位：法人、%)

区分 所管府省	平成18年度					19年度				
	立入検査 実施法人 数(A)	うち財務・会 計面で改善 すべき事項 があるとされ た法人数(B) ((B)/(A))	うち国費等 交付先法人 数(C) ((C)/(B))	うち文書によ り改善の指示 が行われた 法人数(D) ((D)/(C))	うち講じた措 置を文書によ り報告した法 人数(E) ((E)/(D))	立入検査 実施法人 数(F)	うち財務・会 計面で改善 すべき事項 があるとされ た法人数(G) ((G)/(F))	うち国費等 交付先法 人数(H) ((H)/(G))	うち文書によ り改善の指 示が行われ た法人数(I) ((I)/(H))	うち講じた措 置を文書によ り報告した法 人数 (21年6月末現 在) (J) ((J)/(I))
内閣府	29	9 (31. 0)	4 (44. 4)	3 (75. 0)	2 (66. 7)	38	13 (34. 2)	7 (53. 8)	5 (71. 4)	3 (60. 0)
警察庁	47	7 (14. 9)	0 (0. 0)	-	-	48	8 (16. 7)	3 (37. 5)	1 (33. 3)	-
金融庁	44	29 (65. 9)	3 (10. 3)	3 (100)	3 (100)	40	21 (52. 5)	1 (4. 8)	1 (100)	1 (100)
総務省	120	32 (26. 7)	8 (25. 0)	1 (12. 5)	1 (100)	69	29 (42. 0)	4 (13. 8)	2 (50. 0)	2 (100)
法務省	68	6 (8. 8)	4 (66. 7)	4 (100)	4 (100)	64	11 (17. 2)	6 (54. 5)	4 (66. 7)	4 (100)
外務省	78	5 (6. 4)	0 (0. 0)	-	-	72	8 (11. 1)	4 (50. 0)	4 (100)	4 (100)
財務省	327	84 (25. 7)	6 (7. 1)	1 (16. 7)	1 (100)	489	149 (30. 5)	5 (3. 4)	0 (0. 0)	-
文部科学省	624	203 (32. 5)	31 (15. 3)	28 (90. 3)	14 (50. 0)	648	245 (37. 8)	46 (18. 8)	46 (100)	25 (54. 3)
厚生労働省	364	121 (33. 2)	30 (24. 8)	27 (90. 0)	25 (92. 6)	404	124 (30. 7)	36 (29. 0)	34 (94. 4)	34 (100)
農林水産省	322	154 (47. 8)	57 (37. 0)	15 (26. 3)	15 (100)	268	101 (37. 7)	49 (48. 5)	11 (22. 4)	11 (100)
経済産業省	317	99 (31. 2)	35 (35. 4)	3 (8. 6)	3 (100)	284	79 (27. 8)	13 (16. 5)	1 (7. 7)	1 (100)
国土交通省	506	72 (14. 2)	17 (23. 6)	0 (0. 0)	-	591	178 (30. 1)	48 (27. 0)	2 (4. 2)	0 (0. 0)
環境省	29	10 (34. 5)	6 (60. 0)	4 (66. 7)	-	37	13 (35. 1)	10 (76. 9)	3 (30. 0)	1 (33. 3)
防衛省	9	0 (0. 0)	-	-	-	4	1 (25. 0)	1 (100)	1 (100)	1 (100)
計	2,884	831 (28. 8)	201 (24. 2)	89 (44. 3)	68 (76. 4)	3,056	980 (32. 1)	233 (23. 8)	115 (49. 4)	87 (75. 7)

(注) 「計」欄の法人数は、共管法人の重複分を含んだ数である。

(ウ) 内部留保についての指導監督の状況

内部留保についての指導監督の状況をみたと、図表1-42のとおり、18年度末における内部留保率が30%超となっている国費等交付先法人で、所管府省ごとの内部留保率の高い上位10法人に該当する延べ118法人のうち、19年度の立入検査等の結果、各府省が文書による改善の指示を行っていたのは15法人（12.7%）であった。

これを所管府省ごとにみると、農林水産省は内部留保率の高い10法人のうち5法人に対して文書により改善の指示を行っているが、内閣府等7府省は文書により改善の指示を行っていなかった。

次に、文書による改善の指示が行われた15法人について、19年度末における内部留保率をみると、図表1-42のとおり、内部留保率が30%以下に低下したのは3法人（20.0%）となっている。一方、文書による改善の指示が行われていなかった103法人について、19年度末における内部留保率をみると、内部留保率が30%以下に低下したのは16法人（15.5%）にとどまっている。

図表1-42 内部留保率の高い法人に対する文書による指示の状況

(単位：法人、%)

区分 所管府省	平成18年度 末内部留保 率30%超の 国費等交付 先法人数	うち内部 留保率上位 10法人 等の法人 数(A)	うち文書 により内部 留保の改善 の指示が行 われた法人 数(B) ((B)/(A))		19年度末内部留保率		うち文書 により改善 の指示が行 われていな かった法人 数(E) ((E)/(A))		19年度末内部留保率	
			30%以下に 低下した法 人数 (C) ((C)/(B))	引き続き 30%超の法 人数(D) ((D)/(B))	30%以下に 低下した法 人数 (F) ((F)/(E))	引き続き 30%超の法 人数(G) ((G)/(E))	30%以下に 低下した法 人数 (F) ((F)/(E))	引き続き 30%超の法 人数(G) ((G)/(E))	30%以下に 低下した法 人数 (F) ((F)/(E))	引き続き 30%超の法 人数(G) ((G)/(E))
内閣府	18	10	0 (0.0)	— —	10 (100)	0 (0.0)	10 (100)	0 (0.0)	10 (100)	0 (0.0)
警察庁	4	4	1 (25.0)	1 (100)	3 (75.0)	3 (100)	3 (100)	0 (0.0)	3 (100)	0 (0.0)
金融庁	1	1	0 (0.0)	— —	1 (100)	0 (0.0)	1 (100)	0 (0.0)	1 (100)	0 (0.0)
総務省	29	10	0 (0.0)	— —	10 (100)	1 (10.0)	9 (90.0)	1 (10.0)	9 (90.0)	1 (10.0)
法務省	33	10	1 (10.0)	0 (0.0)	9 (90.0)	0 (0.0)	9 (90.0)	0 (0.0)	9 (90.0)	0 (0.0)
外務省	34	10	1 (10.0)	1 (100)	9 (90.0)	2 (22.2)	7 (77.8)	2 (22.2)	7 (77.8)	2 (22.2)
財務省	11	10	2 (20.0)	0 (0.0)	8 (80.0)	3 (37.5)	5 (62.5)	3 (37.5)	5 (62.5)	3 (37.5)
文部科学省	187	10	4 (40.0)	1 (25.0)	6 (60.0)	1 (16.7)	5 (83.3)	1 (16.7)	5 (83.3)	1 (16.7)
厚生労働省	131	10	1 (10.0)	0 (0.0)	9 (90.0)	2 (22.2)	7 (77.8)	2 (22.2)	7 (77.8)	2 (22.2)
農林水産省	46	10	5 (50.0)	0 (0.0)	5 (50.0)	3 (60.0)	2 (40.0)	3 (60.0)	2 (40.0)	3 (60.0)
経済産業省	121	10	0 (0.0)	— —	10 (100)	0 (0.0)	10 (100)	0 (0.0)	10 (100)	0 (0.0)
国土交通省	154	10	0 (0.0)	— —	10 (100)	1 (10.0)	9 (90.0)	1 (10.0)	9 (90.0)	1 (10.0)
環境省	15	10	0 (0.0)	— —	10 (100)	0 (0.0)	10 (100)	0 (0.0)	10 (100)	0 (0.0)
防衛省	3	3	0 (0.0)	— —	3 (100)	0 (0.0)	3 (100)	0 (0.0)	3 (100)	0 (0.0)
計	787	118	15 (12.7)	3 (20.0)	12 (80.0)	16 (87.3)	87 (84.5)	16 (15.5)	87 (84.5)	16 (15.5)

(注) 「計」欄の法人数は、共管法人の重複分を含んだ数であり、図表1-36の「内部留保率30%超」の「計」欄の法人数とは異なる。

イ 国費等交付先法人における所管府省退職者の再就職者の状況

(7) 所管府省退職者の再就職者の概況

国費等交付先法人のうち、所管府省から18、19両年度のいずれかに補助金等の交付又は契約に基づく支払を受けている公益法人（以下「所管府省国費交付先法人」という。）は、1,521法人となっている。

これらの所管府省国費交付先法人1,521法人について、20年4月1日現在における^(注10)所管府省退職者の再就職者の状況をみると、図表1-43のとおりとなっている。

これによると、所管府省退職者の再就職者が在籍している法人数は、76.5%に当たる1,163法人である。そして、この1,163法人における所管府省退職者の再就職者数は9,900人（1法人当たりの平均8.5人）となっている。これを所管府省別にみると、所管府省退職者の再就職者が在籍している法人数及び再就職者数共に多いのは、国土交通省、厚生労働省等となっている。

このうち、所管府省から補助金等の交付を受けている499法人についてみると、所管府省退職者の再就職者が在籍している法人数は74.3%に当たる371法人で、所管府省退職者の再就職者数は2,399人となっている。これを所管府省別にみると、所管府省退職者の再就職者が在籍している法人数及び再就職者数共に多いのは、厚生労働省、農林水産省等となっている。

また、所管府省から1件300万円以上の随意契約に基づく支払を受けている957法人についてみると、所管府省退職者の再就職者が在籍している法人数は80.5%に当たる770法人で、所管府省退職者の再就職者数は7,425人となっている。これを所管府省別にみると、所管府省退職者の再就職者が在籍している法人数及び再就職者数共に多いのは、国土交通省、厚生労働省等となっている。

(注10) 所管府省退職者の再就職者 所管府省に常勤の職員として職務に従事した者で、国家公務員を退職し、所管府省国費交付先法人に再就職した者をいい、人事交流による出向等は含まない。

図表1-43 所管府省国費交付先法人における所管府省退職者の再就職者の状況

(単位：法人、%、人、百万円)

区分				(A)のうち所管府省退職者の再就職者の在籍の有無別法人数							(D)の所管府省国費交付先法人への支出額		
	所管府省国費交付先法人数(A)	うち補助金等の交付を受けている法人数(B)	うち随意契約に基づく支払を受けている法人数(C)	「有」(D) (D)/(A)	うち補助金等の交付を受けている法人数(E) (E)/(B)	うち随意契約に基づく支払を受けている法人数(F) (F)/(C)	「無」	(D)における所管府省退職者の再就職者数(G)	うち補助金等の交付を受けている法人の再就職者数(H)	うち随意契約に基づく支払を受けている法人の再就職者数(I)	1法人当たりの平均再就職者数(G)/(D)	平成18年度	19年度
所管府省													
内閣府	35	1	27	23 (65.7)	-	22 (81.5)	12	101	-	100	4.3	3,177	1,642
警察庁	11	-	4	11 (100)	-	4 (100)	-	100	-	54	9.0	53	36
金融庁	1	-	1	1 (100)	-	1 (100)	-	1	-	1	1.0	75	69
総務省	54	7	23	46 (85.2)	7 (100)	21 (91.3)	8	354	22	174	7.6	27,701	17,673
法務省	63	2	41	18 (28.6)	2 (100)	9 (22.0)	45	314	54	239	17.4	22,525	16,443
外務省	42	14	29	30 (71.4)	10 (71.4)	20 (69.0)	12	71	23	41	2.3	20,612	7,744
財務省	19	1	9	16 (84.2)	1 (100)	9 (100)	3	83	1	68	5.1	2,495	2,018
文部科学省	228	103	126	104 (45.6)	34 (33.0)	69 (54.8)	124	278	84	202	2.6	19,738	19,091
厚生労働省	340	128	207	288 (84.7)	100 (78.1)	188 (90.8)	52	2,153	979	1,599	7.4	97,391	99,714
農林水産省	147	104	83	139 (94.6)	99 (95.2)	78 (94.0)	8	1,095	656	632	7.8	57,068	64,271
経済産業省	223	86	149	174 (78.0)	72 (83.7)	115 (77.2)	49	744	271	541	4.2	124,437	103,350
国土交通省	353	57	242	298 (84.4)	47 (82.5)	214 (88.4)	55	3,685	243	3,254	12.3	192,236	183,934
環境省	52	4	44	36 (69.2)	3 (75.0)	31 (70.5)	16	128	16	120	3.5	10,788	10,538
防衛省	14	1	5	14 (100)	1 (100)	5 (100)	-	793	50	400	56.6	3,660	3,950
計	[1,582] 1,521	[508] 499	[990] 957	[1,198] 1,163 (76.5)	[376] 371 (74.3)	[786] 770 (80.5)	[384] 358	9,900	2,399	7,425	8.5	581,962	530,478

注(1) 「所管府省国費交付先法人数(A)」及び「(A)のうち所管府省退職者の再就職者の在籍の有無別法人数」の「計」欄は、共管法人の重複分を除く実数であり、[]書きは延べ数である。

注(2) 本表で集計の対象としている随意契約は、1件300万円以上の契約である。図表1-45においても同じ。

注(3) (B)(E)(H)の「補助金等の交付」、(C)(F)(I)の「随意契約に基づく支払」は、いずれも所管府省からのものである。

注(4) 「(D)の所管府省国費交付先法人への支出額」は、再就職者が在籍している所管府省国費交付先法人への所管府省からの支出額である。

注(5) (B)と(C)の両者に該当する法人が189法人、(E)と(F)の両者に該当する法人が160法人あり、また、(H)と(I)の両者に含まれる再就職者が1,418人いる。

次に、20年4月1日現在における所管府省退職者の再就職者数を職員及び役員に区分すると、図表1-44のとおり、職員は全体で6,288人（うち常勤数5,881人）となっている。また、役員は全体で3,612人（うち常勤数1,386人）となっている。

図表1-44 所管府省国費交付先法人における所管府省退職者の再就職者の内訳
(単位：法人、人)

区分 所管府省	所管府省退職者の再就職者が在籍している所管府省国費交付先法人数 (A)	所管府省国費交付先法人における所管府省退職者の再就職者数						1法人当たりの平均再就職者数		
		計		職員数		役員数		(B)/(A)	(C)/(A)	(D)/(A)
		(B)	常勤数	(C)	常勤数	(D)	常勤数			
内閣府	23	101	35	46	25	55	10	4.3	2.0	2.3
警察庁	11	100	78	60	59	40	19	9.0	5.4	3.6
金融庁	1	1	1	1	1	0	0	1.0	1.0	0.0
総務省	46	354	236	218	179	136	57	7.6	4.7	2.9
法務省	18	314	254	265	240	49	14	17.4	14.7	2.7
外務省	30	71	25	13	11	58	14	2.3	0.4	1.9
財務省	16	83	52	41	39	42	13	5.1	2.5	2.6
文部科学省	104	278	96	68	58	210	38	2.6	0.6	2.0
厚生労働省	288	2,153	1,744	1,608	1,496	545	248	7.4	5.5	1.8
農林水産省	139	1,095	709	547	513	548	196	7.8	3.9	3.9
経済産業省	174	744	464	254	242	490	222	4.2	1.4	2.8
国土交通省	298	3,685	2,935	2,485	2,436	1,200	499	12.3	8.3	4.0
環境省	36	128	49	26	23	102	26	3.5	0.7	2.8
防衛省	14	793	589	656	559	137	30	56.6	46.8	9.7
計	[1,198] 1,163	9,900	7,267	6,288	5,881	3,612	1,386	8.5	5.4	3.1

(注) 「所管府省退職者の再就職者が在籍している所管府省国費交付先法人数(A)」の「計」欄は、共管法人の重複分を除く実数であり、[]書きは延べ数である。

(イ) 所管府省退職者の再就職者の在籍状況と所管府省からの支出状況

所管府省国費交付先法人のうち、19年度に所管府省から支出を受けている法人について、20年4月1日現在における所管府省退職者の再就職者が在籍しているもの（延べ1,123法人）と在籍していないもの（延べ329法人）とに区分し、所管府省からの支出との関係についてみると、次のとおりである。

すなわち、1法人当たりの所管府省からの支出額は、図表1-45のとおり、再就職者が在籍している法人においては472百万円となっていて、在籍していない法人の62百万円に対して約7倍となっている。

このうち、補助金等の交付額と再就職者の在籍の有無との関係についてみると、1法人当たりの所管府省からの補助金等の交付額は、再就職者が在籍している法人

においては616百万円となっていて、在籍していない法人の87百万円に対して約7倍となっている。

また、1件300万円以上の随意契約に基づく支払金額と再就職者の在籍の有無との関係についてみると、1法人当たりの所管府省からの支払金額は、再就職者が在籍している法人においては413百万円となっていて、在籍していない法人の59百万円に対して約7倍となっている。

図表1-45 再就職者の在籍の有無別にみた所管府省国費交付先法人への所管府省からの支出状況（平成19年度）

（単位：法人、百万円）

区分	所管府省退職者の再就職者の在籍の有無	法人数 (A)	所管府省からの支出額 (B)	1法人当たりの所管府省からの支出額 (B)/(A)
所管府省からの支出	在籍あり	1,123	530,478	472
	在籍なし	329	20,586	62
	うち所管府省からの補助金等の交付	在籍あり	210,673	616
		在籍なし	9,065	87
	うち所管府省との随意契約に基づく支払	在籍あり	263,623	413
		在籍なし	8,846	59

さらに、19年度の所管府省からの支出額について、常勤の再就職者数との関係についてみると図表1-46のとおりであり、常勤の再就職者の在籍人数が多いほど1法人当たりの所管府省からの支出額も多くなる傾向が見受けられる。

図表1-46 常勤の再就職者の在籍状況別にみた所管府省からの支出状況（平成19年度）
（単位：法人、百万円）

区分		法人数 (A)	所管府省からの支出額 (B)	1法人当たりの所管 府省からの支出額 (B)/(A)
所管府省退職者の 再就職者在籍あり計		1,123	530,478	472
常勤再就職者 在籍数	5人以上	278	321,847	1,157
	4人	84	54,551	649
	3人	114	43,491	381
	2人	178	46,285	260
	1人	279	52,048	186
常勤再就職者 在籍なし		190	12,254	64
所管府省退職者の 再就職者在籍なし		329	20,586	62

また、年間収入額に占める所管府省からの支出額の割合と再就職者の在籍の有無との関係についてみると、図表1-47のとおりであり、再就職者が在籍している法人では、「50%超」となっている法人の占める割合が16.6%（179法人）となっていて、在籍していない法人における4.7%（13法人）と比べて高い割合となっている。

図表1-47 所管府省退職者の再就職者の在籍の有無別にみた年間収入額に占める所管府省からの支出額の割合（平成19年度）

上段：法人数（単位：法人）
下段：割合（単位：%）

区分	年間収入額に占める 所管府省からの 支出額の 割合		25%以下	25%超 50%以下	50%超	うち2/3超	計
所管府省退職者の 再就職者在籍あり			712 (66.0)	187 (17.3)	179 (16.6)	79 (7.3)	1,078 (100)
所管府省退職者の 再就職者在籍なし			230 (83.3)	33 (12.0)	13 (4.7)	5 (1.8)	276 (100)
計			942 (69.6)	220 (16.2)	192 (14.2)	84 (6.2)	1,354 (100)

（注） 所管府省国費交付先法人のうち、事業年度が国の会計年度と同じ4月から3月までとなっている1,354法人を対象とした。

このように、所管府省退職者の再就職者が在籍している所管府省国費交付先法人については、在籍していない所管府省国費交付先法人に比べて、補助金等交付先及び随意契約の相手方のいずれのケースでも、法人数が3倍以上となっていて、国の支出先としては、再就職者が在籍している法人の占める割合が高い。

そして、1法人当たりの平均でみると、所管府省からの支出額は、再就職者が在籍している法人の方が在籍していない法人に比べて多くなっており、さらに、常勤の再就職者数が多いほど所管府省からの支出額も多くなっている。

また、再就職者が在籍している法人においては、年間収入額に占める所管府省からの支出額の割合が高い法人が多く見受けられる。

(ウ) 所管府省退職者の再就職者の在籍状況と内部留保の状況

所管府省国費交付先法人のうち19年度に所管府省から支出を受けている法人について、上記の(イ)と同様に20年4月1日現在において所管府省退職者の再就職者が在籍しているもの（延べ1,123法人）と在籍していないもの（延べ329法人）とに区分し、それぞれの法人の19年度末現在の内部留保額についてみると、図表1-48のとおりである。

すなわち、再就職者が在籍している法人では、内部留保額の規模が「1億円以上」となっている法人の占める割合が44.7%（502法人）となっていて、在籍していない法人における31.6%（104法人）と比べて高い割合となっている。

図表1-48 所管府省退職者の再就職者の在籍の有無別にみた所管府省国費交付先法人における内部留保額の規模（平成19年度末）

上段：法人数（単位：法人）
下段：割合（単位：%）

区分 \ 内部留保額の規模	1000万円未満	1000万円以上 1億円未満	1億円以上	計
所管府省退職者の 再就職者在籍あり	188 (16.7)	433 (38.6)	502 (44.7)	1,123 (100)
所管府省退職者の 再就職者在籍なし	75 (22.8)	150 (45.6)	104 (31.6)	329 (100)
計	263 (18.1)	583 (40.2)	606 (41.7)	1,452 (100)

(5) 国等の補助金等により各府省所管の公益法人に設置造成された基金の状況

各府省所管の公益法人の内部留保の状況については、前記第2-1-(3)(44ページ参照)のとおりであり、国等の補助金等により公益法人に設置造成された基金については、内部留保額等の算出に当たっては、補助金等の交付要綱等で事業目的が限定されており、基本的には公益事業基金として内部留保額の減算項目となっていることから、基金の保有額は内部留保に含まれていない。

しかし、これらの基金が設置目的に沿って有効に活用されていない場合には、内部留保額の減算項目である公益事業基金として計上されていても、公益法人に余剰な資金が留保されることにもつながりかねない。

以上のようなことから、各府省所管の公益法人の財務の状況の一環として、これらの基金の状況についても分析することとする。

ア 政府における見直し

会計検査院は、17年10月に、国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等についての会計検査の結果を報告したところである（第1-2-(2)-イ 6ページ参照）が、その後、政府においては、次のような見直しが行われている。

すなわち、18年8月に「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月閣議決定。以下「基金基準」という。）が定められ、既に設置されている基金については、原則として27年度末を超えない範囲内で事業を終了する時期を設定することとされて、基金法人（国の補助金等の交付により造成した基金等を保有する法人で、独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く。）は、少なくとも5年に1回は定期的に見直しを行うこととされた。また、使用見込みの低い基金については、基金の財源となっている国からの補助金等の国庫への返納等、その基金の取扱いを検討するとされた。

そして、18年度に132事業を実施している121基金（各府省所管の公益法人以外の法人に設置されている16基金を含む。）について見直しが行われ、数年間で33基金から約1700億円を国庫に返納させること、19事業を廃止すること、原則としてすべての事業について定量的な目標を設定すること、3年後の21年度においても見直しを行うことなどが決定された（平成18年12月行政改革推進本部決定）。

さらに、21年度において実施するとされていた見直しが1年前倒しされて、20年度に127基金（各府省所管の公益法人以外の法人に設置されている19基金を含む。）に

ついて実施され、20年度から23年度までに22基金から総額1076億円を国庫に返納させること、9基金を廃止すること、23年度に改めて見直しを行うことなどが決定された（平成20年12月行政改革推進本部決定）。

これらの見直しの結果、20年度末までに、各府省所管の公益法人から3293億円が国庫に返納されている。

イ 基金の設置、保有の状況

(7) 基金の概況

国の補助金等により各府省所管の公益法人に設置されている基金（以下「国所管基金」という。）は、図表1-49のとおり、20年度末現在で68法人の110基金（設置から1年未満の基金については除いている。）となっており、これらの20年度末現在の基金保有額は9120億円（うち国庫補助金等相当額8497億円）となっている。その設置根拠をみると、法律に基づき設置されているものは6基金であり、それ以外の104基金は補助金交付要綱等に基づき設置されている。

また、補助金等の交付省別にみると、農林水産省、国土交通省及び経済産業省がそれぞれ交付した補助金等により設置されている基金が全体の約9割を占めている。

さらに、独立行政法人の補助金等により各府省所管の公益法人に設置されている基金（以下「独法所管基金」という。）は、20年度末現在で18法人の35基金（設置から1年未満の基金については除いている。）となっており、これらの20年度末現在の基金保有額は1751億円（うち独立行政法人の補助金等相当額1694億円）となっている。

そして、国所管基金と独法所管基金の20年度末現在の基金保有額は計1兆0872億円（うち国等の補助金等相当額計1兆0191億円）となっている。

図表1-49 基金造成のための補助金等を交付している各省等別の法人数、基金数及び基金保有額の状況（平成20年度末）

（単位：法人、基金、百万円、％）

補助金等の交付省等名		法人数	(割合)	基金数	(割合)	基金保有額 (平成20年度末)	(割合)	うち国等の 補助金等相当額	(割合)
国	外務省	2	(2.9)	2	(1.8)	9,021	(1.0)	9,021	(1.1)
	文部科学省	1	(1.5)	1	(0.9)	670	(0.1)	670	(0.1)
	厚生労働省	3	(4.4)	3	(2.7)	42,643	(4.7)	41,260	(4.9)
	農林水産省	30	(44.1)	61	(55.5)	573,814	(62.9)	563,627	(66.3)
	経済産業省	11	(16.2)	14	(12.7)	154,230	(16.9)	138,021	(16.2)
	国土交通省	18	(26.5)	23	(20.9)	112,857	(12.4)	81,039	(9.5)
	環境省	2	(2.9)	5	(4.5)	18,567	(2.0)	15,932	(1.9)
	防衛省	1	(1.5)	1	(0.9)	245	(0.0)	200	(0.0)
	計	68	(100)	110	(100)	912,051	(100)	849,772	(100)
独立行政法人	平和祈念事業特別基金	1	(5.6)	1	(2.9)	306	(0.2)	306	(0.2)
	農畜産業振興機構	17	(94.4)	34	(97.1)	174,887	(99.8)	169,109	(99.8)
	計	18	(100)	35	(100)	175,194	(100)	169,415	(100)
合計		84	—	145	<100>	1,087,245	<100>	1,019,188	<100>

注(1) (割合)欄の< >内は、国、独立行政法人の合計に対する比率である。

注(2) 2法人においては、国から補助金等の交付を受けて設置している基金と独立行政法人から補助金等の交付を受けて設置している基金の両方を有しており、「合計」欄の法人数はこの重複分を控除したものである。図表1-50においても同じ。

国所管基金及び独法所管基金に係る17年度から20年度までの各年度末における法人数、基金数及び基金保有額（17年度及び20年度）の推移は、図表1-50のとおりとなっている。基金数は19年度まではほぼ同数で推移しているが、20年度に減少に転じ、基金保有額も20年度は17年度に比べて減少している。これは、基金基準に従った見直しなどにより、基金の廃止・統合が進んだことや基金の原資として交付されていた補助金等が国庫に返納されたことなどによるものである。

図表1-50 平成17年度から20年度までの各年度末における法人数、基金数及び基金保有額
(17年度及び20年度)

(単位：法人、基金、百万円)

補助金等の交付省等名		平成17年度末			18年度末		19年度末		20年度末		
		法人数	基金数	基金保有額	法人数	基金数	法人数	基金数	法人数	基金数	基金保有額
国	外務省	0	0	—	2	2	2	2	2	2	9,021
	文部科学省	1	1	1,478	1	1	1	1	1	1	670
	厚生労働省	3	3	221,123	3	3	3	3	3	3	42,643
	農林水産省	30	58	633,067	30	64	31	69	30	61	573,814
	経済産業省	13	18	136,987	12	14	12	15	11	14	154,230
	国土交通省	16	26	108,576	18	23	18	23	18	23	112,857
	環境省	2	5	13,151	2	5	2	5	2	5	18,567
	防衛省	1	1	239	1	1	1	1	1	1	245
	計	66	112	1,114,624	69	113	70	119	68	110	912,051
	〔うち国庫補助金等相当額〕			〔1,003,513〕							〔849,772〕
独立行政法人	平和祈念事業特別基金	1	1	311	1	1	1	1	1	1	306
	農畜産業振興機構	25	54	176,741	24	50	21	44	17	34	174,887
	計	26	55	177,052	25	51	22	45	18	35	175,194
	〔うち独立行政法人の補助金等相当額〕			〔171,326〕							〔169,415〕
合計		90	167	1,291,677	92	164	90	164	84	145	1,087,245
〔うち国等の補助金等相当額〕				〔1,174,839〕							〔1,019,188〕

(イ) 基金の分類

基金については、基金の使途及び運営形態ごとに複数の態様に分類できる。各分類の内容及び各分類ごとの国所管基金及び独法所管基金の数は以下のとおりである。

a 使途別分類

造成された基金を財源として使用する事業の種類をみると、次のように分類できる。

① 貸付事業基金（国所管基金10基金、独法所管基金7基金）

貸付けや一時立替えの事業の財源として基金を使用するもの

② 債務保証事業基金（国所管基金16基金、独法所管基金2基金）

借入金に対する債務を保証するなどの事業の信用力の基盤となる財源として基金を使用するもの

③ 利子助成事業基金（国所管基金12基金、独法所管基金2基金）

借入金に係る利子の一部を助成するなどの事業の財源として基金を使用するもの

④ 補助・補てん事業基金（国所管基金55基金、独法所管基金16基金）

各種事業への補助金を交付したり、不慮の事故による被害者に対して給付金を支給したりする事業の財源として基金を使用するもの

⑤ 調査等その他事業基金（国所管基金17基金、独法所管基金8基金）

法人自らが行う調査、研究等の事業の財源として基金を使用するもの

b 運営形態別分類

造成された基金の運営形態をみると、次のように分類できる。

① 取崩し型（国所管基金65基金、独法所管基金27基金）

基金を利子助成、補助・補てん、調査・研究等の事業の財源に充てることによって費消していくもの

② 回転型（国所管基金12基金、独法所管基金7基金）

主として、使途別分類の貸付事業基金がこれに該当し、基金を繰り返し回転させて使用するもの

③ 保有型（国所管基金17基金、独法所管基金1基金）

主として、使途別分類の債務保証事業基金がこれに該当し、基金を債務保証等の信用力の基盤となる財源として保有するもの

④ 運用型（国所管基金16基金、独法所管基金0基金）

基金を運用元本として、その運用益を利子助成、補助・補てん、調査・研究等の事業の財源に充てていくもの

国所管基金及び独法所管基金の計145基金について、基金の使途及び運営形態から分類すると、図表1-51のとおりとなる。

図表1-51 基金の使途別及び運営形態別の分類

(単位：法人、基金、百万円)

使途別	法人数	基金数 平成20年度末 基金保有額	左の運営形態別			
			取崩し型	回転型	保有型	運用型
貸付け	12	17 413,005	0	17 413,005	0	0
債務保証	17	18 72,822	1 4	0	17 72,817	0
利子助成	10	14 125,841	12 105,389	0	0	2 20,451
補助・ 補てん	43	71 303,474	66 301,624	0	0	5 1,850
調査等 その他	21	25 172,101	13 75,779	2 24,910	1 6,548	9 64,862
計	84	145 1,087,245	92 482,798	19 437,916	18 79,365	16 87,164

注(1) 一つの基金が複数の使途別分類又は運営形態別分類に該当する場合は、事業実績額の多い分類に区分している。

注(2) 分類の異なる複数の基金を有する法人があるため、各欄の法人数を加えても「計」欄の数とは一致しない。

(ウ) 基金設置経過年数

図表1-52のとおり、145基金のうち、近年設置されている基金もある一方、設置から30年以上経過しているものが26基金（17.9%）ある。

近年設置されている基金で、設置後5年未満の基金は38基金（26.2%）あり、このうち見直しにより統合・再編されるなどして新たな基金となったものは5基金ある。また、設置後5年未満の38基金のうち、新規に造成された運用型は1基金のみであり、低金利のもとで運用益による事業を行うには多額の基金を要することから、運用型の基金の設置は困難になっていると考えられる。

図表1-52 運営形態別の基金設置経過年数

(単位：基金)

運営形態 経過年数	取崩し型	回転型	保有型	運用型	計
30年以上	7	7	8	4	26
25年以上30年未満	3	3	1	4	11
20年以上25年未満	6	0	0	2	8
15年以上20年未満	4	3	2	1	10
10年以上15年未満	14	0	3	2	19
5年以上10年未満	30	0	2	1	33
5年未満	28	6	2	2	38
計	92	19	18	16	145

ウ 基金事業の運営の状況

(ア) 使途別及び運営形態別の基金数、事業実績額及び基金保有額

20年度末現在において設置されている基金全体について、17年度以降の基金数、
(注11)
事業実績額及び基金保有額の推移についてみると、図表1-53のとおり、17年度から20年度にかけて、基金数では122基金から145基金に、事業実績額（各年度の新規貸付額、新規債務保証額、利子助成支払額、補助・補てん支払額等）では、2945億円から4324億円になっている。また、基金保有額は1兆1646億円から1兆0872億円になっている。

(注11) 事業実績額 基金事業の内容には種々のものがあり、例えば、貸付事業基金については、基金の貸付け、貸付金の管理、貸付金の回収等が、債務保証事業基金については、債務保証の引受け、債務保証額の管理、代位弁済等がある。本報告の分析において、各年度の事業実績額としているのは、保有基金の使用と直接に結びつくものとして、貸付事業基金については新規貸付額、債務保証事業基金については新規債務保証額、利子助成事業基金については利子助成支払額、補助・補てん事業基金については補助金等の支払額、調査等その他事業基金については調査・研究等に係る費用の支払額としている。

これらを使途別及び運営形態別にみると、それぞれ図表1-53、図表1-54のとおりとなっている。

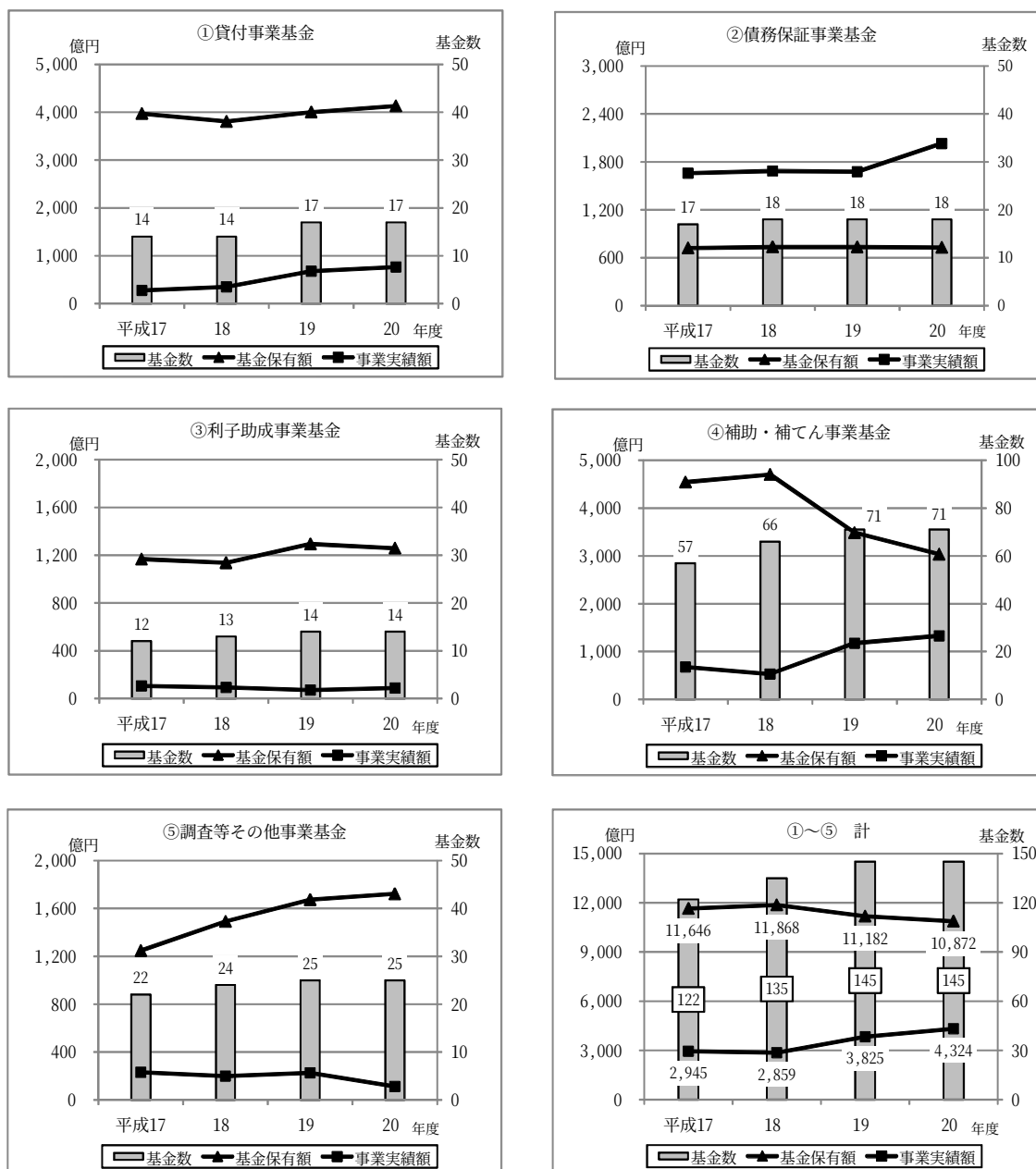
a 使途別にみた状況

- ① 貸付事業基金については、基金保有額は、17年度以降ほぼ同様の水準で推移しているが、事業実績額は、農地保有合理化事業関係の事業実績が伸びていることなどから、増加する傾向となっている。
- ② 債務保証事業基金については、新規に造成された基金が少なかったことな

どから、基金保有額はほぼ同様の水準で推移しているが、事業実績額は、揮発油販売業者に対する債務保証が増加していることなどから、増加する傾向となっている。

- ③ 利子助成事業基金については、基金保有額、事業実績額共にほぼ同様の水準で推移している。これは、近年、貸付金利が低水準で推移していることから、大きく増加する状況にはなかったためと考えられる。
- ④ 補助・補てん事業基金については、19、20両年度において事業実績額が大幅に増加している。これは、19年度は1基金、20年度は3基金において、飼料価格や原油価格の高騰により、緊急避難的に補てん事業を行ったことによるものである。
- ⑤ 調査等その他事業基金については、基金保有額が増加する傾向となっている。これは、都市再生に係る調査事業等を行うための基金に毎年度追加造成が行われたことが要因の一つである。

図表1-53 用途別の基金数、事業実績額及び基金保有額の推移

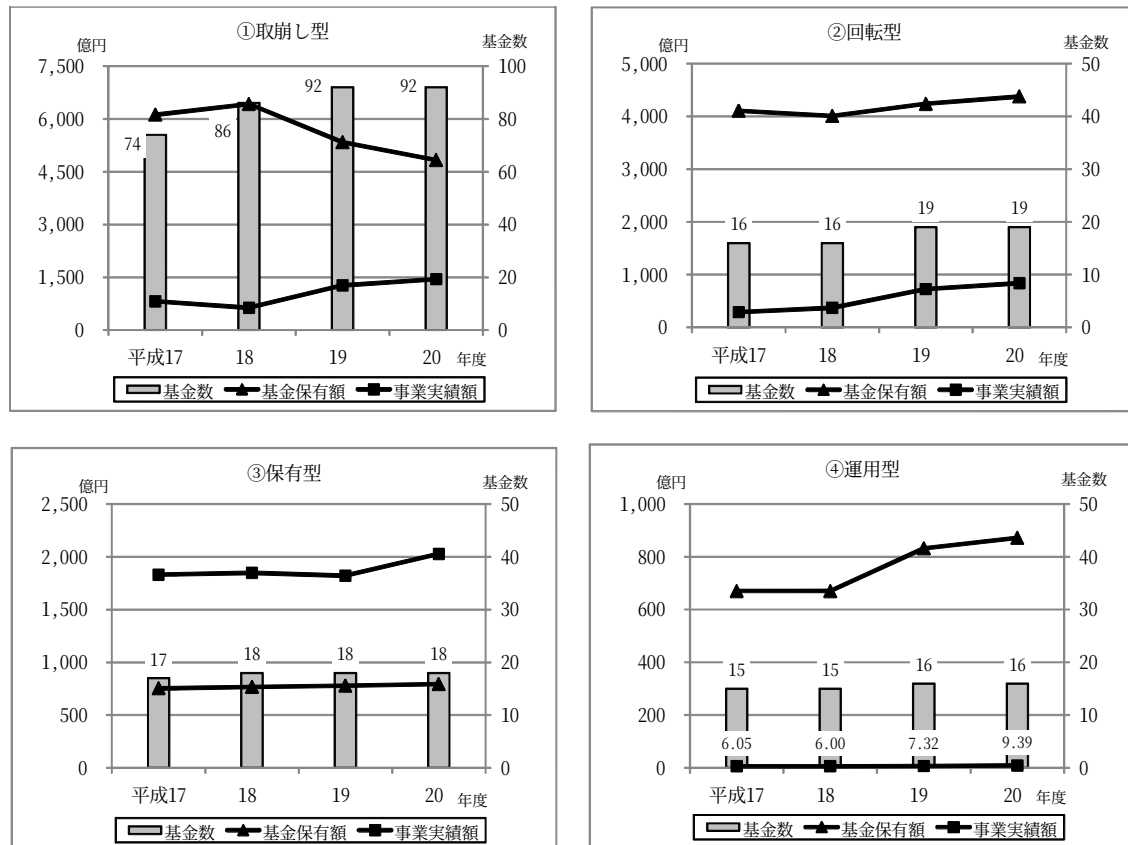


b 運営形態別にみた状況

基金保有額は、17年度以降、運用型は増加傾向にあるが、取崩し型は減少傾向にある。取崩し型が減少しているのは、前記の基金の国庫返納によるものと考えられる。また、事業実績額についてみると、取崩し型は、その大部分の用途が上記aの④補助・補てん事業基金に該当するものであるため、実績の傾向はこれと同様となっている。運用型は、低金利を反映して、事業実績は低迷している。

なお、回転型及び保有型は、一部の基金を除いて、それぞれ前記 a の①貸付事業基金及び②債務保証事業基金に該当するため、これらとほぼ同様の推移となっている。

図表1-54 運営形態別の基金数、事業実績額及び基金保有額の推移



(イ) 各基金の事業実績率及び基金保有倍率

個々の基金は、設置目的、事業内容、利用対象者、基金規模等を異にするため、それぞれの事業実績や基金保有量を同一の尺度で比較しにくいという面はあるが、本報告において、各基金を統一的に比較するに当たっては、前記17年10月の報告と同様、次の事業実績率及び基金保有倍率という指標を用いている。

① 事業実績率は、直近3年間の平均事業実績額を元年度以降におけるピーク時の事業実績額で除して得た率である。これは、基金事業に対する需要が現在のどの程度の水準にあるかを表そうとするもので、この率が高い基金は、事業に対する近年の需要がピーク時に近いことを示している。

② 基金保有倍率は、直近の基金保有額を直近3年間の平均事業実績額で除して得

た数値である。これは、事業実績からみて基金保有量がどの程度の水準にあるかを表そうとするもので、この数値が1倍に近い基金ほど、単年度当たりの事業実績に対応した基金保有規模となっていると考えられる。

20年度末において設置されている国所管基金110基金それぞれの事業実績率及び基金保有倍率は巻末別表1-5（187ページ参照）に記載のとおりである。

a 事業実績率

図表1-55のとおり、国所管基金110基金のうち、事業の新規受付を終了して事業実績額が算定できないなどのため、事業実績率の算定になじまない33基金を除いた77基金についてみると、事業実績率が30%未満となっているものが27基金あり、このうち22基金は、設置後10年以上経過している。他方、80%以上の高い事業実績率となっているものは12基金あり、このうち7基金は経過年数が10年未満となっている。

図表1-55 平成20年度末における事業実績率の状況

(単位：基金)

運営形態 区分	取崩し型	回転型	保有型	運用型	計
80%以上	5	1	2	4	12
50%以上80%未満	13	5	2	5	25
30%以上50%未満	9	0	2	2	13
10%以上30%未満	6	1	2	1	10
10%未満	8	0	6	3	17
事業実績率の算定になじまないもの	24	5	3	1	33
計	65	12	17	16	110

また、上記110基金のうち、前記17年10月の報告において検査の対象としたのは68基金であるが、このうち、事業実績率の比較になじまない基金を除いた38基金について、16年度末と20年度末の事業実績率を比較してみると、事業実績率が上昇しているものが15基金（39.5%）、低下しているものが23基金（60.5%）となっている。

b 基金保有倍率

図表1-56のとおり、国所管基金110基金のうち、事業の新規受付を終了して事業実績額が算定できないなどのため、基金保有倍率の算定になじまない40基金を除いた70基金についてみると、基金保有倍率が50倍以上となっているものが19基金あるが、このうち基金保有倍率が高くなる傾向のある運用型基金は11基金となっている。他方、10倍未満となっているものが32基金あり、運用型を除いて、図表1-56の区分のうち「1倍以上10倍未満」の基金数が最も多くなっている。

図表1-56 平成20年度末における基金保有倍率の状況

(単位：基金)

運営形態 区分	取崩し型	回転型	保有型	運用型	計
100倍以上	3	0	1	8	12
50倍以上100倍未満	3	0	1	3	7
30倍以上50倍未満	4	0	0	0	4
10倍以上30倍未満	10	2	2	1	15
1倍以上10倍未満	18	5	6	0	29
1倍未満	2	0	1	0	3
基金保有倍率の算定になじまないもの	25	5	6	4	40
計	65	12	17	16	110

また、前記17年10月の報告において検査の対象とした68基金のうち、基金保有倍率の比較になじまない基金を除いた38基金について、16年度末と20年度末の基金保有倍率を比較してみると、低下しているものが23基金（60.5%）、上昇しているものが15基金（39.5%）となっている。

(ウ) 運営形態別の基金の保有形態

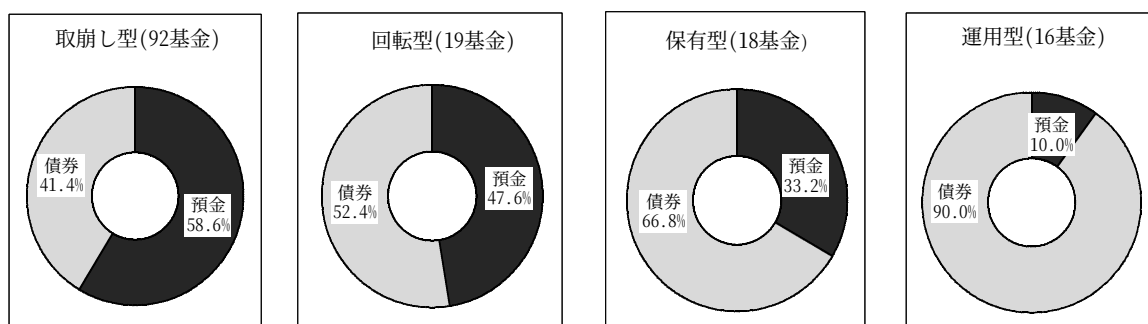
国所管基金及び独法所管基金の計145基金の20年度末の保有形態を運営形態別にみると、図表1-57のとおりとなっている。

図表1-57 運営形態別の基金の保有形態

(単位：基金、百万円、%)

運営形態	基金数	基金の保有形態								計
		預金 (割合)	債券 (割合)	債券の内訳<割合>						
				国債	地方債	社債	仕組み債	外国債 (円建て)	その他	
取崩し型	92	288,159 (58.6)	203,591 (41.4)	<28.6>	<43.0>	<7.9>	<1.2>	<0.9>	<18.5>	491,751 (100)
回転型	19	119,181 (47.6)	131,373 (52.4)	<39.9>	<52.7>	<2.9>	<0.0>	<0.1>	<4.5>	250,555 (100)
保有型	18	21,977 (33.2)	44,226 (66.8)	<43.5>	<24.0>	<18.1>	<2.7>	<2.6>	<9.2>	66,204 (100)
運用型	16	8,716 (10.0)	78,434 (90.0)	<37.3>	<46.8>	<4.1>	<2.0>	<4.8>	<5.1>	87,150 (100)
計	145	438,035 (48.9)	457,625 (51.1)	<34.8>	<44.6>	<6.8>	<1.1>	<1.5>	<11.3>	895,661 (100)

(注) 各運営形態別の「計」の額は、基金の取崩しにより貸付金に充てられている額や、未払・未収金の額等を除いているため、それぞれの基金保有額とは一致しない。



取崩し型の92基金についてみると、流動性の高い普通預金及び定期預金での保有額が保有総額の58.6%を占めており、このうち、66基金がすべてを普通預金又は定期預金で保有している。一方で、保有額の半分以上を国債等の債券で保有している基金も16基金見受けられる。

回転型の19基金についてみると、普通預金及び定期預金での保有額が保有総額に占める割合は47.6%で、すべてを普通預金又は定期預金で保有しているのは10基金となっている。一方で、保有額の半分以上を債券で保有している基金も5基金見受けられ、保有債券の中には償還期限が34年に到来するものも見受けられる。

保有型の18基金及び運用型の16基金についてみると、保有総額のそれぞれ66.8%、90.0%の額を国債等の債券で保有していて、それぞれ約7割、約8割を国債及び地方債が占めている。一方、仕組み債や円建ての外国債で保有して、金利収入の確保を図っている基金もあるが、国債や地方債と比較すると元本割れのリスクが大きくなっている。また、基金によっては、事業終了の際に国庫補助金の返納が必要となる場合があるが、保有債券によっては満期償還前の売却による損失が

発生して、返納に必要な額を確保できない可能性もある。

(エ) 運用益の使途の状況

図表1-58のとおり、145基金の運用益の使途に関する規定の有無及びその内容についてみると、運用益の使途に関する規定がない15基金を除いた130基金において、基金本体への繰入れ、基金事業に係る経費への充当等を内容とする規定があるが、このうち2基金については、基金事業のほか、それ以外の事業にも充当できるとする内容の規定も設けている。

図表1-58 運用益の使途に関する規定の有無及び内容

(単位：基金、%)

運営形態	規定上の使途（繰入先又は充当先）					計
	基金	基金・基金事業に係る経費	基金事業に係る経費	基金事業・それ以外の事業に係る経費	なし	
取崩し型	46	28	14	0	4	92
回転型	8	5	3	1	2	19
保有型	4	6	6	1	1	18
運用型	0	1	7	0	8	16
計 (割合)	58 (40.0)	40 (27.6)	30 (20.7)	2 (1.4)	15 (10.3)	145 (100)

また、145基金の20年度における運用益の額は、図表1-59のとおり、計100億円となっている。

その使途別金額についてみると、運用型においては、全額が基金事業への充当額となっているが、運用型以外の運営形態においては、当該法人の他会計・他勘定への繰入額や、当該法人の経費全般への充当額も一部見受けられる。

図表1-59 運用益の使途別金額（平成20年度）

（単位：基金、百万円、％）

運営形態	平成20年度 末基金数	実際の運用益の使途						計
		基金事業				基金事業 以外	法人の 経費全般	
		基金会計・ 基金勘定	事業費	人件費	事務費等	他会計・ 他勘定へ 繰入		
取崩し型	92	3,710	451	157	71	195	—	4,586
回転型	19	826	1,605	227	92	—	419	3,171
保有型	18	267	425	190	57	11	—	953
運用型	16	295	590	287	123	—	—	1,296
計 (割合)	145	5,100 (51.0)	3,073 (30.7)	863 (8.6)	344 (3.4)	207 (2.1)	419 (4.2)	10,007 (100)

なお、前記運用益の使途に関する規定がない15基金のうち、運用益がない1基金を除く14基金の実際の運用益の使途について分類すると、図表1-60のとおりとなっており、すべて基金事業に充当されている状況である。

図表1-60 14基金の実際の運用益の使途（平成20年度）

（単位：基金、％）

運営形態	実際の運用益の使途					計
	① 基金会計・ 基金勘定	② 事業費	③ 基金事業に係 る人件費等 (人件費、事 務費等)	②及び③	①、②及び ③	
取崩し型	2	1	1	0	0	4
回転型	1	0	0	0	0	1
保有型	0	0	0	0	1	1
運用型	0	0	3	1	4	8
計	3	1	4	1	5	14
(割合)	(21.4)	(7.1)	(28.6)	(7.1)	(35.7)	(100)

(オ) 基金事業の運営に要する人件費等の財源

145基金の20年度の基金事業の運営に当たって必要となった人件費、事務費等（以下「人件費等」という。）の額は計35億円となっており、運営形態別にその財源についてみると、図表1-61のとおりである。

取崩し型以外の運営形態においては、人件費等の財源は、基金の運用益が占め

る割合が最も高くなっており、特に保有型と運用型では人件費等の80%以上を基金の運用益で賄っている状況である。一方、取崩し型における人件費等の財源は、基金の取崩しによるものが68.0%を占めている。

図表1-61 運営形態別の人件費等の財源の状況（平成20年度）

上段：金額（単位：百万円） 下段：割合（単位：%）						
運営形態	基金数	基金の運用益	基金の取崩し	自主財源	その他	計
取崩し型	92	228 (11.4)	1,364 (68.0)	229 (11.4)	183 (9.1)	2,006 <56.7>
回転型	19	320 (42.8)	177 (23.7)	250 (33.4)	0 (0.0)	748 <21.1>
保有型	18	248 (80.8)	2 (0.7)	29 (9.4)	26 (8.5)	307 <8.7>
運用型	16	410 (86.0)	12 (2.5)	38 (8.0)	16 (3.4)	477 <13.5>
計	145	1,207 (34.1)	1,557 (44.0)	548 (15.5)	227 (6.4)	3,540 <100>

(注) 各運営形態の「計」欄の割合< >は、基金事業に係る人件費等全体に占める割合である。

エ 基金の見直し体制の整備状況

(ア) 見直しの状況

国所管基金については、前記第2-1-(5)-ア（69ページ参照）のとおり、政府において、18年の基金基準を受けて、18年度及び20年度に見直しが行われているところであるが、基金事業を所管する府省による基金事業の目標の策定及び当該基金法人による目標達成度の評価や、余裕基金の返納規定の設定について、20年度末現在におけるそれぞれの状況をみると、次のとおりである。

a 目標の策定及び目標達成度の評価の状況

前記17年10月の報告においては、基金事業の目的達成について判定し、最終的に基金事業がその役割を終えたかどうかの目的達成度を測るための基準を策定している基金はなかった。

そして、今回、国所管基金110基金について、公表資料等により、基金事業が効率的・効果的に実施されているかどうかを検証するための目標の策定及び目標達成度の評価の状況をみると、図表1-62のとおりとなっている。

すなわち、20年度末現在では、基金基準を受けて、81基金において基金事業

の目標が策定されており、このうち評価を実施したとしているものは33基金ある。また、目標が策定されている81基金のうち定量的な目標が設定されているものは38基金あるが、定量的な目標を設定した上で目標達成度の評価を実施したとしている基金は17基金にとどまっている。

一方、目標が策定されておらず、目標達成度の評価も行われていない基金が26基金あるが、これは、新規事業の受付を終了していること、事業内容等からみて目標達成度を評価することにはなじまないことなどによるものである。

図表1-62 目標の策定及び目標達成度の評価の状況（国所管基金）

（単位：基金）

補助金等の 交付省名	基金数	目標策定	当該目標の 達成度を 評価	定量的な 目標	当該目標の 達成度を 評価	目標未策定 ・ 評価未実施	理由		目標未策定 ・ 評価実施
							新規事業 受付終了	事業内容等 からみて評 価等になじ まない	
外務省	2	2	2	2	2	0	—	—	0
文部科学省	1	0	0	—	—	1	1	0	0
厚生労働省	3	3	0	2	0	0	—	—	0
農林水産省	61	45	17	23	13	16	10	6	0
経済産業省	14	14	11	2	2	0	—	—	0
国土交通省	23	12	1	7	0	9	0	9	2
環境省	5	4	2	1	0	0	—	—	1
防衛省	1	1	0	1	0	0	—	—	0
計	110	81	33	38	17	26	11	15	3

b 余裕基金の返納規定の設定状況

前記17年10月の報告においては、補助金交付要綱等において、事業の途中で余裕基金を国庫へ返納することに関する規定が設けられているのは、116基金のうち12基金にとどまっていたが、20年度末現在では、110基金のうち53基金においてその規定が設けられている。しかし、数年のうちに事業終了時期が到来することから精算はその時に行うとしていること、事業実施期間中は基金が余剰との判断が困難であることなどの理由で、余裕基金の返納規定が設けられていない基金も見受けられる。

(イ) 基金法人が見直しで算定した保有割合の内容

基金基準においては、基金の規模が過大になっていないかなどの状況を客観的に把握するため、基金法人は基金の保有割合を算出することとされており、保有割合は、直近の基金保有額等を今後基金事業に要する費用（以下「必要見込額」という。）で除して算出することとなっている。そして、これに沿って20年度の

見直しにおいて算出された100基金の保有割合をみると、2倍未満と算出している基金が94基金に上っており、基金の保有額と使用見込額が同額となる1倍と算出している基金は32基金となっている。

そこで、保有割合の算出に当たって使用した必要見込額の算出方法について、事故等に対応するための基金であるためその算定の当否を判断することになじまない基金や事業終了が確定していて残事業分を必要見込額としている基金等を除いた59基金の状況をみると次のとおりとなっている。

すなわち、59基金のうち、27基金は過去の実績を基に、残りの32基金は過去の実績以外の指標等を基に、それぞれ必要見込額を算出しているが、この32基金の中には、必要見込額をより合理的な指標を用いて算出すべきものが1基金見受けられる。なお、上記32基金のうち5基金は、単年度当たりの必要見込額が、計算上、直近3年間の平均事業実績額の10倍を超えている。

オ 個別の基金の状況

(ア) 17年10月の報告において検討すべき事態が見受けられた基金のその後の状況

前記17年10月の報告において、検討すべき事態が見受けられた33基金のその後の状況についてみると、基金を廃止又は統合したものが10基金（これに伴い国庫に返納された額75億円）、基金の一部を20年度までに国庫に返納したものが16基金（同2670億円）、21年度以降基金を廃止する予定のものが1基金となっている。

これら以外の6基金についても、事業目標の達成度の評価を行うなど、基金事業の適切な実施に向けて、見直しを行っている状況である。

(イ) 基金事業の運営において検討すべき事態

13法人25基金の基金事業の運営について各法人を実地に検査した結果、8基金（同一の基金で複数の事態を掲記しているものがあるため、延べ基金数では9基金）において次のような事態が見受けられた。

[事業実績が継続的に少ない状況となっているもの]

- ⑩ 社団法人漁業信用基金中央会は、農林水産省から補助金の交付を受けて、「漁業運転資金融通円滑化対策事業資金」（平成14年度設置。20年度末保有額2億0972万円（国庫補助金相当額同額））、「中小漁業関連資金融通円滑化事業資金」（平成17年度設置。20年度末保有額4億7137万円（国庫補助金相当額同額））及び「認定漁協資金融通円滑化基金」（平成18年度設置。20年度末保有額8821万円（国庫補助金相当額同額））を設置している。

各基金による事業は、漁業者等の資金の借入に係る債務保証を行う漁業信用基金

協会に対して、保証実施の円滑化を図るための出えんを行うものである。そして、出えんの条件として、原則として、都道府県が同社団法人と同額の負担を行うこととされている。

しかし、3基金事業の17年度から20年度までの各年度の事業実績をみると、都道府県において、財政状況の悪化により負担を行うことが困難となっていることなどから、出えん件数が全くないか年間数件という状況である。

なお、3基金事業においては、21年度をもって事業採択を終了する方向とされている。

〔計画的かつ速やかに国庫返納がなされるべきもの〕

- ⑪ 財団法人新エネルギー財団は、経済産業省から補助金の交付を受けて「中小水力発電事業に係る利子補給事業のための利子補給基金」を設置している（昭和60年度設置。平成20年度末保有額12億2478万円（国庫補助金相当額同額））。

本基金による事業は、再生可能エネルギーである水力発電の開発、利用の促進を図るため、中小水力発電施設を設置しようとする公営電気事業者等の借入れに対して利子補給を行うものである。

本基金事業は、14年度に新規受付を終了していて、利子補給の対象として残っている最後の発電施設の設置が完了して運転を開始することとされている22年度中に、利子補給に係る後年度負担額が確定するとされている。

しかし、20年度末において、後年度負担額は未確定なものの、既にその上限額は10億8489万円と確定したことから、この結果、少なくとも、20年度末の基金保有額12億2478万円との差額1億3988万円が利子補給に使用されない見込額となる。

このようなことから、使用見込みのない基金については、運用のため保有している債券の満期償還の時期を勘案するなどして、計画的かつ速やかに国庫返納がなされることが必要であると考えられる。

〔基金を一時的に他事業の財源として使用していたもの〕

- ⑫ 財団法人ベンチャーエンタープライズセンターは、経済産業省から補助金の交付を受けて「債務保証基金」を設置している（昭和50年度設置。平成20年度末保有額9億7615万円（うち国庫補助金相当額4億7194万円））。

本基金による事業は、新たな事業分野の創造を促し、我が国経済の活力を維持、増進するため、ベンチャー企業が新技術、新製品等の研究開発等を行うのに必要な借入れについて債務保証を行うものである。

同財団法人は、本基金による事業のほかに補助事業も実施しており、これに要する経費については別途国庫補助金の交付を受けているが、15、16両年度の補助事業の実施に当たり、補助金の交付を受ける前の経費の支払について本基金を使用し、補助金の交付を受けた後に基金に戻し入れるという経理処理を2か年連続して行っていた。

しかし、本基金は、前記のとおり、ベンチャー企業の借入れに係る債務保証を行う事業の財源に充てるために設置されたものであることから、このような経理処理はその趣旨に沿わないものと認められる。

なお、同財団法人は、17年度から短期借入金をもって補助事業の経費の支払に充て

る経理処理を行っている。

〔基金規模の見直しによる基金の取崩額と国庫補助金の返納額に差額が生じたもの〕

- ⑬ 財団法人海外漁業協力財団は、農林水産省から補助金の交付を受けて「貸付事業資金」を設置している（昭和48年度設置。平成20年度末保有額794億6171万円（国庫補助金相当額同額））。

本基金による事業は、海外漁場の確保と海外漁業協力を一体的に推進するため、海外漁業協力事業を行う本邦法人等に対して、貸付けを行うものである。

本基金については、17年10月の会計検査院の報告（前記第1-2-(2)-イ 6ページ参照）等を踏まえて、基金規模の見直しが行われ、その結果、以後の必要見込額が795億円、使用見込みの低い額が122億円と算出された。そして、18年8月に、農林水産大臣の承認を経て、上記の122億円が取り崩されて、補助金相当額として106億円が国庫に返納されている。

取崩額と返納額に差額が生じたことについて、同財団法人は、海外漁業協力事業の安定的な実施のため、基金保有額のうち貸付金充当額を除いた額の大半を元本が保証され安定収入が見込まれる国債等の債券で運用している中で、当初想定していなかった国庫返納を速やかに行うためには、満期償還の時期に到達していない国債をそのまま国庫返納に使用することができないことから、保有している債券のうち同年7月時点で売却が可能で、かつ、上記取崩額に見合った額面の国債（運用期間15年又は20年）を市場価格で売却せざるを得ず、これにより約15億円の差額が発生したとしている。

各基金事業においては、基金規模の見直しなどにより、基金の原資となっている国庫補助金等の返納を行うことが既に決まっていたり、今後想定されたりすることから、取崩額と返納額の差額発生のある場合にはこれを回避する手段について十分に検討する必要がある。

〔国庫補助金の返納に当たり差額が生ずるおそれのあるもの〕

- ⑭ 社団法人国民健康保険中央会は、厚生労働省から補助金の交付を受けて「国保特別対策基金」を設置している（平成5年度設置。20年度末保有額50億円（国庫補助金相当額同額））。

本基金による事業は、医療費適正化対策を強化し、国保財政の安定化に資するため、対策会議、研修会の実施等を行うためのもので、基金の運用益をこれらの財源としている。

本基金による事業の実施期間については、18年の基金基準を受けて行われた同年の見直しにより27年度末までとされていて、同社団法人は事業終了時には、国庫補助金相当額を国庫に返納することとなっている。そして、同社団法人は、安全性のほか収益性の確保を理由として、保有額の半分以上を満期償還までの期間が長い債券で運用しているが、これらの債券は、満期償還日が28年度以降に到来し、また、近年の金融情勢の影響を受けて、時価評価額が帳簿価額を下回っている状況である。

このようなことから、現状では、事業終了後の国庫返納の際に、保有債券の途中売

却による回収額と要返納額に差額が生ずるおそれがある。

このため、運用益を財源とした事業の円滑な実施に引き続き努める一方、事業終了後において当該国庫補助金相当額を全額返納することができるよう、十分に検討する必要があると考えられる。

- ⑮ 社団法人潤滑油協会は、経済産業省から補助金の交付を受けて「潤滑油製造業近代化基金」を設置している（昭和53年度設置。平成20年度末保有額28億5500万円（国庫補助金相当額同額））。

本基金による事業は、潤滑油製造業の合理化、高度化対策に関する事業が円滑に行われるようにするため、潤滑油に関する品質、性能の試験研究等を実施するもので、基金の運用益をこれらの財源としている。

本基金による事業の実施期間については、18年の基金基準を受けて行われた同年の見直しにより27年度末までとされていて、同社団法人は事業終了時には、国庫補助金相当額を国庫に返納することとなっている。そして、同社団法人は、安全性のほか収益性の確保を理由として、保有額の半分以上を満期償還までの期間が長い債券で運用しているが、これらの債券の大半は満期償還日が28年度以降に到来し、また、近年の金融情勢の影響を受けて、時価評価額が帳簿価額を下回っている債券もある状況である。

このようなことから、現状では、事業終了後の国庫返納の際に、保有債券の途中売却による回収額と要返納額に差額が生ずるおそれがある。

このため、運用益を財源とした事業の円滑な実施に引き続き努める一方、事業終了後において当該国庫補助金相当額を全額返納することができるよう、十分に検討する必要があると考えられる。

[運用益の処理について検討すべきもの]

- ⑯ 財団法人海外漁業協力財団は、海外漁場の確保と海外漁業協力事業とを一体的に推進するための貸付事業を行っており、この事業のために設置している「貸付事業資金」（前記⑬参照）の運用益については、農林水産省が制定した国際漁業振興協力事業実施要領（昭和48年6月制定）において、同財団法人の人件費及び管理に要する経費並びに海外漁業協力事業の円滑な促進を図るために要する経費に充てることができることとされている。そして、平成7年度以前は、人件費、関連する事業の経費等に充当した残りの額は剰余金として処理し、毎年度基本財産に繰り入れていたが、9年3月に、旧総務庁行政監察局からの勧告を受けて、本基金の運用益と上記のようにして増額した基本財産の運用益について、8年度決算から、人件費、関連する事業の経費等に充当した残りの額を本基金に繰り入れるようにした。

その後、同財団法人は、13年度決算からこの繰入れを行わないこととしているが、この理由について、同財団法人は、公益法人会計基準には剰余金という科目がないことから、繰越収支差額として扱うこととして、基金への繰入れを行わないこととしたとしている。

前記のとおり、本基金の運用益については、当該法人の経費全般へ充当できるとする内容の規定が設けられているが、本基金は国庫補助金（累計交付額906億円）を原資としているものであることから、本基金事業の円滑な実施に留意しつつ、貸付事業に直接関係する諸経費や関連する事業の経費を賄ってなお余りがある場合には、その

処理について再度検討する必要があると考えられる。

また、13年度決算から剰余金の本基金（内部留保額の算出上減算項目である公益事業基金に該当する。）への繰入れを行わなくなったため、下表のとおり、本基金を経理している一般会計における正味財産から基本財産及び貸付事業資金を控除した額は年々増加し、16年度末で19億7532万円となり、12年度末の10億9819万円と比べて8億7712万円増加している。

これに伴い、同財団法人の内部留保額も12年度末8億7764万円から16年度末17億7444万円に増加しており、剰余金の処理方法の変更が同財団法人の内部留保の増加に大きく影響していると考えられる。また、事業費等の減少もあり、内部留保率も12年度末11.2%から16年度末55.6%に増加している。

なお、同財団法人においては、低金利の影響等により、本基金に係る運用益収入が減少するなどしたことから、内部留保は減少しており、19年度末の内部留保額は16億5712万円、内部留保率は63.0%となっている^(注)。

（注） 同財団法人は、平成18年度決算から、貸付事業資金に係る貸倒引当金の会計処理方法を変更しており、17年度以前の会計処理方法に基づいて試算した19年度末の内部留保額は11億9107万円、内部留保率は45.2%になる。

表 財団法人海外漁業協力財団における内部留保等の状況

(単位：百万円、%)

年度 区分	平成12	13	14	15	16	17	18	19
正味財産から基本財産及び貸付事業資金を控除した額	1,098	1,509	1,615	1,953	1,975	1,811	1,993	1,843
内部留保額	877	1,331	1,359	1,653	1,774	1,651	1,835	1,657
内部留保率	11.2	30.8	31.2	47.9	55.6	52.0	64.8	63.0

2 各府省所管の公益法人を契約相手方として国が発注している調査研究事業の状況

各府省等において、各府省所管の公益法人を契約相手方として締結された調査研究事業に係る契約（^(注12)少額随契等を除く。）のうち18年度、19年度及び20年度（9月まで）に締結されたものを対象として、その全体の状況、競争性の状況、予定価格作成の状況、契約の履行等の状況、成果物の公表等の状況について分析した結果を、以下に記述した。また、契約金額の規模、契約方式、契約の内容となっている業務等を勘案して抽出した個別の契約について検査した結果を、上記のそれぞれの分析結果とともに記述した。

（注12） 少額随契 予決令第99条の規定に基づき、契約に係る予定価格が少額である場合に行うことができるとされている随意契約

(1) 各府省所管の公益法人を契約相手方とする調査研究事業に係る契約全体の状況

各府省等から提出された調書によると、各府省等が公益法人を契約相手方として締結した調査研究事業に係る契約の件数及び支払金額は、図表2-1のとおり、18年度は4.7千件、1593億円、19年度は3.9千件、1480億円、20年度（9月まで）は2.1千件、166億円（以下、20年度の支払金額は、20年9月までに支払われた金額である。）となっている。

このうち、都道府県所管の公益法人を除いた各府省所管の公益法人（本検査要請の対象とされている法人）を契約相手方として締結された契約（以下「対象契約」という。）の件数及び支払金額は、18年度は4.3千件、1441億円、19年度は3.4千件、1260億円、20年度（9月まで）は1.6千件、136億円となっており、19年度では、前年度より、件数で19.4%、支払金額で12.5%減少している。

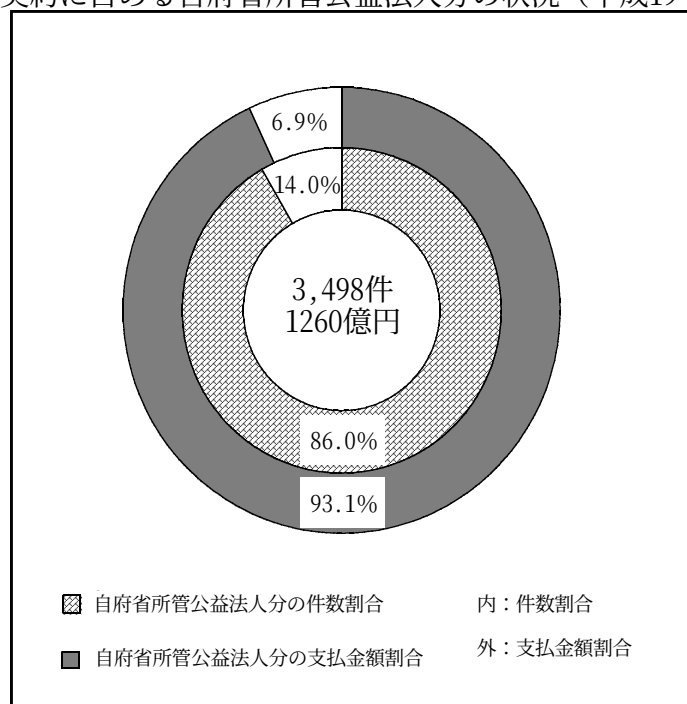
さらに、対象契約のうち、自府省所管公益法人を契約相手方として締結した契約（以下「自府省所管公益法人分」という。）が占める割合は、各年度とも、件数で86%前後、支払金額で93%前後となっている。

図表2-1 公益法人を契約相手方とする調査研究事業に係る契約の状況

(単位：件、百万円、%、%ポイント)

区分 年度	件数				支払金額			
	(参考) 公益法人を 契約相手方 とする契約 全体	[対象契約]			(参考) 公益法人を 契約相手方 とする契約 全体	[対象契約]		
		うち各府省 所管の公益 法人を契約 相手方とす る契約 (A)	うち自府省 所管公益法 人分 (B)	左の対象契 約に占める 割合 ((B)/(A))		うち各府省 所管の公益 法人を契約 相手方とす る契約 (C)	うち自府省 所管公益法 人分 (D)	左の対象契 約に占める 割合 ((D)/(C))
平成18年度(a)	4,771	4,341	3,782	(87.1)	159,354	144,146	133,266	(92.5)
19年度(b)	3,985	3,498	3,010	(86.0)	148,041	126,060	117,403	(93.1)
増減値(b)-(a)	△ 786	△ 843	△ 772	△ 1.1	△ 11,312	△ 18,085	△ 15,863	0.7
増減率 (((b)/(a)-1)×100)	(△ 16.5)	(△ 19.4)	(△ 20.4)		(△ 7.1)	(△ 12.5)	(△ 11.9)	
20年度(9月まで)	2,103	1,694	1,454	(85.8)	16,654	13,606	12,709	(93.4)

(対象契約に占める自府省所管公益法人分の状況(平成19年度))



以下、対象契約について、19年度分を中心に、府省等別、契約内容別、契約の種類別及び方法別、新規契約・継続契約別、契約の締結時期別並びに履行期間別に分析することとする。

ア 府省等別の契約状況

19年度における対象契約及び自府省所管公益法人分の状況を府省等別にみると、図表2-2及び2-3のとおりとなっている。

これをみると、対象契約全体では、国土交通省が件数、支払金額共に最も多く、次いで、件数では農林水産省、経済産業省の順、支払金額では経済産業省、文部科

学省、農林水産省の順となっている。

また、自府省所管公益法人分が対象契約に占める割合についても、件数、支払金額共に国土交通省、経済産業省及び農林水産省において、高い状況となっている。

(20年度(9月まで)の状況は、巻末別表2-1(192ページ)参照)

図表2-2 府省等別の契約状況(平成19年度)

(単位:件、百万円、%)

区分	年度	件数			支払金額		
		[対象契約] 各府省所管の 公益法人を契 約相手方とす る契約(A)	うち自府省所 管公益法人分 (B)	左の対象契約 に占める割合 ((B)/(A))	[対象契約] 各府省所管の 公益法人を契 約相手方とす る契約(C)	うち自府省所 管公益法人分 (D)	左の対象契約 に占める割合 ((D)/(C))
府省等							
内閣	平成18	8	—	(—)	889	—	(—)
	19	6	—	(—)	920	—	(—)
内閣府	18	155	48	(31.0)	3,031	993	(32.8)
	19	136	46	(33.8)	2,503	935	(37.4)
警察庁	18	5	2	(40.0)	34	27	(78.9)
	19	4	2	(50.0)	30	8	(27.1)
金融庁	18	1	1	(100)	75	75	(100)
	19	1	1	(100)	69	69	(100)
総務省	18	129	110	(85.3)	3,367	3,225	(95.8)
	19	116	98	(84.5)	3,585	3,434	(95.8)
法務省	18	16	15	(93.8)	28	17	(62.6)
	19	14	12	(85.7)	47	15	(32.4)
外務省	18	33	26	(78.8)	380	281	(74.1)
	19	39	30	(76.9)	437	347	(79.3)
財務省	18	17	13	(76.5)	90	60	(66.6)
	19	18	13	(72.2)	70	45	(65.2)
文部科学省	18	107	79	(73.8)	8,920	7,584	(85.0)
	19	122	90	(73.8)	8,545	7,254	(84.9)
厚生労働省	18	63	38	(60.3)	621	423	(68.1)
	19	44	21	(47.7)	484	250	(51.7)
農林水産省	18	569	523	(91.9)	8,856	8,405	(94.9)
	19	434	388	(89.4)	6,999	6,529	(93.3)
経済産業省	18	469	429	(91.5)	48,144	47,060	(97.7)
	19	395	361	(91.4)	41,960	41,214	(98.2)
国土交通省	18	2,389	2,229	(93.3)	64,440	61,345	(95.2)
	19	1,829	1,710	(93.5)	55,494	53,708	(96.8)
環境省	18	280	214	(76.4)	4,730	3,575	(75.6)
	19	269	202	(75.1)	4,582	3,459	(75.5)
防衛省	18	98	58	(59.2)	588	291	(49.5)
	19	69	39	(56.5)	392	206	(52.7)
国会	18	8	—	(—)	53	—	(—)
	19	5	—	(—)	32	—	(—)
裁判所	18	—	—	(—)	—	—	(—)
	19	2	—	(—)	3	—	(—)
会計検査院	18	—	—	(—)	—	—	(—)
	19	—	—	(—)	—	—	(—)
計	18	4,341	3,782	(87.1)	144,146	133,266	(92.5)
	19	3,498	3,010	(86.0)	126,060	117,403	(93.1)

図表2-3 対象契約及び自府省所管公益法人分の件数、支払金額等の多い上位5府省等（平成19年度）

＜対象契約の件数が多い5府省等＞

（単位：件）

府省等名	件数
国土交通省	1,829
農林水産省	434
経済産業省	395
環境省	269
内閣府	136

＜対象契約の支払金額が多い5府省等＞

（単位：百万円）

府省等名	支払金額
国土交通省	55,494
経済産業省	41,960
文部科学省	8,545
農林水産省	6,999
環境省	4,582

＜自府省所管公益法人分の件数が多い5府省等＞

（単位：件）

府省等名	件数
国土交通省	1,710
農林水産省	388
経済産業省	361
環境省	202
総務省	98

＜自府省所管公益法人分の支払金額が多い5府省等＞

（単位：百万円）

府省等名	支払金額
国土交通省	53,708
経済産業省	41,214
文部科学省	7,254
農林水産省	6,529
環境省	3,459

＜自府省所管公益法人分の件数が対象契約に占める割合の大きい5府省等＞

（単位：％）

府省等名	件数割合
国土交通省	93.5
経済産業省	91.4
農林水産省	89.4
法務省	85.7
総務省	84.5

＜自府省所管公益法人分の支払金額が対象契約に占める割合の大きい5府省等＞

（単位：％）

府省等名	支払金額割合
経済産業省	98.2
国土交通省	96.8
総務省	95.8
農林水産省	93.3
文部科学省	84.9

イ 契約内容の状況

19年度の対象契約について、次の四つに分類して契約内容の状況をみると、図表2-4のとおりとなっている。

- ①「調査」（実態調査、動向調査等の各種の調査）
- ②「統計調査」（統計情報の収集整理等）
- ③「研究」（科学技術等の研究に係る分析、解析、実証、実験等）
- ④「競争的資金による研究」（資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家による評価に基づいて実施すべき課題を採択し

て、研究者等に配分する研究開発資金による研究)

これをみると、対象契約全体では、「調査」が、件数で89.1%、支払金額で85.1%と大部分を占めており、そのほかでは、「研究」が、件数で6.1%、支払金額で9.7%となっている。

図表2-4 契約内容の状況（平成19年度）

（単位：件、百万円、%）

区分 契約内容	件数	件数割合	支払金額	支払金額割合
調査	3,118	89.1	107,313	85.1
統計調査	61	1.7	1,541	1.2
研究	212	6.1	12,169	9.7
競争的資金による研究	107	3.1	5,036	4.0
計	3,498	100	126,060	100

また、府省等別に契約内容をみると、図表2-5のとおり、各府省等とも「調査」の件数割合が高く、過半数の府省等で90%以上となっている。一方、「研究」については、厚生労働省の件数割合が最も高く（63.6%）、次いで、文部科学省（23.0%）、内閣（16.7%）の順となっており、「競争的資金による研究」については、文部科学省の件数割合が最も高く（22.1%）になっている。こうした「研究」や「競争的資金による研究」の多い府省等では、相対的に「調査」の件数割合が低くなっている。

（20年度（9月まで）の状況は、巻末別表2-2（193ページ）参照）

図表2-5 府省等別の契約内容の状況（平成19年度）

（単位：件、百万円、％）

府省等	契約内容		調査		統計調査		研究		競争的資金による研究		計	
	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額
内閣	5 (83.3)	780 (84.9)	—	—	1 (16.7)	139 (15.1)	—	—	6 (100)	920 (100)		
内閣府	114 (83.8)	1,907 (76.2)	8 (5.9)	255 (10.2)	12 (8.8)	282 (11.3)	2 (1.5)	58 (2.3)	136 (100)	2,503 (100)		
警察庁	3 (75.0)	10 (34.6)	—	—	1 (25.0)	20 (65.4)	—	—	4 (100)	30 (100)		
金融庁	1 (100)	69 (100)	—	—	—	—	—	—	1 (100)	69 (100)		
総務省	103 (88.8)	3,337 (93.1)	4 (3.4)	62 (1.7)	3 (2.6)	148 (4.1)	6 (5.2)	37 (1.1)	116 (100)	3,585 (100)		
法務省	14 (100)	47 (100)	—	—	—	—	—	—	14 (100)	47 (100)		
外務省	36 (92.3)	389 (88.9)	—	—	3 (7.7)	48 (11.1)	—	—	39 (100)	437 (100)		
財務省	18 (100)	70 (100)	—	—	—	—	—	—	18 (100)	70 (100)		
文部科学省	66 (54.1)	5,412 (63.3)	1 (0.8)	2 (0.0)	28 (23.0)	2,293 (26.8)	27 (22.1)	837 (9.8)	122 (100)	8,545 (100)		
厚生労働省	15 (34.1)	218 (45.2)	1 (2.3)	4 (1.0)	28 (63.6)	260 (53.8)	—	—	44 (100)	484 (100)		
農林水産省	392 (90.3)	5,327 (76.1)	6 (1.4)	286 (4.1)	34 (7.8)	1,335 (19.1)	2 (0.5)	50 (0.7)	434 (100)	6,999 (100)		
経済産業省	276 (69.9)	31,846 (75.9)	7 (1.8)	220 (0.5)	49 (12.4)	6,005 (14.3)	63 (15.9)	3,887 (9.3)	395 (100)	41,960 (100)		
国土交通省	1,753 (95.8)	53,366 (96.2)	33 (1.8)	702 (1.3)	43 (2.4)	1,425 (2.6)	—	—	1,829 (100)	55,494 (100)		
環境省	253 (94.1)	4,188 (91.4)	1 (0.4)	6 (0.1)	8 (3.0)	222 (4.8)	7 (2.6)	165 (3.6)	269 (100)	4,582 (100)		
防衛省	66 (95.7)	383 (97.8)	—	—	3 (4.3)	8 (2.2)	—	—	69 (100)	392 (100)		
国会	5 (100)	32 (100)	—	—	—	—	—	—	5 (100)	32 (100)		
裁判所	2 (100)	3 (100)	—	—	—	—	—	—	2 (100)	3 (100)		
会計検査院	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
計	3,118 (89.1)	107,313 (85.1)	61 (1.7)	1,541 (1.2)	212 (6.1)	12,169 (9.7)	107 (3.1)	5,036 (4.0)	3,498 (100)	126,060 (100)		

ウ 契約の種類及び方法の状況

19年度の対象契約について、契約種類の状況をみると、図表2-6のとおり、件数、支払金額共に、①委託契約が約33%、②請負契約が約66%となっており、請負契約の割合が全体の約3分の2を占めている。

これを契約内容別にみると、「競争的資金による研究」はすべて委託契約により実施されており、また、「研究」も委託契約の割合が、件数、支払金額共に請負契約よりも高くなっている。一方、「調査」及び「統計調査」は、請負契約の割合の方が、件数、支払金額共に高くなっている。

（20年度（9月まで）の状況は、巻末別表2-3（194ページ）参照）

図表2-6 契約種類の状況（平成19年度）

（単位：件、百万円、％）

契約種類 契約内容	委託契約				請負契約				計			
	件数	件数割合	支払金額	支払金額割合	件数	件数割合	支払金額	支払金額割合	件数	件数割合	支払金額	支払金額割合
調査	927	29.7	26,815	25.0	2,191	70.3	80,497	75.0	3,118	100	107,313	100
統計調査	8	13.1	476	30.9	53	86.9	1,064	69.1	61	100	1,541	100
研究	122	57.5	10,064	82.7	90	42.5	2,105	17.3	212	100	12,169	100
競争的資金による研究	107	100	5,036	100	—	—	—	—	107	100	5,036	100
計	1,164	33.3	42,392	33.6	2,334	66.7	83,667	66.4	3,498	100	126,060	100

次に、19年度の対象契約について、契約方法の状況をみると、図表2-7のとおり、①確定契約（契約金額が契約締結時に確定しているもの）が件数で72.1%、支払金額で68.7%、②概算契約（契約金額が契約締結時には確定しておらず、概算額で契約して、履行が完了した段階で額を確定させるもの）が件数で27.9%、支払金額で31.3%となっており、確定契約が、件数、支払金額共に、全体の3分の2以上を占めている。

これを契約内容別にみると、「調査」及び「統計調査」は、確定契約の割合が、件数、支払金額共に概算契約よりも高くなっている。一方、「競争的資金による研究」はすべて概算契約により実施されており、また、「研究」も概算契約の割合の方が、件数、支払金額共に高くなっている。

（20年度（9月まで）の状況は、巻末別表2-4（194ページ）参照）

図表2-7 契約方法の状況（平成19年度）

（単位：件、百万円、％）

契約方法 契約内容	確定契約				概算契約				計			
	件数	件数割合	支払金額	支払金額割合	件数	件数割合	支払金額	支払金額割合	件数	件数割合	支払金額	支払金額割合
調査	2,381	76.4	83,528	77.8	737	23.6	23,784	22.2	3,118	100	107,313	100
統計調査	54	88.5	1,089	70.7	7	11.5	451	29.3	61	100	1,541	100
研究	88	41.5	1,925	15.8	124	58.5	10,244	84.2	212	100	12,169	100
競争的資金による研究	—	—	—	—	107	100	5,036	100	107	100	5,036	100
計	2,523	72.1	86,543	68.7	975	27.9	39,516	31.3	3,498	100	126,060	100

さらに、19年度の対象契約について、契約種類別に契約方法の状況をみると、図表2-8のとおり、請負契約では、件数、支払金額共に、99%以上が確定契約により実施されている。一方、委託契約では、件数で82.0%、支払金額で92.6%が概算契約により実施されている。

(20年度(9月まで)の状況は、巻末別表2-5(194ページ)参照)

図表2-8 契約種類別にみた契約方法の状況(平成19年度)

(単位:件、百万円、%)

契約方法 契約種類	確定契約				概算契約				計			
	件数	件数割合	支払金額	支払金額割合	件数	件数割合	支払金額	支払金額割合	件数	件数割合	支払金額	支払金額割合
請負契約	2,313	99.1	83,398	99.7	21	0.9	269	0.3	2,334	100	83,667	100
委託契約	210	18.0	3,145	7.4	954	82.0	39,247	92.6	1,164	100	42,392	100
計	2,523	72.1	86,543	68.7	975	27.9	39,516	31.3	3,498	100	126,060	100

エ 新規契約と継続契約の状況

調査研究事業には、単年度で完了するもののほか、「統計調査」のように毎年度同一の対象から得られるデータを収集して調査分析を行うものや、一つの目的のために複数年度にわたって調査研究を計画的に実施するものなど、同一業務に係る契約を年度ごとに引き続き締結しているものがある。

そこで、19年度の対象契約について、当該年度において新規に契約したものを「新規契約」、前年度以前から同一業務に係る契約を年度ごとに締結しているものを「継続契約」として、その状況をみると、図表2-9のとおりとなっている。

すなわち、件数割合でみると、新規契約が51.9%と継続契約を少し上回っているが、支払金額割合では、継続契約が全体の71.1%を占めている。また、継続契約の内訳をみると、16年度以前から実施しているものが、件数、支払金額共に最も多くなっており、支払金額では対象契約全体の50.2%を占めている。

(20年度(9月まで)の状況は、巻末別表2-6(195ページ)参照)

図表2-9 新規契約と継続契約の状況（平成19年度）

上段：件数（単位：件）
下段：割合（単位：%）

①件数

新規・継続区分 契約相手方	新規契約	継続契約				合計
	平成19年度	18年度～	17年度～	16年度以前～	計	
各府省所管の公益法人	1,817 (51.9)	495 (14.2)	240 (6.9)	946 (27.0)	1,681 (48.1)	3,498 (100)
うち自府省所管公益法人	1,573 (52.3)	429 (14.3)	212 (7.0)	796 (26.4)	1,437 (47.7)	3,010 (100)

上段：支払金額（単位：百万円）
下段：割合（単位：%）

②支払金額

新規・継続区分 契約相手方	新規契約	継続契約				合計
	平成19年度	18年度～	17年度～	16年度以前～	計	
各府省所管の公益法人	36,389 (28.9)	14,665 (11.6)	11,757 (9.3)	63,247 (50.2)	89,670 (71.1)	126,060 (100)
うち自府省所管公益法人	33,462 (28.5)	13,383 (11.4)	11,191 (9.5)	59,365 (50.6)	83,940 (71.5)	117,403 (100)

オ 契約の締結時期及び履行期間の状況

19年度の対象契約について、契約の締結時期の状況をみると、図表2-10のとおり、件数で、第1四半期が33.2%、第2四半期が30.0%となっており、第4四半期に締結されたものも9.3%となっている。

これを新規契約・継続契約別にみると、新規契約の件数は、第3四半期が35.6%と最も多くなっており、継続契約の件数は、第1四半期が48.8%と半数近くを占めている。

図表2-10 契約の締結時期の状況（平成19年度）

区分		契約の締結時期				合計
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
各府省所管の公益法人を契約相手方とする契約	新規契約	340 (18.7)	591 (32.5)	647 (35.6)	239 (13.2)	1,817 (100)
	継続契約	821 (48.8)	458 (27.2)	314 (18.7)	88 (5.2)	1,681 (100)
	合計	1,161 (33.2)	1,049 (30.0)	961 (27.5)	327 (9.3)	3,498 (100)
うち自府省所管公益法人分	新規契約	296 (18.8)	526 (33.4)	553 (35.2)	198 (12.6)	1,573 (100)
	継続契約	689 (47.9)	398 (27.7)	279 (19.4)	71 (4.9)	1,437 (100)
	計	985 (32.7)	924 (30.7)	832 (27.6)	269 (8.9)	3,010 (100)

上段：件数（単位：件）

下段：割合（単位：%）

次に、19年度の対象契約について、契約で設定された履行期間の状況をみると、図表2-11のとおり、平均履行期間は、6.9か月となっており、履行期間6か月以上の契約件数が57.1%と過半を占めているが、3か月未満のものも13.0%あり、このうち1か月未満のものが1.3%となっている。

図表2-11 契約の履行期間の状況（平成19年度）

契約の履行期間		契約の履行期間								計	平均
		3か月未満	1か月未満	1か月以上2か月未満	2か月以上3か月未満	3か月以上6か月未満	3か月以上4か月未満	4か月以上5か月未満	5か月以上6か月未満		
契約相手方											
各府省所管の公益法人		453 (13.0)	44 (1.3)	235 (6.7)	174 (5.0)	1,046 (29.9)	322 (9.2)	372 (10.6)	352 (10.1)	1,999 (57.1)	3,498 (100)
	うち自府省所管公益法人	368 (12.2)	40 (1.3)	189 (6.3)	139 (4.6)	918 (30.5)	278 (9.2)	330 (11.0)	310 (10.3)	1,724 (57.3)	3,010 (100)

上段：件数（単位：件）

下段：割合（単位：%）

(2) 契約の競争性の状況

国の契約方式等の概要については、前記第1-3-(2)（8ページ参照）のとおりであるが、以下、対象契約について、その競争性の状況を分析することとする。

ア 契約方式の状況

(7) 契約方式の全体状況

対象契約について契約方式の全体状況をみると、図表2-12のとおり、18年度では、随意契約が、件数で84.4%、支払金額で93.3%と大部分を占めていたが、19年度では、件数で11.8ポイント、支払金額で11.1ポイント低下して、それぞれ72.6%、82.2%となっている。このうち、企画競争等を経ない随意契約についてみると、18年度では、件数、支払金額共に5割近くを占めていたが、19年度では、件数で38.9ポイント、支払金額で33.7ポイントと大きく低下している。

一方、競争契約の割合は、19年度では件数で27.4%、支払金額で17.8%となっており、18年度に比べて上昇していて、同様に総合評価方式の割合も大きく伸びている。また、企画随契の割合は、19年度では、件数で2.3ポイント上昇しているものの、支払金額で3.2ポイント低下している。

そして、20年度（9月まで）における件数割合をみると、競争契約は33.8%（うち総合評価方式15.5%）と大幅に上昇しているのに対して、随意契約は66.2%と引き続き低下している。中でも、企画競争等を経ない随意契約は、5.0%に低下している一方、企画随契は大幅に上昇して58.4%となっている。

このような推移となっているのは、価格競争のみの競争を実施することが困難なものがある調査研究事業に係る契約においても、各府省等が、公共調達の適正化を推進する中で、企画競争等を経ない随意契約から競争性の高い契約方式等に移行してきていることや、研究開発及び調査業務に関する入札に係る総合評価方式について、財務大臣との包括協議が18年7月に整い、個別の協議が不要となったことなどが背景となっていると考えられる。

図表2-12 契約方式の全体状況

①件数

(単位：件、%、%ポイント)

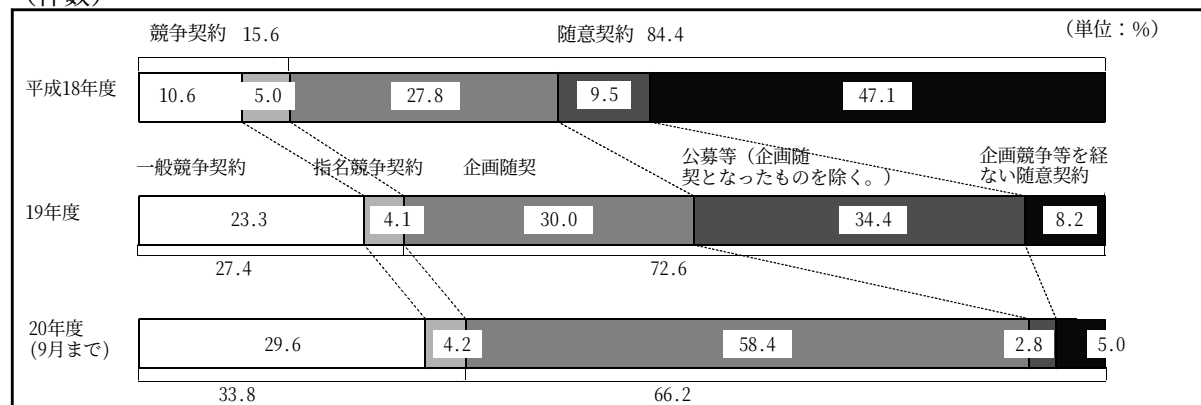
契約方式 年度等		一般競争契約		指名競争契約		競争契約（計）		随意契約			合計
			うち総合 評価方式		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式	うち企画 随契	うち企画 競争等を 経ない随 意契約		
平成18年度	件数	460	11	219	—	679	11	3,662	1,205	2,044	4,341
	割合（A）	(10.6)	(0.3)	(5.0)	—	(15.6)	(0.3)	(84.4)	(27.8)	(47.1)	(100)
19年度	件数	816	347	143	—	959	347	2,539	1,050	287	3,498
	割合（B）	(23.3)	(9.9)	(4.1)	—	(27.4)	(9.9)	(72.6)	(30.0)	(8.2)	(100)
増減値（B）-（A）		12.7	9.7	△ 1.0	—	11.8	9.7	△ 11.8	2.3	△ 38.9	
20年度（9月まで）	件数	502	252	71	10	573	262	1,121	989	85	1,694
	割合	(29.6)	(14.9)	(4.2)	(0.6)	(33.8)	(15.5)	(66.2)	(58.4)	(5.0)	(100)

②支払金額

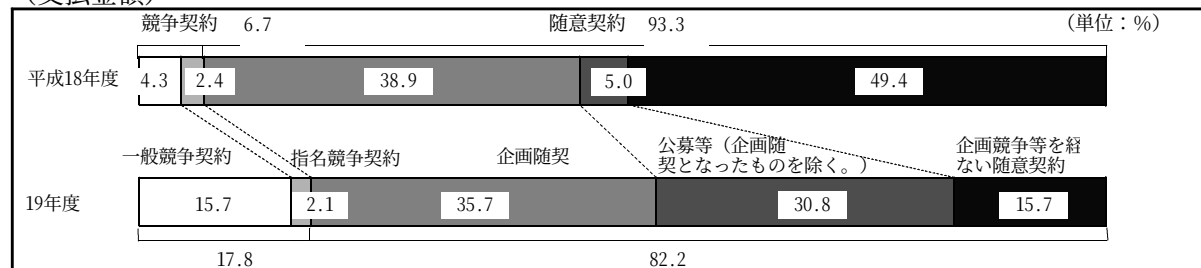
(単位：百万円、%、%ポイント)

契約方式 年度等		一般競争契約		指名競争契約		競争契約（計）		随意契約			合計
			うち総合 評価方式		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式	うち企画 随契	うち企画 競争等を 経ない随 意契約		
平成18年度	金額	6,237	112	3,450	—	9,687	112	134,458	56,001	71,221	144,146
	割合（A）	(4.3)	(0.1)	(2.4)	—	(6.7)	(0.1)	(93.3)	(38.9)	(49.4)	(100)
19年度	金額	19,831	13,135	2,588	—	22,420	13,135	103,640	44,970	19,790	126,060
	割合（B）	(15.7)	(10.4)	(2.1)	—	(17.8)	(10.4)	(82.2)	(35.7)	(15.7)	(100)
増減値（B）-（A）		11.4	10.3	△ 0.3	—	11.1	10.3	△ 11.1	△ 3.2	△ 33.7	
20年度（9月まで）	金額	1,557	1,302	160	62	1,717	1,365	11,889	9,819	1,975	13,606
	割合	(11.4)	(9.6)	(1.2)	(0.5)	(12.6)	(10.0)	(87.4)	(72.2)	(14.5)	(100)

(件数)



(支払金額)



(注) 20年度（9月まで）は、9月末時点でほとんど支払がなされていないことから、グラフを省略した。

(注) 「随意契約」及び「うち企画随契」には、公募を経たものも含めている。以下の図表において同じ。

また、対象契約について公募の実施状況をみると、図表2-13のとおり、19年度では、件数は1,151件で対象契約全体に占める割合は32.9%となっている。そして、これらについて公募実施後の状況をみると、随意契約（不落・不調随契及び企画随契を除く。）が99.7%となっている。また、20年度（9月まで）では、対象契約全体に占める割合は1.5%と大幅に低下している。

これは、公共調達の適正化を推進するため、従来随意契約で行っていた調査研究事業について、まず従来の契約相手方のほかに履行可能な者がいないかを確認するための公募を行う方法に移行して、その後、更に競争性の高い契約方式等に移行したことによると考えられる。

図表2-13 公募の実施状況

(単位：件、%)

区分		契約方式	競争契約	随意契約				合計
				不落・不調随契	企画随契	左の二つを除く随意契約	計	
公募を経た契約	平成19年度	件数 (A) 割合	—	—	3 (0.3)	1,148 (99.7)	1,151 (100)	1,151 (100)
	20年度 (9月まで)	件数 (B) 割合	1 (3.8)	—	2 (7.7)	23 (88.5)	25 (96.2)	26 (100)
契約全体	19年度	件数 (C)	959	54	1,050	1,435	2,539	3,498
	< (A)/(C) >		<—>	<—>	<0.3>	<80.0>	<45.3>	<32.9>
	20年度 (9月まで)	件数 (D)	573	24	989	108	1,121	1,694
	< (B)/(D) >		<0.2>	<—>	<0.2>	<21.3>	<2.2>	<1.5>

さらに、19年度及び20年度（9月まで）の対象契約のうち、企画競争等を経ない随意契約について、随意契約とした法令上の適用理由をみると、図表2-14のとおり、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」（会計法第29条の3第4項）に該当するためとしているものが、両年度とも、件数で90%弱を占める状況となっている。

図表2-14 企画競争等を経ない随意契約とした法令上の適用理由

(単位：件、%)

年度等 法令上の適用理由	平成19年度		20年度（9月まで）	
	件数	件数割合	件数	件数割合
契約の性質又は目的が競争を許さない場合 （会計法第29条の3第4項）	254	88.5	75	88.2
緊急の必要により競争に付することができない場合（同上）	20	7.0	2	2.4
競争に付することが国に不利と認められる場合（同上）	3	1.0	—	—
国の行為を秘密にする必要があるとき（予 決令第99条第1号）	10	3.5	8	9.4
計	287	100	85	100

(イ) 府省等別の契約方式の状況

19年度における対象契約の契約方式を府省等別にみると、図表2-15のとおりとなっている。

すなわち、随意契約より競争契約の割合の方が高いのは、件数では、法務省、総務省、防衛省、経済産業省、厚生労働省及び内閣府、支払金額では、法務省、総務省、防衛省及び厚生労働省となっている。このうち、総合評価方式による競争契約の実施状況をみると、件数割合では、経済産業省が60.0%と最も高くなっている。

さらに、企画随契の割合が50%を超えているのは、件数では、農林水産省、外務省及び文部科学省、支払金額では、農林水産省、外務省及び経済産業省となっている。

（20年度（9月まで）の状況は、巻末別表2-7（196ページ）参照）

図表2-15 府省等別の契約方式の状況（平成19年度）

上段：件数（単位：件）

下段：割合（単位：％）

①件数

府省等	一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約			合計
		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式		うち企画 随契	うち企画 競争等を 経ない随 意契約	
内閣	—	—	—	—	—	—	6 (100)	1 (16.7)	5 (83.3)	6 (100)
内閣府	65 (47.8)	32 (23.5)	7 (5.1)	—	72 (52.9)	32 (23.5)	64 (47.1)	16 (11.8)	12 (8.8)	136 (100)
警察庁	3 (75.0)	—	—	—	3 (75.0)	—	1 (25.0)	—	—	4 (100)
金融庁	—	—	—	—	—	—	1 (100)	1 (100)	—	1 (100)
総務省	90 (77.6)	15 (12.9)	—	—	90 (77.6)	15 (12.9)	26 (22.4)	21 (18.1)	2 (1.7)	116 (100)
法務省	13 (92.9)	—	—	—	13 (92.9)	—	1 (7.1)	—	—	14 (100)
外務省	4 (10.3)	—	—	—	4 (10.3)	—	35 (89.7)	26 (66.7)	4 (10.3)	39 (100)
財務省	8 (44.4)	5 (27.8)	—	—	8 (44.4)	5 (27.8)	10 (55.6)	8 (44.4)	—	18 (100)
文部科学省	29 (23.8)	27 (22.1)	—	—	29 (23.8)	27 (22.1)	93 (76.2)	73 (59.8)	12 (9.8)	122 (100)
厚生労働省	24 (54.5)	—	—	—	24 (54.5)	—	20 (45.5)	9 (20.5)	7 (15.9)	44 (100)
農林水産省	73 (16.8)	—	23 (5.3)	—	96 (22.1)	—	338 (77.9)	325 (74.9)	2 (0.5)	434 (100)
経済産業省	252 (63.8)	237 (60.0)	—	—	252 (63.8)	237 (60.0)	143 (36.2)	75 (19.0)	56 (14.2)	395 (100)
国土交通省	117 (6.4)	1 (0.1)	103 (5.6)	—	220 (12.0)	1 (0.1)	1,609 (88.0)	385 (21.0)	137 (7.5)	1,829 (100)
環境省	104 (38.7)	30 (11.2)	1 (0.4)	—	105 (39.0)	30 (11.2)	164 (61.0)	103 (38.3)	39 (14.5)	269 (100)
防衛省	36 (52.2)	—	9 (13.0)	—	45 (65.2)	—	24 (34.8)	8 (11.6)	8 (11.6)	69 (100)
国会	—	—	—	—	—	—	5 (100)	—	2 (40.0)	5 (100)
裁判所	1 (50.0)	—	—	—	1 (50.0)	—	1 (50.0)	—	1 (50.0)	2 (100)
会計検査院	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	816 (23.3)	347 (9.9)	143 (4.1)	—	959 (27.4)	347 (9.9)	2,539 (72.6)	1,050 (30.0)	287 (8.2)	3,498 (100)

上段：支払金額（単位：百万円）

下段：割合（単位：%）

②支払金額

府省等	契約方式		一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約			合計
		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式		うち企画 随契	うち企画 競争等を 経ない随 意契約			
内閣	—	—	—	—	—	—	920 (100)	14 (1.6)	905 (98.4)	920 (100)		
内閣府	1,053 (42.1)	554 (22.2)	55 (2.2)	—	1,109 (44.3)	554 (22.2)	1,394 (55.7)	347 (13.9)	280 (11.2)	2,503 (100)		
	警察庁	28 (92.6)	—	—	28 (92.6)	—	2 (7.4)	—	—	30 (100)		
	金融庁	—	—	—	—	—	69 (100)	69 (100)	—	69 (100)		
総務省	3,070 (85.6)	419 (11.7)	—	—	3,070 (85.6)	419 (11.7)	514 (14.4)	326 (9.1)	6 (0.2)	3,585 (100)		
法務省	46 (98.0)	—	—	—	46 (98.0)	—	0 (2.0)	—	—	47 (100)		
外務省	37 (8.6)	—	—	—	37 (8.6)	—	400 (91.4)	292 (66.9)	79 (18.2)	437 (100)		
財務省	34 (48.5)	15 (21.5)	—	—	34 (48.5)	15 (21.5)	36 (51.5)	22 (31.9)	—	70 (100)		
文部科学省	1,860 (21.8)	1,848 (21.6)	—	—	1,860 (21.8)	1,848 (21.6)	6,685 (78.2)	2,528 (29.6)	3,695 (43.2)	8,545 (100)		
厚生労働省	265 (54.7)	—	—	—	265 (54.7)	—	219 (45.3)	136 (28.1)	58 (12.1)	484 (100)		
農林水産省	587 (8.4)	—	246 (3.5)	—	833 (11.9)	—	6,165 (88.1)	6,047 (86.4)	11 (0.2)	6,999 (100)		
経済産業省	10,036 (23.9)	9,975 (23.8)	—	—	10,036 (23.9)	9,975 (23.8)	31,924 (76.1)	26,137 (62.3)	5,310 (12.7)	41,960 (100)		
国土交通省	1,541 (2.8)	5 (0.0)	2,241 (4.0)	—	3,782 (6.8)	5 (0.0)	51,711 (93.2)	6,925 (12.5)	8,271 (14.9)	55,494 (100)		
環境省	1,031 (22.5)	317 (6.9)	9 (0.2)	—	1,040 (22.7)	317 (6.9)	3,542 (77.3)	2,164 (47.2)	1,129 (24.7)	4,582 (100)		
防衛省	264 (67.4)	—	37 (9.5)	—	301 (76.9)	—	90 (23.1)	25 (6.4)	34 (8.8)	392 (100)		
国会	—	—	—	—	—	—	32 (100)	—	5 (18.1)	32 (100)		
裁判所	1 (41.0)	—	—	—	1 (41.0)	—	1 (59.0)	—	1 (59.0)	3 (100)		
会計検査院	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
計	19,831 (15.7)	13,135 (10.4)	2,588 (2.1)	—	22,420 (17.8)	13,135 (10.4)	103,640 (82.2)	44,970 (35.7)	19,790 (15.7)	126,060 (100)		

(ウ) 契約内容別の契約方式の状況

19年度における対象契約の契約方式を契約内容別にみると、図表2-16のとおり、競争契約の割合は、相対的に仕様が確定していると考えられる「統計調査」（件数41.0%、支払金額44.5%）において比較的高くなっている。また、総合評価方式は、「競争的資金による研究」（随意契約の割合が100%）以外の契約内容において実施されている。

一方、企画随契の割合は、事業ごとに複数の者を選定するため競争契約によることのできない「競争的資金による研究」（件数66.4%、支払金額75.7%）で最も高くなっており、また、企画競争等を経ない随意契約の割合は、「競争的資金による研究」（件数33.6%、支払金額24.3%）及び「研究」（件数19.8%、支払金額37.2%）において高くなっている。

図表2-16 契約内容別の契約方式の状況（平成19年度）

上段：件数（単位：件）
下段：割合（単位：%）

①件数

契約方式 契約内容	一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約			合計
		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式	うち企画 随契	うち企画 競争等を経ない 随意契約		
調査	745 (23.9)	328 (10.5)	136 (4.4)	—	881 (28.3)	328 (10.5)	2,237 (71.7)	886 (28.4)	196 (6.3)	3,118 (100)
統計調査	18 (29.5)	2 (3.3)	7 (11.5)	—	25 (41.0)	2 (3.3)	36 (59.0)	12 (19.7)	13 (21.3)	61 (100)
研究	53 (25.0)	17 (8.0)	—	—	53 (25.0)	17 (8.0)	159 (75.0)	81 (38.2)	42 (19.8)	212 (100)
競争的資金による研究	—	—	—	—	—	—	107 (100)	71 (66.4)	36 (33.6)	107 (100)
計	816 (23.3)	347 (9.9)	143 (4.1)	—	959 (27.4)	347 (9.9)	2,539 (72.6)	1,050 (30.0)	287 (8.2)	3,498 (100)

上段：支払金額（単位：百万円）
下段：割合（単位：%）

②支払金額

契約方式 契約内容	一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約			合計
		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式	うち企画 随契	うち企画 競争等を経ない 随意契約		
調査	16,960 (15.8)	11,120 (10.4)	2,454 (2.3)	—	19,415 (18.1)	11,120 (10.4)	87,897 (81.9)	36,927 (34.4)	13,874 (12.9)	107,313 (100)
統計調査	551 (35.8)	195 (12.7)	133 (8.7)	—	685 (44.5)	195 (12.7)	856 (55.5)	464 (30.2)	164 (10.7)	1,541 (100)
研究	2,319 (19.1)	1,818 (14.9)	—	—	2,319 (19.1)	1,818 (14.9)	9,849 (80.9)	3,768 (31.0)	4,525 (37.2)	12,169 (100)
競争的資金による研究	—	—	—	—	—	—	5,036 (100)	3,810 (75.7)	1,226 (24.3)	5,036 (100)
計	19,831 (15.7)	13,135 (10.4)	2,588 (2.1)	—	22,420 (17.8)	13,135 (10.4)	103,640 (82.2)	44,970 (35.7)	19,790 (15.7)	126,060 (100)

(エ) 契約相手方別の契約方式の状況

19年度における対象契約のうち自府省所管公益法人分について契約方式の状況をみると、図表2-17のとおり、対象契約全体とほぼ同様の傾向となっているが、自府省所管公益法人分においては、競争契約の割合が、件数、支払金額共に若干低く、また、企画随契の割合が、支払金額で若干高い状況となっている。

(20年度(9月まで)の状況は、巻末別表2-8(198ページ)参照)

図表2-17 契約相手方別の契約方式の状況(平成19年度)

上段：件数(単位：件)
下段：割合(単位：%)

①件数

契約相手方	一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約			合計
		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式		うち企画 随契	うち企画 競争等を 経ない随 意契約	
各府省所管の公益法人	816 (23.3)	347 (9.9)	143 (4.1)	—	959 (27.4)	347 (9.9)	2,539 (72.6)	1,050 (30.0)	287 (8.2)	3,498 (100)
うち自府省 所管公益法人	650 (21.6)	277 (9.2)	91 (3.0)	—	741 (24.6)	277 (9.2)	2,269 (75.4)	910 (30.2)	242 (8.0)	3,010 (100)

上段：支払金額(単位：百万円)
下段：割合(単位：%)

②支払金額

契約相手方	一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約			合計
		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式		うち企画 随契	うち企画 競争等を 経ない随 意契約	
各府省所管の公益法人	19,831 (15.7)	13,135 (10.4)	2,588 (2.1)	—	22,420 (17.8)	13,135 (10.4)	103,640 (82.2)	44,970 (35.7)	19,790 (15.7)	126,060 (100)
うち自府省 所管公益法人	17,478 (14.9)	11,776 (10.0)	1,967 (1.7)	—	19,445 (16.6)	11,776 (10.0)	97,957 (83.4)	42,351 (36.1)	18,311 (15.6)	117,403 (100)

(オ) 新規契約・継続契約別の契約方式の状況

19年度における対象契約の契約方式を新規契約・継続契約別にみると、図表2-18のとおり、競争契約の割合は、件数、支払金額共に、新規契約の方が継続契約よりも高く、件数で27.9%（うち総合評価方式11.9%）、支払金額で21.9%（同14.1%）となっている。また、企画随契の割合は、件数で新規契約の方が高くなっているが、支払金額では逆に継続契約の方が高くなっている。一方、企画競争等を経ない随意契約の割合は、件数、支払金額共に、新規契約の方が継続契約より低く、件数で4.5%、支払金額で3.6%となっていて、特に継続契約の支払金額割合（20.6%）との差は大きくなっている。

（20年度（9月まで）の状況は、巻末別表2-9（198ページ）参照）

図表2-18 新規契約・継続契約別の契約方式の状況（平成19年度）

上段：件数（単位：件）
下段：割合（単位：%）

①件数

契約方式 新規・継続区分	一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約			合計
		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式	うち企画 随契	うち企画 競争等を経ない 随意契約		
新規契約	473 (26.0)	216 (11.9)	34 (1.9)	—	507 (27.9)	216 (11.9)	1,310 (72.1)	590 (32.5)	81 (4.5)	1,817 (100)
継続契約	343 (20.4)	131 (7.8)	109 (6.5)	—	452 (26.9)	131 (7.8)	1,229 (73.1)	460 (27.4)	206 (12.3)	1,681 (100)
計	816 (23.3)	347 (9.9)	143 (4.1)	—	959 (27.4)	347 (9.9)	2,539 (72.6)	1,050 (30.0)	287 (8.2)	3,498 (100)

上段：支払金額（単位：百万円）
下段：割合（単位：%）

②支払金額

契約方式 新規・継続区分	一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約			合計
		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式	うち企画 随契	うち企画 競争等を経ない 随意契約		
新規契約	7,802 (21.4)	5,124 (14.1)	182 (0.5)	—	7,984 (21.9)	5,124 (14.1)	28,405 (78.1)	11,804 (32.4)	1,308 (3.6)	36,389 (100)
継続契約	12,029 (13.4)	8,010 (8.9)	2,406 (2.7)	—	14,435 (16.1)	8,010 (8.9)	75,234 (83.9)	33,165 (37.0)	18,482 (20.6)	89,670 (100)
計	19,831 (15.7)	13,135 (10.4)	2,588 (2.1)	—	22,420 (17.8)	13,135 (10.4)	103,640 (82.2)	44,970 (35.7)	19,790 (15.7)	126,060 (100)

(カ) 契約の締結時期別及び履行期間別の契約方式の状況

19年度における対象契約の契約方式を契約の締結時期別にみると、図表2-19のとおり、競争契約の割合は、件数、支払金額共に、契約の締結時期によって大きな差はないが、第2四半期以降少しずつ増加する傾向が見受けられる。これは各府省等が公共調達に適正化のため、より競争性の高い契約方式等に移行を進めていることが一因にあると考えられる。

また、企画随契の割合は、件数、支払金額共に、第4四半期（件数56.9%、支払金額66.0%）において極めて高くなっている一方、企画競争等を経ない随意契約の割合は、第1四半期（件数13.6%、支払金額20.6%）において高くなっている。

図表2-19 契約締結時期別の契約方式の状況（平成19年度）

上段：件数（単位：件）
下段：割合（単位：%）

①件数

契約方式 契約締結時期	一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約			合計
		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式		うち企画 随契	うち企画 競争等を経ない 随意契約	
第1四半期	230 (19.8)	111 (9.6)	89 (7.7)	—	319 (27.5)	111 (9.6)	842 (72.5)	333 (28.7)	158 (13.6)	1,161 (100)
第2四半期	228 (21.7)	89 (8.5)	22 (2.1)	—	250 (23.8)	89 (8.5)	799 (76.2)	307 (29.3)	58 (5.5)	1,049 (100)
第3四半期	265 (27.6)	124 (12.9)	17 (1.8)	—	282 (29.3)	124 (12.9)	679 (70.7)	224 (23.3)	58 (6.0)	961 (100)
第4四半期	93 (28.4)	23 (7.0)	15 (4.6)	—	108 (33.0)	23 (7.0)	219 (67.0)	186 (56.9)	13 (4.0)	327 (100)
計	816 (23.3)	347 (9.9)	143 (4.1)	—	959 (27.4)	347 (9.9)	2,539 (72.6)	1,050 (30.0)	287 (8.2)	3,498 (100)

上段：支払金額（単位：百万円）
下段：割合（単位：%）

②支払金額

契約方式 契約締結時期	一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約			合計
		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式		うち企画 随契	うち企画 競争等を経ない 随意契約	
第1四半期	11,516 (14.1)	9,416 (11.6)	2,167 (2.7)	—	13,683 (16.8)	9,416 (11.6)	67,765 (83.2)	33,285 (40.9)	16,774 (20.6)	81,448 (100)
第2四半期	4,055 (16.8)	1,923 (8.0)	243 (1.0)	—	4,299 (17.8)	1,923 (8.0)	19,848 (82.2)	6,241 (25.8)	1,491 (6.2)	24,147 (100)
第3四半期	3,428 (20.4)	1,585 (9.4)	98 (0.6)	—	3,526 (21.0)	1,585 (9.4)	13,255 (79.0)	3,013 (18.0)	1,385 (8.3)	16,782 (100)
第4四半期	830 (22.6)	210 (5.7)	80 (2.2)	—	910 (24.7)	210 (5.7)	2,769 (75.3)	2,429 (66.0)	138 (3.8)	3,680 (100)
計	19,831 (15.7)	13,135 (10.4)	2,588 (2.1)	—	22,420 (17.8)	13,135 (10.4)	103,640 (82.2)	44,970 (35.7)	19,790 (15.7)	126,060 (100)

次に、19年度における対象契約の契約方式を契約で設定された履行期間別にみると、図表2-20のとおり、競争契約の割合は、件数、支払金額共に、「3か月未満」、「3か月以上6か月未満」、「6か月以上」の順に低くなっているが、「3か月未満」のうち「1か月未満」については、件数で9.1%、支払金額で13.2%と極めて低くなっている。

一方、随意契約の割合は、件数で、「1か月未満」において際立って高くなっており、特に、企画競争等を経ない随意契約の割合は、件数で36.4%、支払金額で30.8%と高くなっている。

図表2-20 契約履行期間別の契約方式の状況（平成19年度）

上段：件数（単位：件）
下段：割合（単位：%）

①件数

契約方式 契約履行期間	一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約			合計
		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式	うち企画 随契	うち企画 競争等を経ない 随意契約		
3か月未満	130 (28.7)	27 (6.0)	27 (6.0)	—	157 (34.7)	27 (6.0)	296 (65.3)	203 (44.8)	43 (9.5)	453 (100)
うち1か月未満	4 (9.1)	2 (4.5)	—	—	4 (9.1)	2 (4.5)	40 (90.9)	21 (47.7)	16 (36.4)	44 (100)
3か月以上 6か月未満	282 (27.0)	127 (12.1)	20 (1.9)	—	302 (28.9)	127 (12.1)	744 (71.1)	242 (23.1)	60 (5.7)	1,046 (100)
6か月以上	404 (20.2)	193 (9.7)	96 (4.8)	—	500 (25.0)	193 (9.7)	1,499 (75.0)	605 (30.3)	184 (9.2)	1,999 (100)
計	816 (23.3)	347 (9.9)	143 (4.1)	—	959 (27.4)	347 (9.9)	2,539 (72.6)	1,050 (30.0)	287 (8.2)	3,498 (100)

上段：支払金額（単位：百万円）
下段：割合（単位：%）

②支払金額

契約方式 契約履行期間	一般競争契約		指名競争契約		競争契約(計)		随意契約			合計
		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式		うち総合 評価方式		うち企画 随契	うち企画 競争等を 経ない随 意契約	
3か月未満	1,108 (23.5)	235 (5.0)	182 (3.9)	—	1,291 (27.3)	235 (5.0)	3,432 (72.7)	2,502 (53.0)	348 (7.4)	4,723 (100)
うち1か月未満	52 (13.2)	45 (11.5)	—	—	52 (13.2)	45 (11.5)	344 (86.8)	178 (45.0)	122 (30.8)	396 (100)
3か月以上 6か月未満	3,511 (19.3)	1,597 (8.8)	149 (0.8)	—	3,661 (20.2)	1,597 (8.8)	14,489 (79.8)	3,047 (16.8)	1,474 (8.1)	18,150 (100)
6か月以上	15,211 (14.7)	11,303 (11.0)	2,255 (2.2)	—	17,467 (16.9)	11,303 (11.0)	85,718 (83.1)	39,419 (38.2)	17,966 (17.4)	103,186 (100)
計	19,831 (15.7)	13,135 (10.4)	2,588 (2.1)	—	22,420 (17.8)	13,135 (10.4)	103,640 (82.2)	44,970 (35.7)	19,790 (15.7)	126,060 (100)

イ 応札者数、応募者数等の状況

(7) 競争契約における応札者数の状況

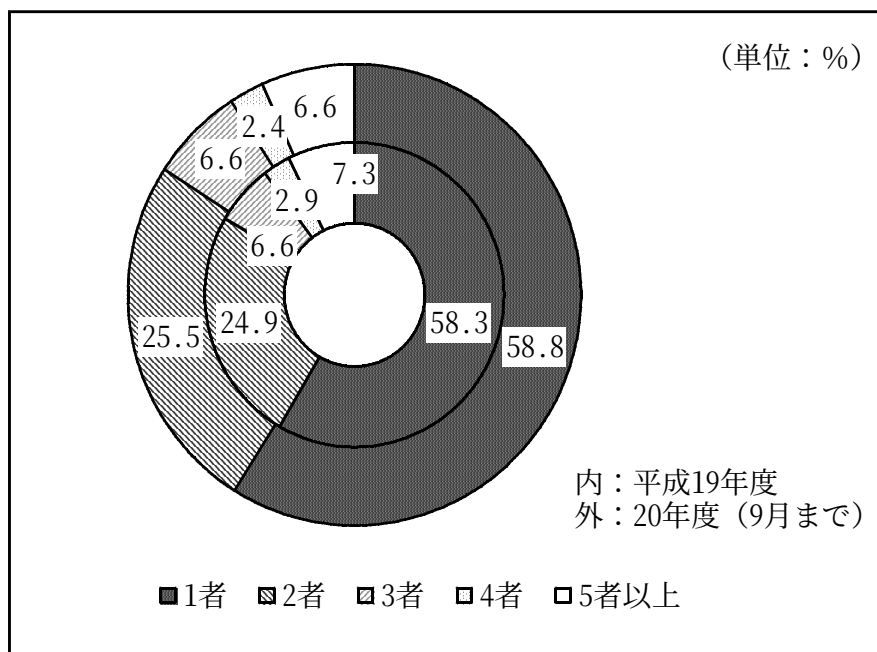
随意契約より競争性の高い契約方式である競争契約の利点が発揮されるためには、なるべく多数の者が応札する状況の下で適切な競争が行われることが重要である。

そこで、対象契約について競争契約における応札者数の状況を件数割合でみると、図表2-21のとおり、19年度では、1者応札が最も高く58.3%と半数以上を占めている。また、競争契約のうち総合評価方式は、1者応札の件数割合が73.2%と更に高くなっている。

そして、このような状況は、20年度（9月まで）でも同様となっており、必ずしも多数の者が応札する状況の下で競争が行われておらず、競争契約の利点が発揮されにくい状況となっている。

図表2-21 競争契約における応札者数の状況

区分		上段：件数（単位：件） 下段：割合（単位：%）				
		1者	2者	3者	4者	5者以上
平成19年度の競争契約		559 (58.3)	239 (24.9)	63 (6.6)	28 (2.9)	70 (7.3)
うち総合評価方式		254 (73.2)	65 (18.7)	21 (6.1)	4 (1.2)	3 (0.9)
一般競争契約		545 (66.8)	155 (19.0)	56 (6.9)	26 (3.2)	34 (4.2)
うち総合評価方式		254 (73.2)	65 (18.7)	21 (6.1)	4 (1.2)	3 (0.9)
指名競争契約		14 (9.8)	84 (58.7)	7 (4.9)	2 (1.4)	36 (25.2)
うち総合評価方式		—	—	—	—	—
20年度（9月まで）の競争契約		337 (58.8)	146 (25.5)	38 (6.6)	14 (2.4)	38 (6.6)
うち総合評価方式		199 (76.0)	41 (15.6)	12 (4.6)	4 (1.5)	6 (2.3)
一般競争契約		328 (65.3)	93 (18.5)	32 (6.4)	14 (2.8)	35 (7.0)
うち総合評価方式		195 (77.4)	37 (14.7)	10 (4.0)	4 (1.6)	6 (2.4)
指名競争契約		9 (12.7)	53 (74.6)	6 (8.5)	—	3 (4.2)
うち総合評価方式		4 (40.0)	4 (40.0)	2 (20.0)	—	—



(イ) 企画競争における応募者数の状況

企画競争においても、優れた企画書等の選定が可能となるためには、なるべく多数の者が応募して適切な競争が行われることが重要である。

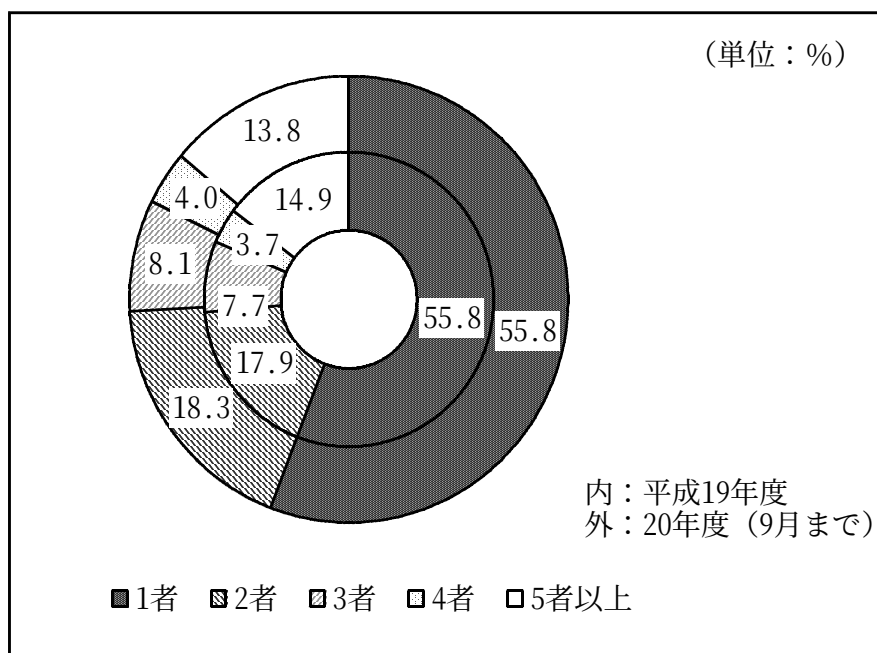
そこで、対象契約について企画競争における応募者数の状況を件数割合でみると、図表2-22のとおり、19年度では、1者応募が最も高く58.8%と半数以上を占めている。このうち、「競争的資金による研究」は、その性格上、5者以上応募が97.2%とほとんどを占めているが、「競争的資金による研究以外のもの」は、約6割が1者応募により行われている状況となっている。

そして、このような状況は、20年度（9月まで）でもほぼ同様となっており、企画競争において複数の業者の中から優れた企画を提案した者を選定する手続の実効性を確保しにくい状況となっている。

図表2-22 企画競争における応募者数の状況

上段：件数（単位：件）
下段：割合（単位：％）

区分	応募者数	1者	2者	3者	4者	5者以上	計
平成19年度の企画競争		586 (55.8)	188 (17.9)	81 (7.7)	39 (3.7)	156 (14.9)	1,050 (100)
競争的資金による研究		1 (1.4)	—	—	1 (1.4)	69 (97.2)	71 (100)
競争的資金による研究 以外のもの		585 (59.8)	188 (19.2)	81 (8.3)	38 (3.9)	87 (8.9)	979 (100)
20年度（9月まで）の企画競争		552 (55.8)	181 (18.3)	80 (8.1)	40 (4.0)	136 (13.8)	989 (100)
競争的資金による研究		—	—	—	—	51 (100)	51 (100)
競争的資金による研究 以外のもの		552 (58.8)	181 (19.3)	80 (8.5)	40 (4.3)	85 (9.1)	938 (100)



(ウ) 公募における応募者数の状況

公募は、契約の透明性を確保する上で重要な手続であるが、対象契約について公募における応募者数の状況を件数割合でみると、図表2-23のとおり、19年度では、1者応募の割合が99.8%とほとんどすべてを占めている。

そして、20年度（9月まで）では、1者応募の割合は88.5%となっている。

図表2-23 公募における応募者数の状況

年度 \ 応募者数		上段：件数（単位：件） 下段：割合（単位：%）			計
		1者	2者	3者	
平成19年度		1,149 (99.8)	2 (0.2)	—	1,151 (100)
20年度（9月まで）		23 (88.5)	2 (7.7)	1 (3.8)	26 (100)

(エ) 企画競争等を経ない随意契約における見積書を徴した業者数の状況

企画競争等を経ない随意契約においても、競争の原理を応用する必要があると考えられており、同契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴することとされている。

そこで、対象契約について企画競争等を経ない随意契約における見積書を徴した業者数の状況を件数割合でみると、図表2-24のとおり、19年度では、見積書を徴した業者数が1者のみのものが99.7%とほとんどすべてを占めている。

そして、このような状況は、20年度（9月まで）でも同様となっており、企画競争等を経ない随意契約においては契約の相手方が事実上1者に限定される場合があるという事情も考えられるが、競争の原理を応用しにくい状況となっている。

図表2-24 企画競争等を経ない随意契約における見積書を徴した業者数の状況

年度 \ 業者数		上段：件数（単位：件） 下段：割合（単位：%）			計
		1者	2者	3者	
平成19年度		286 (99.7)	1 (0.3)	—	287 (100)
20年度（9月まで）		83 (97.6)	1 (1.2)	1 (1.2)	85 (100)

ウ 落札率の状況

契約金額の予定価格に対する比率を示す落札率は、予定価格の妥当性や契約方式の特性等から、その高低だけをもって一律に評価することはできない面はあるものの、契約の競争性や予算執行の経済性及び効率性を評価する際の指標の一つと考えられる。この落札率の状況をみると、次のとおりとなっている。

対象契約について契約方式別に落札率の状況をみると、図表2-25のとおり、平均落札率は、19年度では、競争契約が87.7%（一般競争契約87.9%、指名競争契約86.8%）、随意契約が98.5%となっていて、随意契約の方が競争契約よりも10.8ポイント高くなっている。また、20年度（9月まで）でも、ほぼ同様の状況となっており、随意契約の方が競争契約よりも11.9ポイント高くなっている。

図表2-25 契約方式別の落札率の状況

（単位：％、％ポイント）

区分	契約方式			随意契約	計
	競争契約	一般競争契約	指名競争契約		
平成19年度契約の平均落札率(A)	87.7	87.9	86.8	98.5	95.6
20年度（9月まで）契約の平均落札率(B)	86.7	86.9	85.8	98.6	94.7
増減値(B)-(A)	△ 1.0	△ 1.0	△ 1.0	0.1	△ 0.9

次に、競争契約について応札者数と平均落札率の関係をみると、図表2-26のとおり、19年度では、1者応札の場合は平均落札率が92.6%となっているのに対して、応札者数が2者の場合は8ポイント以上、3者以上の場合は14ポイント以上、これを下回っている。また、20年度（9月まで）でも、ほぼ同様の状況となっている。このように落札率からみた場合、競争契約であっても1者応札の場合には実質的な競争性を確保しにくい状況となっている。

図表2-26 競争契約における応札者数別の落札率の状況

（単位：件、％）

区分		応札者数					計
		1者	2者	3者	4者	5者以上	
平成19年度	件数	550	224	61	27	67	929
	平均落札率	92.6	84.2	78.2	71.7	74.5	87.7
20年度（9月まで）	件数	320	136	36	14	38	544
	平均落札率	92.5	82.0	78.7	71.4	68.9	86.7

（注）対象契約から単価契約を除いている。

エ 総合評価方式及び企画競争の実施状況

今回会計実地検査を行った29省庁の内部部局における総合評価方式及び企画競争の実施に係る要領等の整備状況を示すとともに、地方支分部局等分も含めた19年度及び20年度（9月まで）の対象契約について、審査を実施している者の構成の状況、評価項目及び評価点配分の事前開示の状況、価格面の評価の状況等をみると、以下のとおりである。

(7) 総合評価方式の実施状況

a 要領等の整備

総合評価方式の実施に当たり、提案書等の審査がし意的に行われると、契約の競争性、公平性及び透明性が確保されなくなることから、その実施方法の内容は極めて重要である。

そこで、29省庁の内部部局における総合評価方式の実施に係る要領等の整備状況を、21年4月1日現在でみると、図表2-27のとおり、部内で統一的な要領等を作成しているのは24省庁となっている。そして、残りの5省庁は、総合評価方式を実施する必要がある契約案件がなかったり、技術等の評価が必要な業務を企画随契により実施していたりなどしていることから、要領等を作成していないとしている。

図表2-27 総合評価方式の実施に係る要領等の整備状況（平成21年4月1日現在）

図表2-27 総合評価方式の実施に係る要領等の整備状況（平成21年4月1日現在）

要領等の整備状況		省庁	総合評価方式を実施する都度要領等を作成しているもの	総合評価方式を実施する都度要領等を作成していないもの	要領等を作成していないもの	(参考) 公益法人を契約相手方とする調査研究事業に係る競争契約（総合評価方式）の件数（平成19年度）
内閣	内閣官房	○	—	—	—	—
内閣府	内閣本府	○	—	—	—	32
	宮内庁	—	—	○	—	—
	公正取引委員会	—	—	○	—	—
	警察庁	○	—	—	—	—
	金融庁	—	—	○	—	—
総務省	総務本省	○	—	—	—	10
	公害等調整委員会	○	—	—	—	—
	消防庁	○	—	—	—	5
法務省	法務本省	—	—	○	—	—
外務省	外務省	○	—	—	—	—
財務省	財務本省	○	—	—	—	5
	国税庁	○	—	—	—	—
文部科学省	文部科学本省	○	—	—	—	27
	文化庁	○	—	—	—	—
厚生労働省	厚生労働本省	○	—	—	—	—
	社会保険庁	○	—	—	—	—
農林水産省	農林水産本省	○	—	—	—	—
	林野庁	○	—	—	—	—
	水産庁	○	—	—	—	—
経済産業省	経済産業本省	○	—	—	—	119
	資源エネルギー庁	○	—	—	—	89
	特許庁	○	—	—	—	26
	中小企業庁	○	—	—	—	3
国土交通省	国土交通本省	○	—	—	—	—
	気象庁	○	—	—	—	1
	海上保安庁	○	—	—	—	—
環境省	環境省	○	—	—	—	30
防衛省	防衛省	—	—	○	—	—
計	29	24	—	5	347	

b 審査を実施している者の構成

総合評価方式の参加者から提出された提案書等の審査については、実質的に契約相手方の決定に影響することから、審査過程の透明性を担保するために契約担当部局も審査に関与することが望ましく、また、業務内容によっては外部専門家・外部有識者の専門的な知見が必要となる場合がある。

そこで、総合評価方式による契約において審査を実施している者の構成の状

況をみると、図表2-28のとおりとなっており、19年度、20年度（9月まで）共に、調査研究事業の担当課職員のみが審査を行っているものが2割前後見受けられる。

図表2-28 総合評価方式による契約において審査を実施している者の構成の状況

年度	審査を実施している者		契約担当課職員	担当課及び契約担当課以外の職員	外部専門家・外部有識者	その他	計
	担当課職員	うち担当課職員のみ					
平成19年度	346 (99.7)	81 (23.3)	182 (52.4)	141 (40.6)	74 (21.3)	12 (3.5)	347 (100)
20年度（9月まで）	261 (99.6)	47 (17.9)	118 (45.0)	142 (54.2)	71 (27.1)	3 (1.1)	262 (100)

(注) 審査を実施している者の区分が複数ある場合があるため、審査を実施している者別の件数及び割合を合計しても「計」欄の数値と一致しない。

c 評価項目及び評価点配分の事前開示

提案書等の審査における評価項目及び評価点配分を事前に業者に開示することは、公正な競争を確保するために必要であると考えられる。

そこで、総合評価方式による契約におけるこれら事項の事前開示の状況をみると、19年度、20年度（9月まで）共に、すべての契約において、評価項目及び評価点配分に関する情報は事前に公表されている状況となっている。

d 評価点の配分等

総合評価方式においては、価格及び技術等について評価が行われており、入札者の入札価格の得点に、技術等に関する各評価項目（以下「技術的要件」という。）の得点を加えて、合計得点の最も高い者が落札者とされる。このうち、入札価格に係る得点配分について、前記の財務大臣との包括協議では、「研究開発」は全体の4分の1以上、「調査」は全体の3分の1以上と定められている。また、技術的要件は、必須項目とその他の項目に区分されていて、前者を満たしていない者は不合格となる。

そこで、総合評価方式による契約について、①入札価格、②技術的要件（必須項目）、③技術的要件（その他の項目）のそれぞれに係る得点配分をみると、図表2-29のとおり、19年度、20年度（9月まで）共に、平均では、①が約3分の1、②が約4分の1、③が約4割となっている。

このうち、これを満たしていない者は不合格となる②についてみると、その評価点の配分が50%以上となっているものが、20年度（9月まで）で3.1%見受けられた。また、②として過去の契約実績を求めているかどうかをみると、19

年度では32.3%、20年度（9月まで）では36.6%のものにおいて過去の契約実績を必須項目としている。

図表2-29 総合評価方式による契約における評価点の配分等の状況

(単位：%)

年度	区分	評価点の配分（平均）			②の評価点の配分が50%以上のものの割合	②として過去の契約実績を求めているものの割合
		① 入札価格	② 技術的要件 (必須項目)	③ 技術的要件 (その他の項目)		
平成19年度		33.2	25.6	41.2	—	32.3
20年度（9月まで）		33.4	25.5	40.7	3.1	36.6

(イ) 企画競争の実施状況

a 要領等の整備

29省庁の内部部局における企画競争の実施に係る要領等の整備状況を、21年4月1日現在でみると、図表2-30のとおり、①部内で統一的な要領等を作成しているのは19省庁となっている。また、②統一的な要領等は作成していないが企画競争を実施する都度、契約案件ごとに事前に作成するとしているのは10省庁であり、このうち、今後、統一的な要領等を作成する予定としている4省庁を除く6省庁は、企画競争を実施する契約が少ないことなどから今後も統一的な要領等の作成予定はないとしている。

図表2-30 企画競争の実施に係る要領等の整備状況（平成21年4月1日現在）

要領等の整備状況		省庁	統一的な要領等を作成しているもの	企画競争を実施する都度要領等を作成しているもの	要領等を作成していないもの	(参考) 公益法人を契約相手方とする調査研究事業に係る企画随契の件数（平成19年度）
内閣	内閣官房	—	○	—	1	
内閣府	内閣本府	—	○	—	15	
	宮内庁	—	○	—	—	
	公正取引委員会	—	○	—	—	
	警察庁	—	○※	—	—	
	金融庁	○	—	—	1	
	総務省	総務本省	○	—	—	9
総務省	公害等調整委員会	○	—	—	—	
	消防庁	○	—	—	12	
法務省	法務本省	—	○	—	—	
外務省	外務省	○	—	—	26	
財務省	財務本省	○	—	—	8	
	国税庁	—	○	—	—	
文部科学省	文部科学本省	○	—	—	73	
	文化庁	○	—	—	—	
厚生労働省	厚生労働本省	○	—	—	9	
	社会保険庁	○	—	—	—	
農林水産省	農林水産本省	○	—	—	215	
	林野庁	○	—	—	57	
	水産庁	○	—	—	53	
経済産業省	経済産業本省	—	○※	—	63	
	資源エネルギー庁	—	○※	—	1	
	特許庁	○	—	—	11	
	中小企業庁	—	○※	—	—	
国土交通省	国土交通本省	○	—	—	385	
	気象庁	○	—	—	—	
	海上保安庁	○	—	—	—	
環境省	環境省	○	—	—	103	
防衛省	防衛省	○	—	—	8	
計	29	19	10	—	1,050	

(注) 「企画競争を実施する都度要領等を作成しているもの」の「※」は、今後、統一的な要領等を作成する予定としているものを示す。

b 参加者の募集方法

企画競争を行うに当たっての参加者の募集方法の状況をみると、図表2-31のとおり、広く一般に募集している「一般募集」がほとんどであるが、参加者を限定して募る「限定募集」も、19年度で2.1%、20年度（9月まで）で2.8%見受けられる。

図表2-31 企画競争における参加者の募集方法の状況

上段：件数（単位：件）
下段：割合（単位：%）

募集方法	一般募集	限定募集	計
年度			
平成19年度	1,028 (97.9)	22 (2.1)	1,050 (100)
20年度（9月まで）	961 (97.2)	28 (2.8)	989 (100)

c 審査を実施している者の構成

企画競争において審査を実施している者の構成の状況をみると、図表2-32のとおりとなっており、調査研究事業の担当課職員のみが審査を行っているものが、19年度では14.2%、20年度（9月まで）では18.7%見受けられる。

図表2-32 企画競争において審査を実施している者の構成の状況

上段：件数（単位：件）
下段：割合（単位：%）

審査を実施している者	担当課職員	うち担当課職員のみ	契約担当課職員	担当課及び契約担当課以外の職員	外部専門家・外部有識者	その他	計
年度							
平成19年度	971 (92.5)	149 (14.2)	522 (49.7)	518 (49.3)	172 (16.4)	22 (2.1)	1,050 (100)
20年度（9月まで）	934 (94.4)	185 (18.7)	468 (47.3)	500 (50.6)	183 (18.5)	30 (3.0)	989 (100)

(注) 審査を実施している者の区分が複数ある場合があるため、審査を実施している者別の件数及び割合を合計しても「計」欄の数値と一致しない。

d 評価項目及び評価点配分の事前開示

企画競争における評価項目及び評価点配分の事前開示の状況をみると、図表2-33のとおり、19年度では、評価項目は80.6%の契約で事前に開示されている一方、評価点配分は44.1%の事前開示にとどまっている。また、20年度（9月まで）では、評価項目、評価点配分共に、事前開示の割合が上昇している。

図表2-33 企画競争における評価項目及び評価点配分の事前開示の状況

上段：件数（単位：件）
下段：割合（単位：%）

区分	件数	評価項目		評価点配分	
年度		事前開示している	事前開示していない	事前開示している	事前開示していない
平成19年度	1,050 (100)	846 (80.6)	204 (19.4)	463 (44.1)	587 (55.9)
20年度（9月まで）	989 (100)	893 (90.3)	96 (9.7)	639 (64.6)	350 (35.4)

e 価格面の評価

企画競争の実施においても、価格面の妥当性を検証するなどのため、応募者が提示した見積価格を評価の対象としているものが見受けられる。

そこで、価格面の評価の状況をみると、図表2-34のとおり、19年度では22.2%、20年度（9月まで）では8.6%で価格面の評価が実施されている。そして、その評価点の配分は、平均で、19年度では12.7%、20年度（9月まで）では6.5%となっているが、30%以上となっているものが、19年度では8.2%、20年度（9月まで）では3.5%見受けられた。

図表2-34 企画競争における価格面の評価の状況

(単位：件、%)

区分 年度	件数 (A)	価格面の評価の実施		価格面の評価点の配分	
		実施件数 (B)	割合 (B)/(A)	評価点の平均値	価格面の評価点の配分が30%以上のものの割合
平成19年度	1,050	233	22.2	12.7	8.2
20年度（9月まで）	989	85	8.6	6.5	3.5

オ 個別の契約における競争性等

抽出した対象契約について、競争契約や企画競争等における入札や応募の手続等、総合評価方式や企画競争における審査の実施方法等を検査したところ、競争性及び透明性の確保に関して検討の必要があったと認められたものが25件（この中には、第2-2-(3)、(4)及び(5)と重複している事態が4件ある。）見受けられた。主なものを示すと次のとおりである。

<事例>

[企画競争における募集期間が短いもの]

- ① 国土交通本省は、平成19年度に、船内居住環境を改善するためのモデル設計を行う業務について、企画随契（1者応募）により財団法人日本造船技術センターと確定契約（契約金額6,993千円）を行った。

しかし、本件契約に係る手続については、19年5月14日に公示予定情報を公開した後、6月1日に募集公告を行ったが、同月11日に提案要領の最終確認を行うためとして説明会を開催して、その翌日の12日を応募受付締切日としていて、説明会の開催日と応募受付締切日までの期間が極めて短くなっており、応募できる者が限定された可能性があることから、より多くの者の参加が可能となるよう、説明会と応募締切日の間に必要な日程を十分確保すべきであったと認められる。

[履行期間が短いもの]

- ② 水産庁は、平成19年度に、共有化された津波観測データの活用により、津波発生時の漁港地域の初動体制等を検討する調査業務について、企画随契（1者応募）により、財団法人漁港漁場漁村技術研究所と概算契約（契約金額2,600千円）を行った。

しかし、本件契約の履行期間は20年3月10日から同月26日までとなっていて、業務の履行のためには短期間で多数の人員を要することになり、特定の者以外は応募が困難になることから、より多くの者の募集が可能となるよう、履行期間を十分確保すべきであったと認められる。

[履行期間の設定について留意すべきであったもの]

- ③ 環境省関東地方環境事務所は、平成18年度に、小笠原地域の外来動物対策に係る調査業務について、企画随契（1者応募）により、財団法人自然環境研究センターと、履行期間を19年2月1日から同年3月30日までとして、確定契約（契約金額28,192千円）を行った。

しかし、上記の履行期間では業務に対する地元住民の理解を得るのに時間を要したなどの理由により、2度の契約変更（最終変更後の履行期限：同年6月29日）を経たうえで業務が完了されており、当初の履行期間では契約の履行が困難であったと考えられることから、より多くの者の参加が可能となるよう、履行期間の設定について十分留意すべきであったと認められる。

[公募の条件が制限的なものとなっているものなど]

- ④ 宮内庁は、平成19年度に、皇居西地区の伝統的な木造構築物に係る現地調査、耐震性評価等を行う業務について、公募を行ったところ応募者がいなかったため、従来の契約相手方である財団法人建築保全センターと随意契約により確定契約（契約金額19,425千円）を行った。

しかし、上記公募の条件について、「中立性・公平性に関する要件」として、「建築物の設計（積算を含む。）、建設を業として行っていないこと」を示しているが、この条件の必要性に疑義があること、現に同財団法人では、業務の一部を建設業者1者に再委託（14,700千円）していることから、より多くの者の募集が可能となるよう、上記の公募要件を緩和すべきであったと認められる。また、公募に当たっては、その公告において契約予定相手方を記載していて、これにより公募への参加が制限された可能性があるため、特定の業者名を契約予定相手方として表示せずに公告すべきであったと認められる。

[公募において契約予定相手方名を表示しているものなど]

- ⑤ 環境省は、平成20年度に、希少鳥類の定点調査業務について、公募を行ったところ応募者がいなかったため、従来の契約相手方である財団法人日本鳥類保護連盟と随意契約により確定契約（契約金額1,799千円）を行った。

しかし、上記の公募に当たっては、その公告において契約予定相手方を記載していて、これにより公募への参加が制限された可能性があるため、特定の業者名を契約予定相手方名として表示せずに公告すべきであったと認められる。また、全国60か所に120人の調査員を確保できることを公募条件として示しているが、実際の調査員が40人であったことから、より多くの者の募集が可能となるよう、上記の公募要件を緩和すべきであったと認められる。

[応募要領における業務に関連する著作権の記載を明確にすべきであったもの]

- ⑥ 農林水産本省は、平成19年度に、環境配慮に関する情報収集や意見交換を行うネットワーク（環境情報掲示板）の運営・管理、環境配慮の取組事例の調査、データベースの更新等を行う業務について、企画随契（1者応募）により、社団法人農村環境整備センターと、履行期間を19年10月1日から20年3月25日までとして、概算契約（契約金額16,000千円、最終変更後19,600千円）を行い、事業完了後に同社団法人から提出された精算報告書に基づいて契約金額を最終変更額と同額と確定し、支払っていた。

しかし、企画競争に当たって示した応募要領だけをみると、環境情報掲示板の著作権は同本省と同社団法人の両者に帰属し、その改良には同社団法人の了解が必要と記載されており、同社団法人以外の者が応募可能であることが明確となっていないが、実際には、同社団法人に帰属しているのは同掲示板に掲載されている情報の一部であることから、説明会で同掲示板の著作権について説明しているとのことであるが、より多くの者の参加が可能となるよう、応募要領において同掲示板の著作権に係る記載内容を明確にすることについて検討すべきであったと認められる。

[納入実績の要件が制限的なものとなっているもの]

- ⑦ 総務本省は、平成19年度に、無線通信システムの技術基準等を策定する際の基礎データとするため、電波雑音の調査を行う業務について、一般競争契約（1者応札）により、社団法人電波産業会と確定契約（契約金額165,900千円）を行った。

しかし、本件契約に係る手続については、入札参加者が提出を義務付けられている「適合証明書」において、「過去5年間に於いて、電波の雑音に関する調査研究等の納入実績が5件以上あること」が参加条件とされているが、過去の実績をこのように限定する必要はないと考えられることから、より多くの者の参加が可能となるよう、この条件を緩和すべきであったと認められる。

[企画競争における審査の方法について検討すべきであったもの]

- ⑧ 外務省は、平成19年度に、欧州委員会における研究開発枠組計画の概要や同枠組計画に参加する場合の規制等を調査する業務について、企画随契（3者応募）により社団法人日本外交協会と確定契約（契約金額3,787千円）を行った。

しかし、企画案の審査は、①企画書の審査と②ヒアリングにより実施されており、①の際に、（a）団体としての類似調査業務の経験と調査実施能力等、（b）業務実施予定者としての類似業務の経験に、合わせて100点満点中25点を配分するとともに、②においても業務実施予定者の経験・能力に50点満点中20点を配点しているが、類似の項目について二重に審査する必要性はないと考えられることから、審査の方法について検討すべきであったと認められる。

[総合評価方式における評価基準が制限的なものとなっているもの]

- ⑨ 資源エネルギー庁は、平成20年度に、石油製品の適正な流通の確保及び安定供給のため、石油製品の価格について定期的に調査する業務について、一般競争入札（総合評価方式）（1者応札）により財団法人日本エネルギー経済研究所と概算契約（契約金額267,960千円）を行った。

しかし、技術等の審査方法については、「組織としての専門性」に係る評価基準として、「本事業の従業者の実績が豊富である」（必須項目：200点満点中10点）を設定しているが、実績が「豊富」であることまで必須項目とする必要はないと考え

られることから、より多くの者の参加が可能となるよう、この審査項目を緩和すべきであったと認められる。

[総合評価方式における審査の方法について検討すべきであったもの]

- ⑩ 気象庁は、平成20年度に、火山噴火予知連絡会の検討資料とするため、中長期的に噴火の可能性の高い火山に関する資料の調査・収集等を行う業務について、一般競争契約（総合評価方式）（1者応札）により、財団法人砂防・地すべり技術センターと確定契約（契約金額4,620千円）を行った。

しかし、技術等の審査方法については、事業実施担当部局等の職員8名が合議により評価を行っているが、特定の職員の評価が全体の評価に影響を及ぼすおそれがあると考えられることから、審査の公正性及び透明性を向上させるため、各職員が個別に評価した結果に基づいて審査すべきであったと認められる。

[継続契約における各年度の仕様書の記載が明確でないもの]

- ⑪ 水産庁は、平成18、19両年度に、漁港海岸保全施設の整備状況の把握、分析等により今後の整備目標等の検討を行う業務について、企画随契（1者応募）により、財団法人漁港漁場漁村技術研究所と、履行期間をそれぞれ18年11月15日から19年3月23日まで、19年4月2日から20年3月14日までとして、概算契約（契約金額：18年度3,950千円、19年度4,000千円）を行った。

しかし、実施要領では、18年度に、①漁港海岸保全施設の整備状況と課題の把握・分析、②今後の整備目標の検討、③アウトカム指標に関する検討等のすべての業務を上記の履行期間中に実施することとされ、19年度は、①に関して津波対策等の具体的な観点が追加されたほかは、おおむね18年度と同様の業務を実施することとされており、①～③の業務を両年度で履行するように受け取られるものとなっているため、18年度の契約相手方以外の者が19年度の企画競争に参加することは困難であったと考えられることから、より多くの者の参加が可能となるよう、本件契約における各年度の業務の範囲を実施要領で明確にすべきであったと認められる。

[業務を一括することにより経済的な契約が可能となるもの]

- ⑫ 国土交通本省は、平成19年度に、国土交通白書の第Ⅰ部（総論）の基礎資料とするため、「地球温暖化に係る交通・物流に関する意識調査」及び「地球温暖化に係るまちづくりと住まい方に関する意識調査」を行う業務について、一般競争契約（それぞれ2者応札、1者応札）により、社団法人中央調査社と確定契約（契約金額：各2,047千円、計4,095千円）を行い、本件業務が完了したとして、それぞれ上記の契約金額を支払っていた。

しかし、同社団法人の見積書や成果物等を検査したところ、本件業務のように定型的な世論調査では、質問の単価はその数の増加に従って段階的に低減することとなっており、両業務を一括して契約を行うことにより安価な発注を行うことができたと考えられ、本件契約の発注方法について検討すべきであったと認められる。

また、各府省等の中には、競争性を高めるための工夫を行っているものがあり、この事例を参考として示すと次のとおりである。

<参考事例>

参考① 経済産業本省は、公共調達の適正化を推進する中で、多数の競争参加者を確保するための取組として、「『委託調査』及び『広報』の今後の執行について」（平成20年8月）を定めており、調査・広報事業に係る契約については、競争参加者が当該事業に係る入札書の作成等に必要、十分な準備期間を確保できるように、公告期間を20日間以上設定することとしており、これを「委託事業等における総合評価落札方式による一般競争入札マニュアル」（20年11月）に反映している。

(3) 予定価格作成の状況

国は、競争契約又は随意契約を行う場合、契約金額を決定するための基準となる予定価格を当該契約に係る仕様書等に基づいて作成することとされている。そして、予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないとされている。

以下、調査研究事業に係る契約について、19年度分を中心に、各府省等における予定価格の算定方法、算定方法別の人件費単価及び諸経費の状況を分析するとともに、参考として公益法人の財務データによる諸経費率の試算を行うこととする。

ア 予定価格の算定方法

調査研究事業に係る契約の積算項目としては、一般的に、人件費、業務費（旅費、諸謝金、事務用品費等）等の直接費と、一般管理費、技術経費等の間接費（以下、この間接費を「諸経費」という。）とがあるが、個別の契約における積算項目は区々となっていて、統一的に比較しにくい面がある。

そこで、対象契約の積算項目のうち、主に共通的に積算されている人件費（人件費単価×人日数）及び諸経費について、次の四つに分類して算定方法の状況（複数の算定方法を重複して採用している契約を除く。）をみると、図表2-35のとおりとなっている。

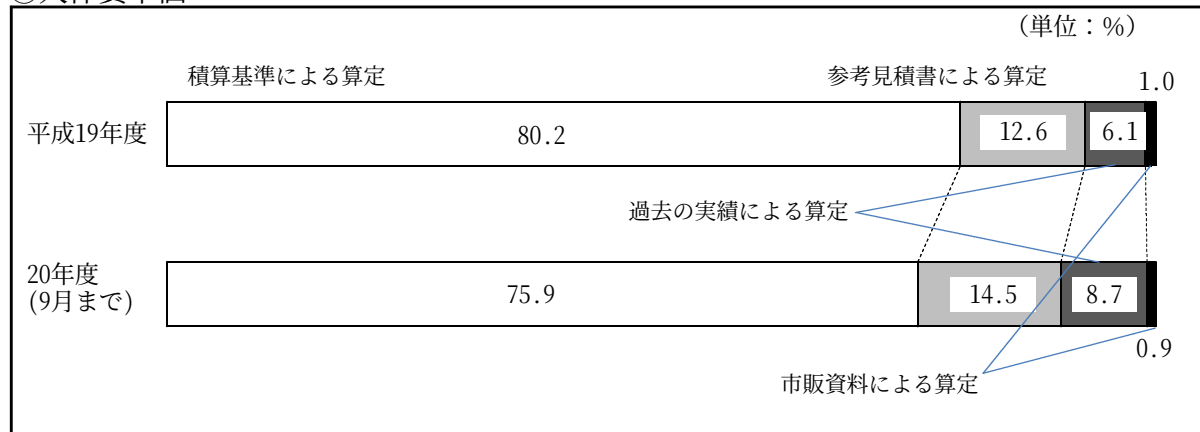
- ①「積算基準による算定」（各府省等で定めた積算基準を使用又は準用しているもの）
- ②「参考見積書による算定」（相手方から徴した参考見積書又は相手方が定めている受託規程等に記載されている人件費単価等を参考にしているもの）
- ③「過去の実績による算定」（過去の同種の契約実績や予定価格を参考にしているもの）
- ④「市販資料による算定」（市販資料を参考にしているもの）

すなわち、19年度では、人件費のうちの人件費単価及び諸経費については、「積算基準による算定」の件数割合が最も高く約8割を占めている。一方、人件費のうちの人日数については、「過去の実績による算定」の件数割合が42.5%と最も高く、次いで、「参考見積書による算定」（31.2%）、「積算基準による算定」（26.1%）となっている。

そして、20年度（9月まで）では、人件費単価、人日数及び諸経費率のすべてについて、「積算基準による算定」の件数割合が若干減少している一方、「参考見積書による算定」の件数割合は増加している。

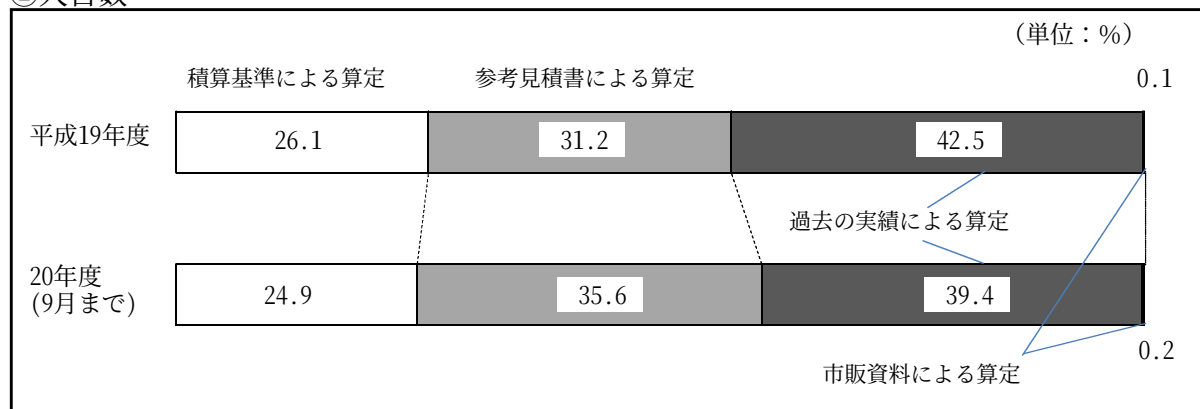
図表2-35 積算項目別の算定方法の状況

①人件費単価

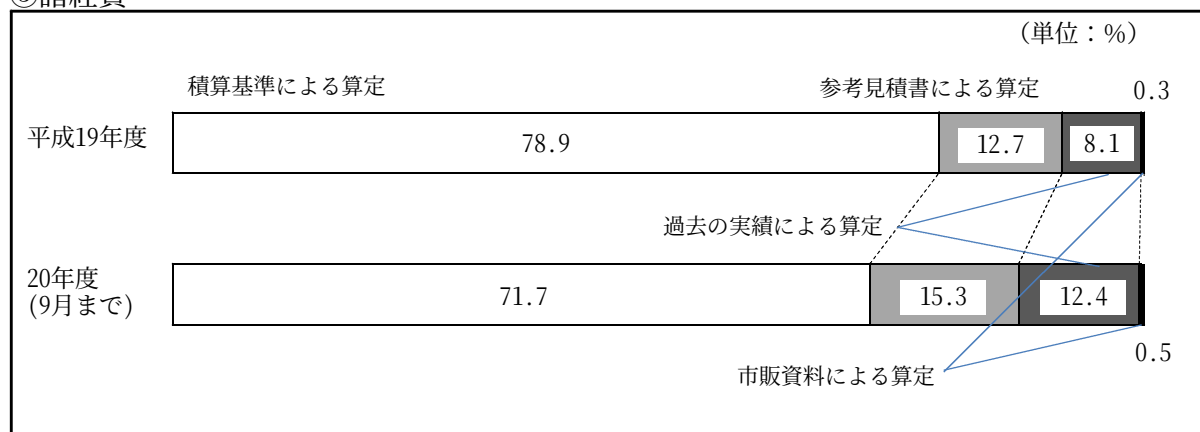


(注) 複数の算定方法を重複して採用している契約を除く。②人日数、③諸経費、図表2-38及び図表2-40においても同じ。

②人日数



③諸経費



また、予定価格の算定方法のうち、相手方の情報に基づいて積算を行う「参考見積書による算定」（受託規程等を参考にしているものを除く。）について、参考見積書を徴した業者数の状況をみると、図表2-36のとおり、人件費単価、人日数及び諸経費のいずれも1者が70%以上を占めている。

図表2-36 参考見積書を徴した業者数の状況

区分		業者数等 「参考見積書による算定」として いる契約	上段：件数（単位：件） 下段：割合（単位：％）				
			1者	2者	3者	4者	5者以上
人件費単価	平成19年度	276 (100)	204 (73.9)	43 (15.6)	19 (6.9)	6 (2.2)	4 (1.4)
	20年度（9月まで）	143 (100)	103 (72.0)	20 (14.0)	17 (11.9)	1 (0.7)	2 (1.4)
人日数	19年度	618 (100)	496 (80.3)	87 (14.1)	19 (3.1)	8 (1.3)	8 (1.3)
	20年度（9月まで）	368 (100)	294 (79.9)	44 (12.0)	20 (5.4)	4 (1.1)	6 (1.6)
諸経費	19年度	312 (100)	240 (76.9)	48 (15.4)	15 (4.8)	5 (1.6)	4 (1.3)
	20年度（9月まで）	164 (100)	129 (78.7)	18 (11.0)	14 (8.5)	1 (0.6)	2 (1.2)

（注）受託規程等を参考にしているものを除く。図表2-37においても同じ。

これを契約方式別にみると、図表2-37のとおり、人件費単価、人日数及び諸経費のいずれも企画随契及び企画競争等を経ない随意契約における1者の件数割合は、競争契約と比較して、80～90%台と極めて高い状況となっている。

図表2-37 契約方式別にみた参考見積書を徴した業者数の状況

区分		業者数	上段：件数（単位：件） 下段：割合（単位：％）					計	合計
			1者	2者	3者	4者	5者以上		
平成19年度	競争契約	13 (18.3)	36 (50.7)	17 (23.9)	2 (2.8)	3 (4.2)	71 (100)	276	
	随意契約	191 (93.2)	7 (3.4)	2 (1.0)	4 (2.0)	1 (0.5)	205 (100)		
	うち企画随契	169 (94.9)	6 (3.4)	1 (0.6)	1 (0.6)	1 (0.6)	178 (100)		
	うち企画競争等を経ない随意契約	13 (81.3)	—	—	3 (18.8)	—	16 (100)		
20年度（9月まで）	競争契約	8 (20.5)	14 (35.9)	16 (41.0)	—	1 (2.6)	39 (100)	143	
	随意契約	95 (91.3)	6 (5.8)	1 (1.0)	1 (1.0)	1 (1.0)	104 (100)		
	うち企画随契	85 (92.4)	4 (4.3)	1 (1.1)	1 (1.1)	1 (1.1)	92 (100)		
	うち企画競争等を経ない随意契約	—	—	—	—	—	—		

上段：件数（単位：件）
下段：割合（単位：%）

②人日数

業者数		1者	2者	3者	4者	5者以上	計	合計
区分								
平成19年度	競争契約	30 (23.6)	74 (58.3)	15 (11.8)	2 (1.6)	6 (4.7)	127 (100)	618
	随意契約	466 (94.9)	13 (2.6)	4 (0.8)	6 (1.2)	2 (0.4)	491 (100)	
	うち企画随契	272 (94.1)	10 (3.5)	2 (0.7)	3 (1.0)	2 (0.7)	289 (100)	
	うち企画競争等を 経ない随意契約	56 (93.3)	1 (1.7)	—	3 (5.0)	—	60 (100)	
20年度（9 月まで）	競争契約	20 (28.2)	32 (45.1)	16 (22.5)	1 (1.4)	2 (2.8)	71 (100)	368
	随意契約	274 (92.3)	12 (4.0)	4 (1.3)	3 (1.0)	4 (1.3)	297 (100)	
	うち企画随契	251 (92.3)	10 (3.7)	4 (1.5)	3 (1.1)	4 (1.5)	272 (100)	
	うち企画競争等を 経ない随意契約	—	—	—	—	—	—	

上段：件数（単位：件）
下段：割合（単位：%）

③諸経費

業者数		1者	2者	3者	4者	5者以上	計	合計
区分								
平成19年度	競争契約	15 (20.5)	41 (56.2)	13 (17.8)	1 (1.4)	3 (4.1)	73 (100)	312
	随意契約	225 (94.1)	7 (2.9)	2 (0.8)	4 (1.7)	1 (0.4)	239 (100)	
	うち企画随契	174 (95.1)	6 (3.3)	1 (0.5)	1 (0.5)	1 (0.5)	183 (100)	
	うち企画競争等を 経ない随意契約	37 (92.5)	—	—	3 (7.5)	—	40 (100)	
20年度（9 月まで）	競争契約	13 (32.5)	13 (32.5)	13 (32.5)	—	1 (2.5)	40 (100)	164
	随意契約	116 (93.5)	5 (4.0)	1 (0.8)	1 (0.8)	1 (0.8)	124 (100)	
	うち企画随契	95 (92.2)	5 (4.9)	1 (1.0)	1 (1.0)	1 (1.0)	103 (100)	
	うち企画競争等を 経ない随意契約	—	—	—	—	—	—	

イ 算定方法別の人件費単価及び諸経費の状況

個別の契約における状況の比較が可能な人件費単価及び諸経費について、算定方法別に、その状況をみると、次のとおりである。

(ア) 算定方法別の人件費単価

対象契約の人件費単価には、①人件費のみを計上しているものと、②人件費に間接費を含めて計上しているものがある。

そこで、個別の契約における状況を比較するために①について分析することとして、19年度の対象契約の中から予定価格算定調書を徴した96件（複数の算定方法を重複して採用している契約を除く。）について、人件費単価の分布状況を算

定方法別にみると、図表2-38のとおりとなっている。

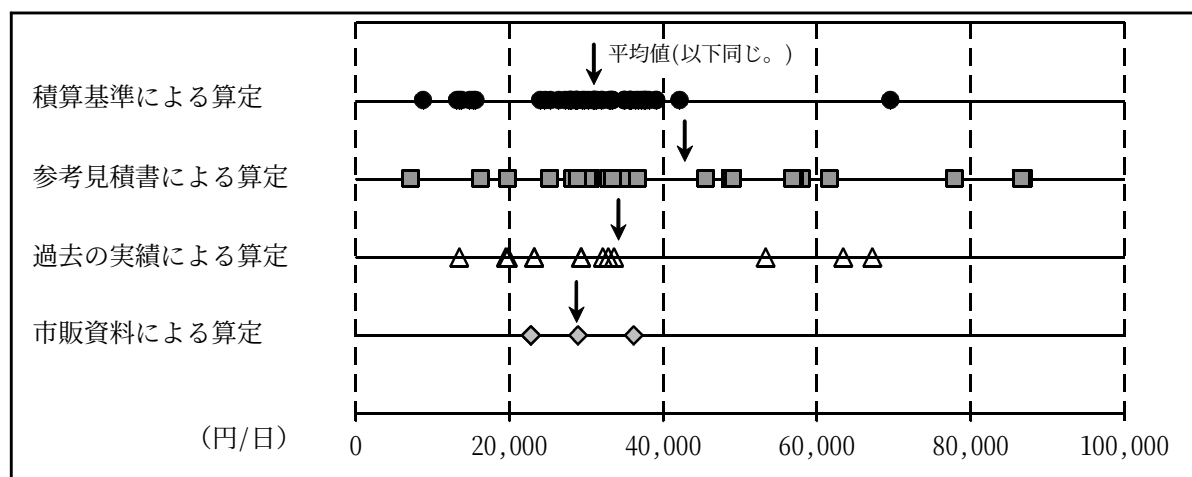
これをみると、契約により内容や履行の難易度に違いがあるため一律に比較できないものの、「積算基準による算定」は8,847円／日～69,636円／日（平均30,686円／日）であるのに対して、「参考見積書による算定」は7,238円／日～87,000円／日（平均42,504円／日）となっていて、「参考見積書による算定」は「積算基準による算定」と比較して若干ばらつきが大きく、平均も高くなっている。

図表2-38 算定方法別の人件費単価の分布状況（平成19年度）

（単位：件、円／日）

算定方法	契約件数	人件費単価	左の平均値
積算基準による算定	52	8,847 ～ 69,636	30,686
参考見積書による算定	27	7,238 ～ 87,000	42,504
過去の実績による算定	13	13,438 ～ 67,185	33,863
市販資料による算定	4	22,800 ～ 36,153	27,674
計	96	7,238 ～ 87,000	34,315

（注）人件費単価は、契約ごとの平均単価である。



(イ) 算定方法別の諸経費

諸経費は、通常、対象経費に諸経費率を乗じて算定されている。今回会計実地検査を実施した29省庁の内部部局における諸経費の算定に係る積算基準等の状況をみると、図表2-39のとおり、各省庁間で、諸経費率の水準や対象経費の範囲が区々となっている。

図表2-39 諸経費の算定に係る積算基準等の状況（平成21年4月1日現在）

積算基準等の状況 省庁		諸経費率	左の率を乗じる対象経費	根拠	備考	(参考) 人件費単価 (単位：円/日)
内閣	内閣官房	10%以内	人件費、事務費の合計	調査に関する入札に係る総合評価落札方式の標準マニュアル		7,238 ～ 58,061
内閣府	内閣本府	10%以内	人件費、事務費の合計	調査に関する入札に係る総合評価落札方式の標準マニュアル		8,847 ～ 69,636
	宮内庁	業務に合わせて140%、100%、30%	直接人件費、試験費、間接費の合計	官庁施設の設計業務等積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）及び「設計業務等標準積算基準書」（国土交通省）を準用	技術経費を含む。	23,766 ～ 28,017
	公正取引委員会	10%	人件費、事務費の合計	民間業者の標準的な率として適用		22,800 ～ 28,944
	警察庁	90%	直接人件費	—		35,252 ～ 36,289
	金融庁	—	—	—		—
総務省	総務本省	—	—	—		19,528 ～ 61,696
	公害等調整委員会	—	—	—		29,267
	消防庁	—	—	—		35,000 ～ 45,633
法務省	法務本省	—	—	—		—
外務省	外務省	おおむね10%	人件費、事務費の合計	過去の各種契約における諸経費率を勘案		46,928
財務省	財務本省	0～20%	人件費、海外出張費	—		45,222 ～ 87,000
	国税庁	—	—	—		—
文部科学省	文部科学本省	おおむね10%	人件費、事務費の合計	「委託事業等における一般競争入札マニュアル」		12,000 ～ 39,736
	文化庁	おおむね10%	人件費、事務費の合計	「委託事業等における一般競争入札マニュアル」		31,454
厚生労働省	厚生労働本省	—	—	—		13,438 ～ 36,153
	社会保険庁	—	—	—		—
農林水産省	農林水産本省	100%以内	直接人件費	「公益法人に対する委託契約について」		26,000 ～ 38,260
	林野庁	100%以内	直接人件費	「公益法人に対する委託契約について」		30,655 ～ 35,000
	水産庁	100%以内	直接人件費	「公益法人に対する委託契約について」		25,322 ～ 38,487
経済産業省	経済産業本省	原則10%	直接人件費	予定価格積算単価資料		19,778 ～ 57,121
	資源エネルギー庁	原則10%	直接人件費	予定価格積算単価資料		28,949 ～ 77,991
	特許庁	原則10%以内	直接人件費、事業費（外注費、再委託費を除く。）	委託費に係る事務執行マニュアル		21,333 ～ 67,185
	中小企業庁	10%以内	直接人件費	予定価格積算単価資料		53,313 ～ 86,659
国土交通省	国土交通本省	140%～180%	直接人件費	類似過去事例・参考見積・「設計業務等積算基準」	技術経費を含む。	24,791 ～ 39,224
	気象庁	140%～180%	直接人件費	「建設業務等標準積算基準書」	技術経費を含む。	26,247 ～ 35,060
	海上保安庁	140%	直接人件費	「港湾請負工事積算基準」（国土交通省）を準用	技術経費を含む。	24,098 ～ 35,099
環境省	環境省	15%	人件費、事務費（外注費を除く。）	「平成19年度調査解析・研究等請負契約予定価格調書の積算方法について」		28,892 ～ 42,220
防衛省	防衛省	—	—	—		23,831 ～ 31,074

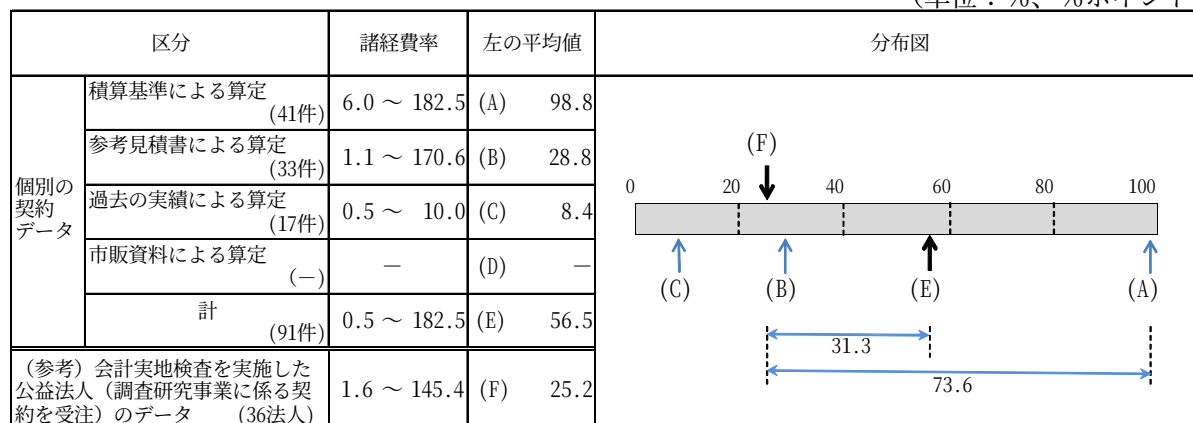
(注) 「（参考）人件費単価」欄は、平成19年度の対象契約の中から予定価格調書を徴した142件のうち直接人件費の記載のないものなどを除いた133件について、契約ごとの平均単価を求めたものである。

各府省等は、上記の積算基準等を様々な調査研究事業に適用して契約業務を実施している。そこで、個別の契約における実際の諸経費の算定状況をみるため、19年度の対象契約の中から予定価格算定調書を徴した91件（複数の算定方法を重複して採用している契約を除く。）について、諸経費を、人件費に事務費等を加えた直接費全体で除した場合の諸経費率（以下「直接費に対する諸経費率」という。）として計算すると、図表2-40のとおり、「積算基準による算定」及び「参考見積書による算定」ではばらつきが大きく、平均では「積算基準による算定」で最も高くなっていて、98.8%となっている。

なお、各府省等から調査研究業務を受注する公益法人は様々な内容の業務を実施しているが、調査研究事業の中には、契約相手方となる公益法人の収支計算書等の財務データに基づいて、個別の契約に係る諸経費率を算定しているものが見受けられることから、今回会計実地検査を実施した37公益法人のうち管理費を把握することのできる36法人について、それぞれの19事業年度の収支計算書における「管理費支出」を「事業費支出」で除するなどして、各公益法人の直接費に対する諸経費率を参考のために試算すると、図表2-40のとおりとなっている。

すなわち、これらの法人における直接費に対する諸経費率は1.6%～145.4%であり、平均では、25.2%となっていて、個別の契約について算定した諸経費率（平均56.5%）の方が公益法人の財務データから算定した諸経費率より高くなっている。

図表2-40 個別の契約データにおける直接費に対する諸経費率（平成19年度）
（単位：％、％ポイント）



注(1) 「市販資料による算定」は該当する契約がない。

注(2) 「会計実地検査を実施した公益法人（調査研究事業に係る契約を受注）のデータ」の36法人の事業年度は、平成19年4月～20年3月（35法人）及び19年7月～20年6月（1法人）である。

ウ 個別の契約における予定価格の算定等

抽出した対象契約について、各府省等における予定価格の算定状況を検査したところ、合理的な諸経費の算定に留意する必要があると認められたものが3件（この中には、第2-2-(2)及び(4)と重複している事態が2件ある。）見受けられた。主なものを示すと次のとおりである。

<事例>

[同一の財団法人が実施する業務に係る諸経費が大きく異なっているもの]

- ⑬ (a)経済産業本省及び(b)国土交通本省は、平成19年度に、以下の調査業務について、財団法人日本自動車研究所と契約を締結している。

(a)カーナビなどのITS（高度道路交通システム）を国際規格化するための調査
[企画随契（1者応募（他の1者との共同応募））、概算契約、契約金額171,000千円（同財団法人分122,847千円）]

(b)自動車に装着する排出ガス低減装置に関する調査[一般競争契約（1者応札）、確定契約、契約金額3,267千円]

これら契約の予定価格算定調書等进行检查したところ、予定価格の算定における諸経費が、(a)直接費全体（外注費を除く。）の10%、(b)直接人件費の140%（技術経費を含む。）として積算されており、これを「直接費に対する諸経費率」に換算すると、下表のとおりとなっている。

契約	直接費に対する諸経費率
(a)	6.4%
(b)	111.4%

このように、調査業務の内容等は異なるものの、同一の財団法人が実施する調査業務に係る諸経費が大きく異なっていることから、合理的な諸経費の算定に留意する必要がある。

[同一の財団法人が実施する業務に係る諸経費が区々となっているもの]

- ⑭ (a)環境省、(b)文化庁及び(c)農林水産本省は、平成19年度に、以下の調査業務について、財団法人自然環境研究センターと契約を締結している。

(a)サンゴ礁の保全を目的とした国際的な協力の枠組みに係る調査等[随意契約、確定契約、契約金額38,220千円]

(b)カモシカのモニタリング調査結果の集計、解析等[公募を経た随意契約、確定契約、契約金額3,494千円]

(c)外来生物に関する実態調査等[企画随契（1者応募））、概算契約、契約金額6,289千円]

これら契約の予定価格算定調書等进行检查したところ、予定価格の算定における諸経費が、(a)直接費全体（外注費を除く。）の15%、(b)直接費全体（印刷製本費等を除く。）の10%、(c)直接人件費の80%として積算されており、これを「直接費に対する諸経費率」に換算すると、下表のとおりとなっている。

契約	直接費に対する諸経費率
(a)	13.6%
(b)	9.9%
(c)	41.6%

このように、調査業務の内容等は異なるものの、同一の財団法人が実施する調査業務に係る諸経費が区々となっていることから、合理的な諸経費の算定に留意する必要がある。

(4) 契約の履行及びその確認の状況

調査研究事業に係る契約においては、調査研究の結果として有用な成果物が得られることが重要であり、このため、契約の履行体制の確立と発注者におけるその把握が不可欠と考えられる。また、契約の適正な履行を確保するために、契約担当官等は、仕様書に記載した業務内容に変更が生じた場合には適宜契約変更を行うとともに、給付の完了を確認するための検査を行う必要がある。

以下、調査研究事業に係る契約について、契約の履行体制等の把握、再委託の状況、概算契約における額の確定の状況を分析することとする。

ア 契約の履行体制等の把握

各府省等は、業務の履行状況を把握するため、公益法人から業務実施計画等のスケジュールや業務担当者のリストなどを事前に提出させて、これらを契約書の一部としたり、業務着手後の打合せなどの際に確認したりなどしている。

一方、契約を受注した公益法人は、契約対象業務の具体的内容や履行期限等を考慮して、必要に応じて業務の一部を更に第三者に再委託（下請を含む。以下同じ。）するなどして業務を履行している。再委託については、これを無条件に認めると、当該契約相手方を選定した発注者の意図に沿わない結果となったり、契約履行の責任の所在が不明確になって適正な履行の確保ができなくなったりするおそれがあるため、一括再委託が禁止されており、一般的に、再委託には発注者の承認が必要とされている。

各府省等の中には、再委託の状況を把握するため、公益法人から事前に提出させた履行体制図を審査して、これを契約の一部としているところもあるが、大部分の府省等は、再委託に係る承認手続のために公益法人からその承認申請書が提出された段階になって再委託の状況を把握する場合が多い。

イ 再委託の状況

19年度の対象契約について再委託の状況をみると、図表2-41のとおり、再委託が行われているとしている契約（以下「元契約」という。）の割合は、件数で13.4%、支払金額で20.2%となっており、この割合は、自府省所管公益法人分でもほぼ同様となっている。

図表2-41 再委託の状況（平成19年度）

（単位：件、百万円、％）

区分 契約相手方	再委託が行われている		再委託が行われていない		再委託の有無を把握していない		計	
	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額
各府省所管の公益法人	467 (13.4)	25,450 (20.2)	2,939 (84.0)	99,495 (78.9)	92 (2.6)	1,115 (0.9)	3,498 (100)	126,060 (100)
うち自府省所管公益法人	419 (13.9)	23,731 (20.2)	2,517 (83.6)	92,764 (79.0)	74 (2.5)	907 (0.8)	3,010 (100)	117,403 (100)

次に、19年度の元契約467件について、再委託率（国の支払金額に占める再委託支払金額の割合をいう。）の状況をみると、図表2-42のとおり、再委託率が50%以上となっている契約の割合は件数で9.0%、支払金額で12.9%となっており、このうち再委託率が90%以上となっているものは件数で0.9%、支払金額で4.9%となっている。

図表2-42 再委託率の状況（平成19年度）

（単位：件、百万円、％）

再委託率	区分	件数	件数割合	支払金額	支払金額割合
90%以上		4	0.9	1,251	4.9
80%以上90%未満		6	1.3	520	2.0
70%以上80%未満		5	1.1	196	0.8
60%以上70%未満		6	1.3	549	2.2
50%以上60%未満		21	4.5	759	3.0
50%以上		42	9.0	3,277	12.9
40%以上50%未満		120	25.7	6,141	24.1
30%以上40%未満		95	20.3	3,934	15.5
20%以上30%未満		84	18.0	5,175	20.3
10%以上20%未満		65	13.9	2,324	9.1
10%未満		61	13.1	4,595	18.1
50%未満		425	91.0	22,172	87.1
計		467	100	25,450	100

ウ 概算契約における額の確定の状況

国が概算契約により発注する調査研究事業は、成果物が完成した時点で、それに要した実際の事業費が決まり、その後、当初契約金額（変更契約を実施している場合は変更後契約金額）を上限とした額の確定を行って最終支払金額とするものである。

この額の確定の状況についてみると、以下のとおりである。

(7) 額の確定方法に係る要領等の整備状況

今回会計実地検査を行った29省庁の内部部局における契約金額の確定方法に係

る要領等の整備状況を、21年4月1日現在でみると、図表2-43のとおり、部内で統一的な要領等を作成しているのは13省庁となっており、このうち10省庁は現地調査による確認に関する規定を設けている。

図表2-43 額の確定方法に係る要領等の整備状況（平成21年4月1日現在）

要領等の整備状況 省庁		統一的な要領等を作成しているもの	左の要領等における以下の項目に関する規定の有無		
			現地調査による確認	提出書類による確認	左のうち、領収書、作業日報等の根拠書類による確認
内閣	内閣官房	—	—	—	—
内閣府	内閣本府	—	—	—	—
	宮内庁	—	—	—	—
	公正取引委員会	—	—	—	—
	警察庁	—	—	—	—
	金融庁	—	—	—	—
総務省	総務本省	○	—	○	○
	公害等調整委員会	○	—	○	○
	消防庁	○	—	○	○
法務省	法務本省	—	—	—	—
外務省	外務省	—	—	—	—
財務省	財務本省	—	—	—	—
	国税庁	—	—	—	—
文部科学省	文部科学本省	○	○	○	○
	文化庁	○	○	○	○
厚生労働省	厚生労働本省	—	—	—	—
	社会保険庁	—	—	—	—
農林水産省	農林水産本省	○	○	○	○
	林野庁	○	○	○	○
	水産庁	○	○	○	○
経済産業省	経済産業本省	○	○	○	○
	資源エネルギー庁	○	○	○	○
	特許庁	○	○	○	○
	中小企業庁	○	○	○	○
国土交通省	国土交通本省	—	—	—	—
	気象庁	—	—	—	—
	海上保安庁	—	—	—	—
環境省	環境省	○	○	○	○
防衛省	防衛省	—	—	—	—
計	29	13	10	13	13

(イ) 額の確定方法の状況

19年度の対象契約のうち概算契約によるものについて、額の確定方法の状況をみると、図表2-44のとおり、現地で書類等により確認しているものの件数割合は56.4%、提出書類だけで確認しているものの件数割合は43.6%となっている。

これを府省等別にみると、概算契約が10件を超える7府省のうち、現地で書類等により確認しているものの件数割合が50%以上となっているのは、経済産業省（98.4%）、文部科学省（61.9%）及び内閣府（61.3%）であり、提出書類だけで確認しているものの件数割合が50%以上となっているのは国土交通省（99.0%）、環境省（94.7%）及び農林水産省（56.7%）となっている。

概算契約に係る額の確定に当たっては、その適正を期するため、統一的な要領等を作成するとともに、必要に応じて、経費の区分経理や証拠書類等の作成の状況等を現地で確認することが重要である。

図表2-44 額の確定方法の状況（平成19年度）

上段：件数（単位：件）
下段：割合（単位：%）

確定方法 府省等	現地で書類等により確認するとともに提出書類で確認しているもの	現地で書類等により確認しているもの	計	提出書類だけで確認しているもの	合計
内閣	- ()	2 (33.3)	2 (33.3)	4 (66.7)	6 (100)
内閣府	4 (12.9)	15 (48.4)	19 (61.3)	12 (38.7)	31 (100)
警察庁	-	-	-	-	-
金融庁	-	-	-	1 (100)	1 (100)
総務省	-	-	-	9 (100)	9 (100)
法務省	-	-	-	-	-
外務省	1 (5.6)	-	1 (5.6)	17 (94.4)	18 (100)
財務省	-	-	-	7 (100)	7 (100)
文部科学省	73 (61.9)	-	73 (61.9)	45 (38.1)	118 (100)
厚生労働省	-	1 (25.0)	1 (25.0)	3 (75.0)	4 (100)
農林水産省	116 (35.6)	25 (7.7)	141 (43.3)	185 (56.7)	326 (100)
経済産業省	158 (50.2)	152 (48.3)	310 (98.4)	5 (1.6)	315 (100)
国土交通省	-	1 (1.0)	1 (1.0)	98 (99.0)	99 (100)
環境省	2 (5.3)	-	2 (5.3)	36 (94.7)	38 (100)
防衛省	-	-	-	4 (100)	4 (100)
国会	-	-	-	-	-
裁判所	-	-	-	-	-
会計検査院	-	-	-	-	-
計	354 (36.3)	196 (20.1)	550 (56.4)	425 (43.6)	975 (100)

エ 個別の契約における履行状況等

抽出した対象契約について、契約の履行状況や額の確定方法の状況を検査したところ、契約の履行の確認等に関して検討の必要があったと認められたものが50件（この中には、第2-2-(2)及び(3)と重複している事態が2件ある。）見受けられた。主なものを示すと次のとおりである。

<事例>

[履行の実態に見合った履行期間の設定を行っていないもの]

- ⑮ 内閣本府は、平成18、19両年度に、アジア地域における多国間の防災協力推進等に関する調査業務について、随意契約により、財団法人都市防災研究所と、履行期間をそれぞれ18年9月5日から19年3月30日まで、19年11月2日から20年3月31日までとして、確定契約（契約金額：18年度173,993千円、19年度170,344千円）を行い、仕様どおりに本件業務が完了したとして上記の契約金額を支払っていた。

しかし、国際会議の開催やデータベースの維持更新作業等の仕様書に定められた業務が本件契約の締結前にも実施されており、契約履行の実態が履行期間とかい離している状態となっていたことから、実態に見合った履行期間の設定について検討すべきであったと認められる。

[履行の実態に見合った履行期間の設定を行っていないものなど]

- ⑯ 環境省は、平成18、19両年度に、低濃度のメチル水銀が胎児の精神発育や運動機能に与える影響を調査する業務について、随意契約により、財団法人日本公衆衛生協会と、履行期間をそれぞれ18年4月5日から19年3月30日まで、19年7月25日から20年3月31日までとして、確定契約（契約金額：18年度25,095千円、19年度25,809千円）を行い、仕様どおりに本件業務が完了したとして上記の契約金額を支払っていた。

しかし、本件業務の実施に係る謝金や旅費等の経費が、上記履行期間外の19年3月31日から同年7月24日までの期間に同財団法人から支払われており、契約履行の実態が履行期間とかい離している状態となっていたことから、実態に見合った履行期間の設定について検討すべきであったと認められる。

また、成果物について、18年度分が履行期限を1年以上経過して印刷されていたり、19年度分が、検査実施時点（21年2月）においても「案」の状態、印刷されていなかったりしていたことから、履行状況の管理を十分に行うべきであったと認められる。

[企画競争の結果を仕様書に反映させるべきであったもの]

- ⑰ 防衛省は、平成19年度に、豪州の安全保障戦略や国防戦略の調査、分析を行う業務について、企画随契（1者応募）により、財団法人平和・安全保障研究所と確定契約（契約金額4,903千円）を行い、仕様どおりに本件業務が完了したとして上記の契約金額を支払っていた。

しかし、仕様書では、「主要な情報源・情報提供者に対しては直接アクセスし、調査・聞き取り等を実施すること」とされているものの、現地調査に関する明確な記述はなかったが、同財団法人が提出した企画には豪州等の現地調査を行うとされていることから、企画競争の結果を仕様書に明記すべきであったと認められる。

[業務の実態が仕様書とかい離しているのに契約変更を行っていないもの]

- ⑱ 国土交通本省は、平成19年度に、日本の自動車環境対策の経緯及び欧米の自動車環境対策の動向等に関する情報を整理する調査業務について、一般競争契約（1者応札）により、財団法人運輸低公害車普及機構と、履行期間を20年1月28日から3月28日までとして、確定契約（契約金額9,884千円）を行い、仕様どおりに本件業務が完了したとして上記の契約金額を支払っていた。

しかし、本件契約の履行状況について、同本省は、履行期限日に成果物の提出を受けていたが、その直前に同財団法人に対して、同年4月以降に開催される国際会議等の資料の編さん及び印刷を依頼しており、同財団法人はこれに係る所要の作業を行って、同年10月に同本省に再度成果物として納品していて、業務の実態が仕様書とかい離していることから、契約変更又は新規契約を行うべきであったと認められる。

[実績が仕様書とかい離しているのに契約変更を行っていないもの]

- ①⑨ 環境省は、平成19年度に、化学物質の関連施策について現地調査するなどして国際動向等を調査する業務について、随意契約により、財団法人地球環境戦略研究機関と確定契約（契約金額25,200千円、最終変更後31,500千円）を行い、仕様どおりに本件業務が完了したとして上記の契約金額を支払っていた。

しかし、日本で開催された会議への海外参加者の招へい国が仕様書と異なっていたり、海外で開催される国際会議への参加を取りやめていたりして、実績が仕様書とかい離している状態となっていたことから、契約変更を行うべきであったと認められる。

[再委託について承認手続きがとられていないもの]

- ②⑩ 総務本省は、平成19年度に、航空機内での携帯電話等の使用による航空機内外への影響に関する調査を行う業務について、一般競争契約（1者応札）により、社団法人電波産業会と確定契約（契約金額89,250千円）を行い、仕様どおりに本件業務が完了したとして上記の契約金額を支払っていた。

しかし、本件業務のうち調査票の作成、分析等に係る業務が、契約上必要な申請承認の経路を経ないまま再委託（再委託金額50,432千円、本体契約の56.5%）されていたことから、当該再委託について、所定の申請承認手続きをとるべきであったと認められる。

[外注の内容を確認できないもの]

- ②⑪ 国土交通本省は、平成19年度に、沿道騒音の発生原因を分析するなどして、有効な沿道騒音対策を検討する業務について、公募を経た随意契約により、財団法人道路環境研究所と確定契約（契約金額29,400千円、最終変更後28,875千円）を行い、仕様どおりに本件業務が完了したとして上記の契約金額を支払っていた。

しかし、本件業務の一部は外注（外注金額20,475千円、本体契約（最終変更後）の70.9%）されており、外注に係る成果物が保存されていないため、外注業務の具体的な内容を確認できない状況であり、同外注業務が本件契約において申請承認手続きが必要とされる再委託に該当するかどうかを判断することもできない状況となっていた。

[外注の内容を確認できないもの]

- ②⑫ 国土交通省関東地方整備局横浜港湾空港技術調査事務所は、平成19年度に、東京港臨海道路の設計における建設コスト縮減のための技術検討を体系的に整理・評価する業務について、企画随契（1者応募）により、財団法人沿岸技術研究センターと確定契約（契約金額13,965千円）を行い、仕様どおりに本件業務が完了したとして上記の契約金額を支払っていた。

しかし、本件業務の一部は外注（外注金額7,560千円、本体契約の54.1%）されて

おり、外注に係る成果物は、外注の仕様書に従い分散して提出されたものが本件契約の成果物の中に取り込まれているとのことであり、まとまった成果物としては外注の具体的な内容を網羅的に判断できない状況であり、同外注業務が本件契約において申請承認手続が必要とされる委託業務に該当するかどうかを確認することもできない状態となっていた。

[再委託について承認手続がとられていなかったり、概算契約において区分経理されていなかったりしているもの]

- ②③ 農林水産省東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所は、平成19年度に、水利施設の劣化状態等を調査する業務について、企画随契（2者応募）により、社団法人農業土木機械化協会と概算契約（契約金額25,200千円）を行い、事業完了後に同社団法人から提出された精算報告書に基づいて契約金額を同額と確定し、支払っていた。

しかし、本件業務の一部は外注（外注金額5,355千円、本体契約の21.3%）されていたが、6件に分割して1件当たりの金額を1,000千円以下とすることにより、契約書上申請承認手続を要しないとされる「軽微な再委託」としていたことから、所定の申請承認手続をとるべきであったと認められる。

また、契約書では本件契約に係る経費を区分して経理することとされているのに、同社団法人は直接人件費について区分経理を行っておらず、本件契約に係る直接人件費を把握できないため、精算報告書には根拠が明確でない金額を記載して報告していた。そして、同事務所は、本件契約に係る契約金額の確定に当たり、直接人件費に係る金額を不十分な証拠書類で確認していたことから、より適正な額の確定方法について留意すべきであったと認められる。

[外注の内容を確認できなかったり、概算契約において区分経理されていなかったりしているもの]

- ②④ 国土交通本省は、平成18、19両年度に、老朽化マンションの効率的な再生方策を検討する調査業務について、両年度とも、公募を経た随意契約により、社団法人全国市街地再開発協会と概算契約（契約金額：18年度17,200千円、19年度16,500千円）を行い、事業完了後に同社団法人から提出された精算報告書に基づいて契約金額をそれぞれ上記と同額と確定し、支払っていた。

しかし、本件業務の一部は外注（外注金額：18年度14,150千円（本体契約の82.3%）、19年度13,500千円（同81.8%））されていたが、外注に係る成果物は保存されておらず、外注業務の具体的な内容を確認できないため、同外注業務が本件契約において申請承認手続が必要とされる再委託に該当するかどうかを判断することができない状況となっていたことから、契約の履行状況の把握について留意すべきであったと認められる。

また、契約書では、本件契約に係る経費について区分経理することとされているのに、同社団法人はこれを行っておらず、本件契約に係る経費を把握できないことから、精算報告書には実施計画書（契約書の一部）と同額を記載して報告していた。そして、同本省は、本件契約に係る契約金額の確定を、上記の精算報告書にのみ基づいて行っていたことから、より適正な額の確定方法について留意すべきであったと認められる。

[概算契約において区分経理されていないもの]

- ②⑤ 国土交通本省は、平成18、19両年度に、国内外における都市交通に係る調査等の事例収集、課題の整理等を行う調査業務について、18年度は随意契約、19年度は公募を経た随意契約により、財団法人計量計画研究所と概算契約（契約金額：18年度80,000千円、19年度104,500千円（最終変更後134,500千円））を行い、事業完了後に同財団法人から提出された精算報告書に基づいて契約金額をそれぞれ上記と同額と確定し、支払っていた。

しかし、契約書では、本件契約に係る経費について区分経理することとされているのに、同財団法人はこれを行っておらず、本件契約に係る経費を把握できないことから、精算報告書には実施計画書（契約書の一部）と同額を記載して報告していた。そして、同本省は、本件契約に係る契約金額の確定を、上記の精算報告書にのみ基づいて行っていたことから、より適正な額の確定方法について留意すべきであったと認められる。

[履行期間後にも業務を実施しているもの]

- ②⑥ 国土交通本省は、平成19年度に、成田国際空港周辺の観光を促進するため、観光ニーズの調査、実証実験等を行い、観光交流プログラムを検討する業務について、企画随契（2者応募）により、財団法人社会経済生産性本部（21年4月以降は財団法人日本生産性本部）と、履行期限を20年3月28日として確定契約（契約金額9,995千円）を行い、仕様どおりに本件業務が完了したとして上記の契約金額を支払っていた。

しかし、仕様書等では、上記のプログラムを取りまとめるため、検討会を「3回程度」開催することとされていたが、成果物の中に、第3回検討会が履行期間終了後の20年4月21日に開催されたことを示す議事録が含まれていることから、履行状況の管理を十分に行うべきであったと認められる。

[成果物の納品等が遅延しているもの]

- ②⑦ 内閣本府は、平成19年度に、食品添加物のリスク評価ガイドラインを作成するための基礎的な情報収集を行う調査業務について、一般競争契約（総合評価方式）（2者応札）により、財団法人国際医学情報センターと、履行期限を20年3月14日として、確定契約（契約金額：13,060千円）を行い、仕様どおりに本件業務が完了したとして上記の契約金額を支払っていた。

しかし、本件契約の履行状況については、成果物（案）が20年3月に提出されたものの、完成版の印刷は同年5月以降となっていたり、業務の一部である調査結果の報告会が同年7月となっていたりしていたことから、履行状況の管理を十分に行うべきであったと認められる。

[成果物の納品が遅延しているもの]

- ②⑧ 環境省は、平成19、20両年度に、風力発電施設に鳥類が衝突する事故の発生状況を把握する調査業務について、履行期限をそれぞれ20年3月31日、21年3月31日として、19年度は企画随契（3者応募）、20年度は随意契約により財団法人日本気象協会と概算契約（契約金額：19年度109,997千円、20年度109,997千円）を行い、事業完了後に同財団法人から提出された精算報告書に基づいて契約金額を上記と同額と確定し、支払を行っていた（20年度は検査実施時点（21年4月）で額の確定未済）。

しかし、本件契約の履行状況については、成果物が、19年度は21年3月に印刷され

ており、20年度は印刷費が精算報告書に計上されているものの、検査実施時点で成果物の印刷が行われておらず、成果物の納品が履行期限後に行われたと考えられることから、履行状況の管理を十分に行うべきであったと認められる。

[成果物の記載内容が不十分となっているもの]

- ②⑨ 環境省は、平成18年度に、狩猟鳥獣の見直し手法の検討を行う業務について、企画随契（1者応募）により、財団法人自然環境研究センターと確定契約（契約金額2,999千円）を行い、仕様どおりに本件業務が完了したとして上記の契約金額を支払っていた。

しかし、本件契約の成果物である報告書については、導入部分や結論部分の記述はあるものの、その他の部分は関連する情報や図表が断片的に掲載されている状態となっており、成果物の記載内容が不十分なものとなっていたことから、給付完了を確認するための検査を十分に行うべきであったと認められる。

[当初の目標を達成していないもの]

- ③⑩ 経済産業本省は、平成19年度に、ベンチャー企業を公募して、それらの経営、財務、技術等の実力評価を実施するとともに、高評価を受けた企業に対してベンチャーキャピタルの紹介等を行う調査業務について、一般競争契約（総合評価方式）（1者応札）により、財団法人ベンチャーエンタープライズセンターと概算契約（契約金額19,709千円）を行い、事業完了後に同財団法人から提出された実績報告書に基づいて契約金額を16,491千円と確定し、同額を支払っていた。

しかし、本件業務においては、実力評価の対象企業として100社程度を目標としていたが、実際には27社にとどまっていたことから、本件契約は、当初の目標を達成していないと認められる。

[当初の目標を達成していないもの]

- ③⑪ 資源エネルギー庁は、平成19年度に、太陽光発電システム（戸建て住宅）のモニターから情報を収集して分析し、その結果を新規設置者等に情報提供する調査業務について、一般競争入札（総合評価方式）を行ったが落札者がいなかったことから、随意契約により財団法人新エネルギー財団と概算契約（契約金額221,894千円、最終変更後28,231千円）を行い、事業完了後に同財団法人から提出された精算報告書に基づいて契約金額を26,577千円と確定し、同額を支払っていた。

しかし、本件業務に係るモニター数は当初予定の14,000件を大幅に下回る442件にとどまり、当初仕様書で予定していた分析結果をホームページで公開し、新規設置者等に情報提供するまでに至っていないことから、本件は、当初契約の目標を達成していないと認められる。

また、各府省等の中には、契約の適正な履行を確保するための工夫を行っているものがあり、この事例を参考として示すと次のとおりである。

<参考事例>

参考② 経済産業本省は、「第4四半期からの委託事業開始の制限について」（平成20年11月）において、委託業務の適正な履行を確保するため、第4四半期においては委

託事業を開始することを原則認めないこととしており、同期間に業務を実施する場合には、担当部局から、その理由及び短期間で十分な成果を見込める事業計画を大臣官房会計課に提出して、執行の是非を個別に判断することとしている。

(5) 成果物の公表及び管理の状況

調査研究事業の結果を取りまとめた成果物は、これを各府省等が行う施策に活用することにより一層精度の高い施策を実行することができたり、その内容を公表することにより、他の府省等の参考に資するだけでなく施策に対する国民の信頼を確保することにつながるとともに、国民にとっても有用な情報が利用可能となったりする。

以下、19年度の対象契約3,498件に係る成果物4,300件（契約によって複数の成果物があるため、契約件数とは一致しない。）について、その公表の状況及び管理の状況を分析することとする。

ア 成果物の公表の状況

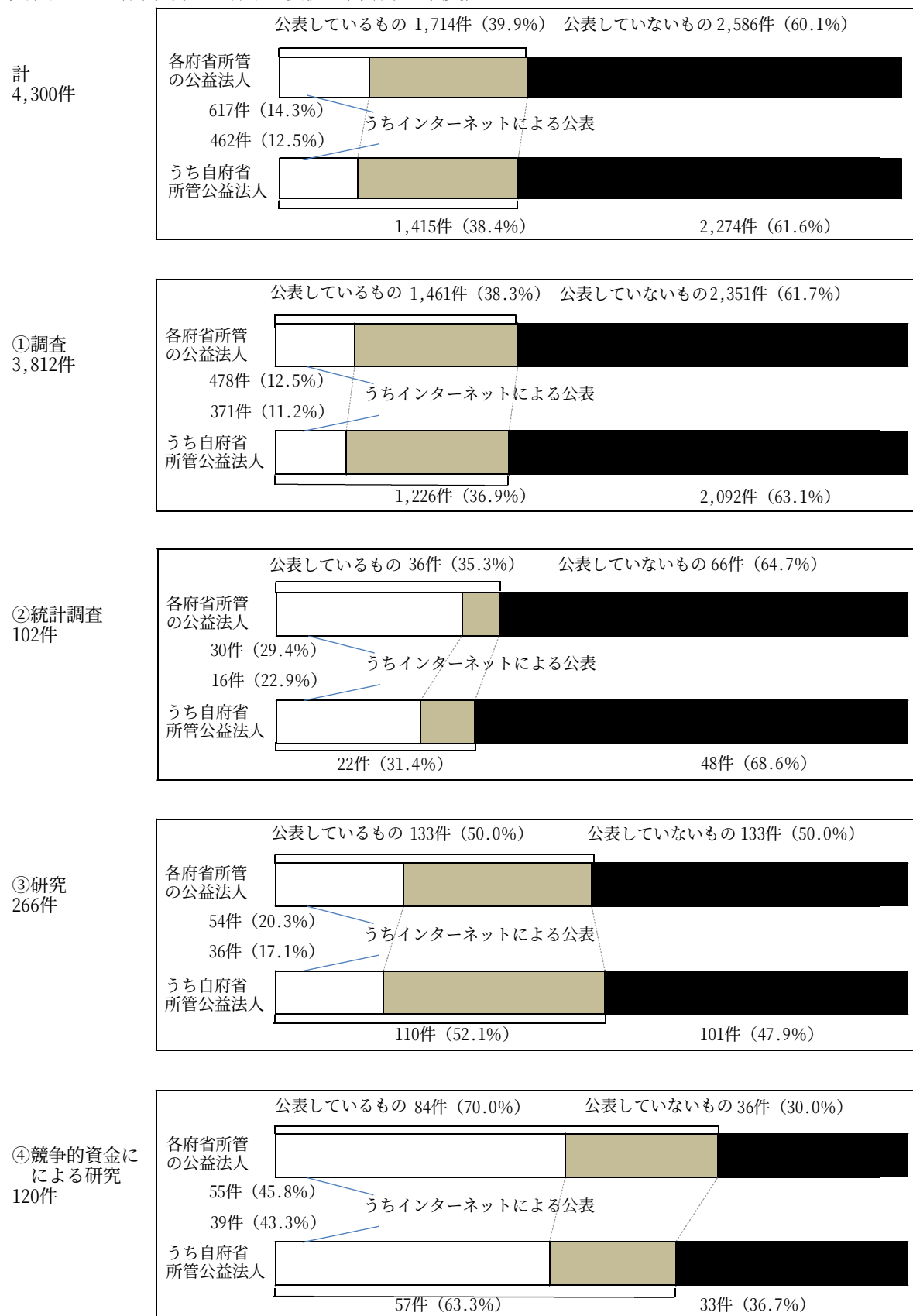
(7) 公表の状況

上記成果物4,300件の公表の状況をみると、図表2-45のとおり、公表しているものは件数で1,714件（うちインターネットによる公表617件）、割合で39.9%（同14.3%）であり、一方、全く公表していないものは件数で2,586件、割合で60.1%となっている。

これを契約内容別にみると、「競争的資金による研究」で公表しているものの割合が70.0%（同45.8%）と最も大きくなっており、成果物を公表する仕組みを制度的に組み込んでいるものが多いことによる。次いで、この割合が大きいのは「研究」の50.0%（同20.3%）となっている。

また、自府省所管公益法人分の成果物についてみると、インターネットによる公表の割合は、対象契約全体の場合を若干下回っている。

図表2-45 成果物の公表の状況（平成19年度）



次に、これを府省等別にみると、図表2-46のとおり、公表しているものの件数割合が70%以上となっているのは環境省、文部科学省及び経済産業省となっている。また、インターネットによる公表の割合が最も大きいのは財務省（39.1%）で、次いで、文部科学省、内閣府、総務省の順となっている。

図表2-46 府省等別の成果物の公表の状況（平成19年度）

図表2-10 府省等別の成果物の公表の状況（平成17年度）

上段：件数（単位：件）
下段：割合（単位：%）

府省等	公表しているもの		公表していないもの	計
		うちインターネットによる公表		
内閣	— (—)	— (—)	27 (100)	27 (100)
内閣府	106 (47.3)	72 (32.1)	118 (52.7)	224 (100)
警察庁	1 (14.3)	— (—)	6 (85.7)	7 (100)
金融庁	— (—)	— (—)	1 (100)	1 (100)
総務省	91 (62.3)	46 (31.5)	55 (37.7)	146 (100)
法務省	3 (5.7)	3 (5.7)	50 (94.3)	53 (100)
外務省	18 (32.1)	7 (12.5)	38 (67.9)	56 (100)
財務省	9 (39.1)	9 (39.1)	14 (60.9)	23 (100)
文部科学省	98 (76.0)	45 (34.9)	31 (24.0)	129 (100)
厚生労働省	14 (30.4)	5 (10.9)	32 (69.6)	46 (100)
農林水産省	231 (43.3)	63 (11.8)	303 (56.7)	534 (100)
経済産業省	445 (73.7)	154 (25.5)	159 (26.3)	604 (100)
国土交通省	473 (22.7)	166 (8.0)	1,607 (77.3)	2,080 (100)
環境省	224 (77.0)	47 (16.2)	67 (23.0)	291 (100)
防衛省	— (—)	— (—)	77 (100)	77 (100)
国会	— (—)	— (—)	7 (100)	7 (100)
裁判所	2 (66.7)	— (—)	1 (33.3)	3 (100)
会計検査院	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
計	1,714 (39.9)	617 (14.3)	2,586 (60.1)	4,300 (100)

上段：件数（単位：件）
下段：割合（単位：%）

(イ) 公表の時期及び方法

公表している成果物1,714件について、その公表時期をみると、図表2-47のとおり、60%以上が成果物の受領後3か月以内に公表されているが、中には公表までに1年以上経過しているものも6.8%あった。

図表2-47 成果物の公表時期（平成19年度）

（単位：件、％）

公表時期	成果物受領後1か月以内	1か月超3か月以内	3か月超6か月以内	6か月超1年以内	1年超	計
件数 (割合)	746 (43.5)	373 (21.8)	160 (9.3)	319 (18.6)	116 (6.8)	1,714 (100)

また、インターネットによる公表の状況については、上記の(ア)に示したとおりであるが、これも含めた公表方法別の件数及び割合をみると、図表2-48のとおりとなっている。

すなわち、「印刷物の作成配布」が46.4%と最も大きくなっているが、これは、成果物を関係機関等に印刷物で配布しているものが多いためである。次いで、「インターネットによる公表」が36.0%、「国立国会図書館への納本」が29.5%などとなっている。

図表2-48 成果物の公表方法（平成19年度）

（単位：件、％）

公表方法	インターネットによる公表	印刷物の作成配布	府省等外での会議・講演会などでの報告	国会図書館への納本	その他	計
件数 (割合)	617 (36.0)	795 (46.4)	364 (21.2)	506 (29.5)	265 (15.5)	1,714 (100)

(注) 一つの成果物の公表方法が複数の場合があるため、公表方法別の件数及び割合を合計しても「計」欄の数値と一致しない。

(ウ) インターネットによる公表及び国立国会図書館への納本

上記(ア)のとおり、成果物4,300件のうち、インターネットによる公表の件数割合は、まだ14.3%にとどまっている。

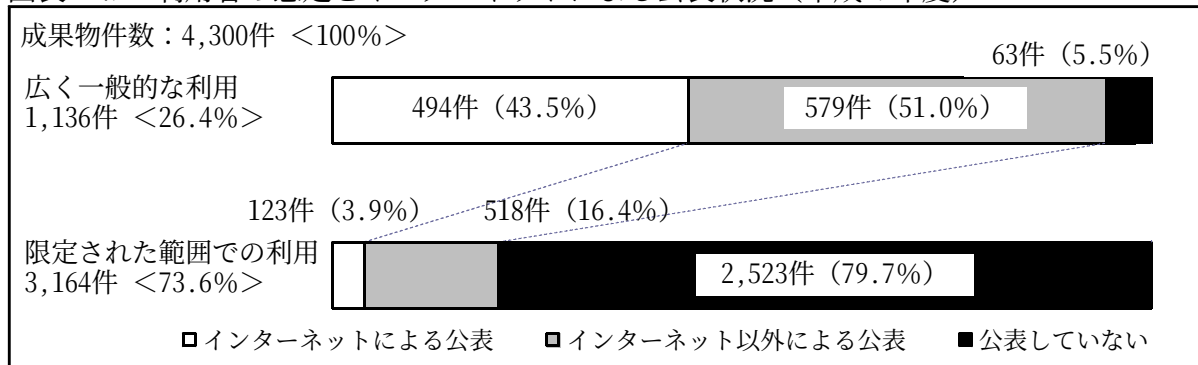
そこで、これらの成果物について、当初想定した利用者の範囲とインターネットによる公表状況の関係をみると、図表2-49のとおりとなっている。

すなわち、成果物4,300件のうち、①広く一般的な利用を想定したとしているものは1,136件（26.4%）、②限定された範囲での利用を想定したとしているものは、3,164件（73.6%）となっているが、これらのうちインターネットによる公表は、①についても43.5%しかなく、また、②については3.9%と非常に低い割合となっ

ている。

インターネットが急速に普及している現状を考えると、①の成果物はもちろんのこと、②についても、公表が可能なものについては、基本的にインターネットで公表することが有効であると考えられることから、成果物の納入形態として印刷物だけでなく電子媒体を加えたり、成果物（電子媒体）の容量が大きい場合にはその概要をホームページで紹介したりなど工夫することにより、インターネットによる公表の推進を図ることが望まれる。

図表2-49 利用者の想定とインターネットによる公表状況（平成19年度）



次に、国立国会図書館への納本については、国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）の規定により、国の諸機関により出版物が発行されたときは、当該機関に納本が義務付けられており、これによって、成果物が記載された「目録」のインターネットなどによる公開を通じて、同図書館における国民の閲覧等が可能となるものである。

そこで、各府省等の内部部局において同図書館への納本制度に関する周知の状況を検査したところ、大部分の府省等において、各府省等の図書館（国立国会図書館の支部図書館及びその分館）が毎年各部局に対して周知のための連絡文書を発しており、一部の府省等では契約相手方からの成果物の提出が集中する年度末の前後に、同文書を複数回発して納本率を向上させる工夫をしているものもみられる。しかし、各府省等の図書館では、調査研究事業に係る契約の実施状況を把握できないため、連絡文書の発送後は、図書館への成果物の提出は調査研究事業の実施担当部局にゆだねられることから、成果物の納本率を更に向上させるためには、各部局間の調整等により成果物に関する情報の一元的な把握を行うなど、各府省等全体での取組が行われる必要があると認められた。

(エ) 公表していない成果物の状況

公表していない成果物2,586件について、公表していない理由をみると、図表2-50のとおり、「府省等内の特定の用途のみに利用」としているものが1,964件、75.9%と最も高くなっている。そこで、1,964件のうち、他の理由との重複分を除いた1,704件について「特定の用途」の内容をみると、図表2-51のとおり、「省庁独自の施策の推進」としているものが77.8%と最も多くなっている。

しかし、公表していない成果物の中にも、国民にとって有用な情報が含まれていると考えられることから、支障のない範囲内で公表の可能性を検討する必要があると考えられる。

図表2-50 公表していない理由（平成19年度）

（単位：件、％）

公表していない理由	安全性 （セキュリティ） 確保	機密保持	個人情報の保護	府省等内の特定の用途のみに利用	特定の工事のみに利用	権利関係による	その他	計
件数 (割合)	64 (2.5)	194 (7.5)	123 (4.8)	1,964 (75.9)	320 (12.4)	58 (2.2)	258 (10.0)	2,586 (100)

（注）一つの成果物に対して公表していない理由が複数の場合があるため、公表していない理由別の件数及び割合を合計しても「計」欄の数値と一致しない。

図表2-51 府省等内の特定の用途の内容（平成19年度）

（単位：件、％）

特定の用途の内容	省庁独自の施策の推進	政府全体の施策の推進	法令の制定、改正	研究開発	職員の研修	その他	計
件数 (割合)	1,325 (77.8)	87 (5.1)	44 (2.6)	211 (12.4)	17 (1.0)	186 (10.9)	1,704 (100)

（注）一つの成果物に対して特定の用途の内容が複数の場合があるため、特定の用途の内容別の件数及び割合を合計しても「計」欄の数値と一致しない。

イ 成果物の管理の状況

(ア) 成果物の管理部署及び管理形態

成果物の管理部署の状況をみると、図表2-52のとおり、担当部局課で管理を行っているものが98.8%と最も高くなっている。

調査研究事業については、府省等内での情報共有を推進するため成果物及びそれに関する情報の一元的な管理が有効と考えられるが、一元的管理を行っているものは2.6%と低くなっている。しかし、中には、局内の部署がどのような調査研究事業を行っているかの情報を提供するため、成果物をデータベース化することにより情報を共有しているものも見受けられる。

また、府省等の図書館での管理を積極的に推進することは重要であると考えら

れるが、図書館で管理されているものは7.5%にとどまっている。

図表2-52 成果物の管理部署の状況（平成19年度）

(単位：件、%)

成果物の管理 部署	担当部局課	府省等内の 図書館	外部の団体	成果物に関 する情報を 一元的に管 理している 部局課	その他	計
件数 (割合)	4,250 (98.8)	322 (7.5)	126 (2.9)	110 (2.6)	24 (0.6)	4,300 (100)

(注) 一つの成果物に対して成果物の管理部署が複数の場合があるため、成果物の管理部署別の件数及び割合を合計しても「計」欄の数値と一致しない。

なお、成果物の管理形態をみると、成果物の管理部署において成果物の名称等をデータベース化しているものが25.4%となっている。

(イ) 成果物の著作権の帰属

契約条項における成果物の著作権の帰属に関する規定の設定状況についてみると、図表2-53のとおり、規定のない契約に係る成果物が24.2%となっている。

成果物の著作権は、契約条項において各府省等への帰属の規定がない場合、著作権法（昭和45年法律第48号）の規定により、成果物を作成した契約相手方に帰属することとなり、各府省等が利用する場合にはその同意が必要となる。このため、各府省等に著作権を帰属させるべき成果物については、契約条項において著作権の帰属に関する規定を明確に設定しておく必要がある。

図表2-53 成果物の著作権の帰属に関する規定の設定状況（平成19年度）

(単位：件、%)

著作権に関する規定	あり	なし	計
件数 (割合)	3,260 (75.8)	1,040 (24.2)	4,300 (100)

ウ 個別の契約における成果物の公表、管理等の状況

抽出した対象契約について、成果物の公表、管理等の状況を検査したところ、その妥当性に関して検討の必要があったと認められたものが17件（この中には、第2-2-(2)と重複している事態が2件ある。）見受けられた。主なものを示すと次のとおりである。

<事例>

[成果物についてより有効な公表方法を検討すべきもの]

③ 文部科学本省は、平成19年度に、全国の中学校で実施された交通安全教育の先進的事例の収集を行う調査業務について、一般競争契約（総合評価方式）（1者応札）

により、財団法人日本交通安全教育普及協会と概算契約（契約金額1,849千円）を行い、事業完了後に同財団法人から提出された精算報告書に基づいて契約金額を1,662千円と確定し、同額を支払っていた。

しかし、同事業の成果物については、事例集（2,000部）を作成して、仕様書に従って全国の都道府県・市区町村教育委員会へ配布したほか、インターネット上に公表し、検索・閲覧が可能な状態にはなっているものの、掲載場所が同財団法人のホームページであることから、同本省のホームページに公表したり、同財団法人のホームページとのリンクを設けたりするなどして、より有効な公表の方法を検討すべきであったと認められる。

[成果物についてより有効な公表方法を検討すべきもの]

- ③③ 林野庁は、平成19年度に、森林を活用した長期体験活動の実態を把握して、運営のガイドラインなどを作成する調査業務について、企画随契（1者応募）により、社団法人全国森林レクリエーション協会と概算契約（契約金額6,888千円）を行い、事業完了後に同社団法人から提出された精算報告書に基づいて契約金額を同額と確定し、支払っていた。

しかし、成果物については、上記の活動を推進するため、取組事例等を紹介したガイドライン（300部）を作成して、都道府県や関係団体等に配布しているが、同庁のホームページには掲載されていないことから、より有効な公表の方法を検討すべきであったと認められる。

[成果物についてより有効な公表方法を検討すべきもの]

- ③④ 中小企業庁は、平成19年度に、中小企業の創業支援を行う民間支援ビジネスの実態調査等を行う業務について、一般競争契約（総合評価方式）（2者応札）により、財団法人日本システム開発研究所と確定契約（契約金額8,981千円）を行い、同業務が完了したとして上記の契約金額を支払っていた。

しかし、成果物については、各種支援策のモデルとなる成功事例等を記載した報告書（150部）を作成して、中小企業関係の支援機関に配布（120部）しているが、同庁のホームページには掲載されていないことから、より有効な公表の方法を検討すべきであったと認められる。

[成果物の印刷部数について検討すべきであったもの]

- ③⑤ 消防庁は、平成20年度に、原子力施設における消防訓練の在り方に関して検討を行う業務（成果物の作成・配布業務を含む。）について、一般競争契約（総合評価方式）（2者応札）により財団法人原子力安全技術センターと確定契約（契約金額6,871千円）を行い、仕様どおりに本件業務が完了したとして上記の契約金額を支払っていた。

しかし、本件契約では、成果物として報告書及びCD-ROMの作成部数を、全国の各消防本部等分1,000部とし、作成・配布していたが、同庁は同報告書の内容をホームページで公表しており、必要な場合にはそこから入手することが可能であることから、本件のように調査対象が限定されている契約においては、成果物の印刷部数の基礎となる配布先について検討すべきであったと認められる。

[成果物の印刷部数等について検討すべきであったもの]

- ③⑥ 外務省は、平成19年度に、IC旅券について、欧州の技術動向等に基づいてその

高度化を検討する調査業務について、一般競争契約（1者応札）により、社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会と確定契約（契約金額19,683千円）を行った。

しかし、本件契約に係る予定価格の積算において、成果物である報告書及びCD-ROM（各30部）について、報告書は外部に配布されるため、複写するとシリアルナンバーがコピーされる特殊な仕様となっていたが、一方、CD-ROMはそのような特殊な仕様のものでないのに、1枚当たりの単価が16千円と高価となっており、また、必要に応じてコピーを作成することができることから、CD-ROMに係る予定価格の積算及び作成部数について検討すべきであったと認められる。

[契約書等に著作権に関する規定のないもの]

- ③⑦ 公正取引委員会は、平成19、20両年度に、表示に関する公正競争規約の遵守状況を把握するため、試買表示検査会を実施する調査業務（19年度2契約、20年度1契約）について、いずれも一般競争契約（1者応札）により社団法人全国公正取引協議会連合会と確定契約（契約金額：19年度1,394千円及び927千円、20年度1,364千円）を行い、本件業務が完了したとして上記の契約金額を支払っていた。

しかし、本件契約の契約書、仕様書には成果物の著作権の帰属に係る規定がないため、著作権は成果物を作成した同社団法人に帰属することになる。同委員会では、内部資料として使用しているとのことであるが、外部に公表して活用する場合もあることから、著作権は同委員会に帰属すべきものであり、本件契約においてその旨を明確に定めるべきであったと認められる。

[契約書等に著作権に関する規定のないもの]

- ③⑧ 防衛省は、平成19年度に、飛行場周辺の住宅防音工事について、屋内の環境基準を満たす工法の策定等を検討する業務について、一般競争契約（1者応札）により、財団法人防衛施設周辺整備協会と確定契約（契約金額31,500千円）を行い、本件業務が完了したとして上記の契約金額を支払っていた。

しかし、本件契約の契約書、仕様書には成果物の著作権の帰属に係る規定がないため、著作権は成果物を作成した同財団法人に帰属することになるが、同省では成果物の内容を業務に様々な形で活用していく必要があることから、著作権は同省に帰属すべきものであり、本件契約においてその旨を明確に定めるべきであったと認められる。

また、各府省等の中には、成果物の公表、管理等について工夫を行っているものがあり、この事例を参考として示すと次のとおりである。

<参考事例>

参考③ 財務本省は、「調査委嘱等ガイドライン及び企画競争の手続きについて」（平成19年5月）において、調査業務等を外部に委嘱する場合の統一的な基準を定めており、このうち、成果物の事後評価及び管理に関する主な内容は次のとおりである。すなわち、事後評価については、事後評価書には、成果物の企画立案等への反映結果や今後の活用予定に加えて、当該調査業務等の費用対効果等、今後の調査委嘱等の実施に有用な事項を記載することとされている。

また、成果物の管理については、①成果物は、原則公表することとして、その一

部又は全部を公表しない場合にはその理由を会計課に登録すること、②成果物の管理方法としては、各担当部局等において管理簿を作成すること、③成果物等のデータベース化については、会計課がポータルサイトを作成して、各局が登録又は自由に閲覧することとされている。

参考④ 環境省は、「総合評価落札方式の入札に関する留意事項及び参考例について」（平成20年4月）等の契約手続に関する連絡文書において、①成果物としての報告書及び電子媒体の作成部数は、国立国会図書館への納本に必要な部数を含めたものとする、②原則として、報告書の一部としてサマリーを作成して、業務終了後速やかに同省のホームページに掲載することを定めている。

参考⑤ 林野庁は、同庁図書館が、調査研究事業に係る成果物を含む出版物の国立国会図書館への納本について、連絡文書により担当部局に周知しているほか、国立国会図書館への納本を推進するため、調査研究事業に係る契約リストを同庁林政課から入手して、納本対象となる成果物の作成を予定している契約については、当該担当課に対して、成果物の提出を依頼している。

参考⑥ 経済産業本省は、同省図書館が、調査研究事業に係る成果物を含む出版物の国立国会図書館への納本に関する周知を行うため、主として受注者から同省への納品が集中する年度末を中心に、毎年複数回、担当部局に連絡文書を発している。そして、平成20年6月の連絡文書においては、契約書における成果物の数量について、国立国会図書館への納本を適切に行うため、納本に必要な部数を含めたものとするよう依頼している。

第3 検査の結果に対する所見

1 財務、特に内部留保の状況について

(1) 検査の結果の概要

各府省所管の公益法人の財務、特に内部留保について、正確性、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、財務、特に内部留保の状況はどのようになっているか、国等の補助金等により設置造成された基金が適切かつ有効に運営されているかなどの点に着眼して検査を行った。

検査の結果の概要は、次のとおりである。

ア 各府省所管の公益法人に対する国等からの支出

(ア) 20年4月1日現在における各府省所管の公益法人6,661法人のうち、国等（国又は独立行政法人）から補助金等の交付を受けているものなどは2,018法人となっており、19年度においては、これら国費等交付先法人のうち1,848法人に対して、総額8263億円に上る多額の支出が国等からなされている（14～18ページ参照）。

(イ) このうち、19年度に国から交付された補助金等についてみると、自府省所管公益法人に対する交付額が98.4%となっており、同様に、国からの契約に基づく支払についてみると、自府省所管公益法人に対する支払金額が93.8%となっていて、国の支出の状況からは公益法人と所管府省との関係が深いことがうかがえる（19～24ページ参照）。

イ 各府省所管の公益法人の財務の状況

(ア) 国費等交付先法人における19年度の収入の状況をみると、年間収入額に占める国等からの支出額の割合は平均で13.8%となっており、また、国費等交付先法人のうち、年間収入額の3分の2以上を国等からの支出が占めているものは206法人あり、国費等交付先法人の11.1%に上っている。

また、国からの支出額が年間収入額の3分の2以上となっている73法人に係る国からの支出額の公表状況をみると、国からの支出に大きく依存しているのにその状況が十分には明らかになっていない法人がある（25～31ページ参照）。

(イ) 国費等交付先法人における支出の状況をみると、総支出額に占める管理費の割合が2分の1を超えているものが34法人ある。また、国から補助金等の交付を受けた公益法人における再補助等の状況をみると、再補助等を行った額の割合が50%以上となっているものが24法人ある（31～35ページ参照）。

(ウ) 国費等交付先法人における資産、負債及び正味財産の状況をみると、国等から支出を受けていない法人に比べて、1法人当たりの平均の資産の規模は小さいが、正味財産の規模は大きくなっている（38～41ページ参照）。

(エ) 個別の法人を抽出して検査したところ、国から交付された補助金等の人件費への充当について検討の必要があったと認められるものが見受けられた（42～43ページ参照）。

ウ 各府省所管の公益法人の内部留保の状況

(ア) 国費等交付先法人における19年度末の内部留保額は2432億円（内部留保額がプラスとなっている額5898億円、マイナスとなっている額3466億円）となっており、1法人当たりの平均でみると120百万円と国等からの支出を受けていない法人の約3倍となっている。

国費等交付先法人における19年度末の総資産額は、18年度末より増加している一方、内部留保額は減少している。これは、内部留保額を算出する際に総資産額から差し引く項目のうち、基本財産、公益事業基金、運営固定資産及び引当資産等の金額が増加しているためである。しかし、公益事業基金についてみると、その事業目的や取崩し手続に係る規定が整備されていないものが相当ある（45～50ページ参照）。

(イ) 国費等交付先法人における内部留保率についてみると、30%を超えている法人は全体の3分の1程度となっている。

そして、内部留保と国等からの支出との関係をみると、国等からの支出規模の大きい法人では、内部留保額の規模の大きい法人の割合が高くなっている（51～56ページ参照）。

(ウ) 個別の法人を抽出して検査したところ、内部留保額の算出上減算項目としている公益事業基金及び引当資産等の妥当性に疑義のあるもの、国の補助金により設置造成された基金の運用益が内部留保の増加に影響していると考えられるものなどが見受けられたほか、国への補助金の返納が遅延しているものも見受けられた（57～59ページ参照）。

エ 所管府省の指導監督の状況及び所管府省退職者の再就職者の状況

(ア) 立入検査の実施状況についてみると、財務・会計面で改善すべき事項があるとされた国費等交付先法人に対して、文書により改善の指示を行ったものが49.4%

となっている（60～62ページ参照）。

- (イ) 所管府省国費交付先法人における所管府省退職者の再就職者は、20年4月1日現在で1,163法人に9,900人が在籍している。そして、所管府省退職者の再就職者が在籍している法人は、在籍していない法人に比べて、1法人当たりの所管府省からの補助金等の交付額や随意契約に基づく支払金額が多くなっている（63～68ページ参照）。

オ 国等の補助金等により各府省所管の公益法人に設置造成された基金の状況

- (ア) 20年度末現在で、国所管基金が110基金、独法所管基金は35基金あり、これらの20年度末の基金保有額は、計1兆0872億円（うち国等の補助金等相当額計1兆0191億円）と多額に上っている（69～72ページ参照）。

- (イ) 国所管基金110基金のうち、算定になじまない33基金を除いた77基金の事業実績率をみると、30%未満となっているものが27基金あり、また、会計検査院の17年10月の報告における事業実績率から低下している基金も見受けられる。同様に、算定になじまない40基金を除いた70基金の基金保有倍率をみると、50倍以上となっているものが19基金あり、また、会計検査院の17年10月の報告における基金保有倍率から上昇している基金も見受けられる（78～80ページ参照）。

- (ウ) 基金の保有形態をみると、保有額の半分以上を債券で保有している基金も見受けられ、中には、国債や地方債と比較して元本割れのリスクの大きい債券を保有しているものもあるほか、基金によっては、事業終了時の補助金の国庫返納のため満期償還前の売却を行う結果、損失が発生するおそれもある（80～82ページ参照）。

- (エ) 国所管基金については政府の見直しがなされており、目標の策定は多くの基金についてなされているが、定量的な目標を設定した上で目標達成度を評価したとしている基金は少ない。

また、政府における見直しで算出した保有割合をみると、多くの基金が2倍未満と算出しているが、中には、保有割合の算出に当たって使用した必要見込額の算出方法について、より合理的な指標を用いて算出すべきものなどが見受けられる（84～86ページ参照）。

- (オ) 個々の基金を抽出して検査したところ、事業実績が継続的に少ない状況となっているもの、計画的かつ速やかに国庫返納がなされるべきもの、基金規模の見直

しによる基金の取崩額と国庫補助金の返納額に差額が生じたものなどが見受けられた（86～90ページ参照）。

（2）所見

各府省所管の公益法人の中には、国等からの支出を受けているものや、国等の補助金等を原資とした基金を保有しているものが多数あり、これに対して国等からは多額の支出がなされているが、前記第3-1-(1)（158ページ参照）のとおり、補助事業の実施、財務の透明性、内部留保額等の算出、基金事業の運営等の面で課題が見受けられる。

したがって、各府省は、今後、新たな公益法人制度の趣旨を踏まえつつ、以下の点に留意して、公益法人に対する国等の支出が経済的、効率的に行われて、その効果が十分上がるよう努める必要がある。

ア 公益法人における補助事業の実施及び経理について

公益法人における補助事業の実施に当たっては、補助対象事業費に含める人件費を適正に算定させるなど公益法人に対する指導を強化するとともに、額の確定に当たって厳正な審査を行う。

また、公益法人から補助金等を国に返納させる必要がある場合には、公益法人に補助金等が滞留しないよう、額の確定等の手続を速やかに行う。

イ 公益法人に対する国の支出の透明性について

収入に占める国からの支出の割合が高いなどの公益法人の国からの支出額に係る公表については、公益法人に対する国の支出の状況がより明らかになるよう努める。

ウ 公益法人の内部留保について

各府省は、所管する公益法人に対して、内部留保額等が公益法人の財務において重要な指標の一つであることを認識させて、その算出が適正に行われるよう指導する。このことは、新たな公益法人制度における遊休財産額の算定の際にも、十分留意する必要がある。

また、内部留保の規模が過大になっている公益法人に対しては、内部留保の規模が適正になるよう指導する。

エ 所管府省による指導監督及び所管府省退職者の再就職者の状況について

所管する公益法人への財務状況についての指導監督を実効あるものにするために、立入検査をより徹底するとともに、その的確な把握に努めて、指導が必要な事項は

適時適切に文書によって行い、当該法人が講じた措置の履行状況の把握にも努める。

また、所管府省退職者の再就職者が在籍している公益法人への支出に当たっては、特にその透明性の確保に留意して、当該法人に対する支出の必要性等について十分説明責任を果たせるようにする。

オ 基金事業の運営について

今回の検査において検討すべき事態が見受けられた基金については、早急に実効性のある見直しを行って所要の処置を講じる。

また、これらを含めて、今後の基金事業の運営に当たっては、事業実績及び保有倍率を考慮に入れて利用条件や基金規模の検討を常に行うとともに、基金設置の趣旨に沿った管理や基金の国庫返納の際の損失発生を回避する手段の検討について公益法人を指導する。さらに、定量的な目標の策定とこれに基づく適切な目標達成度の評価及び基金事業の見直しに努める。

2 国が発注している調査研究事業の状況について

(1) 検査の結果の概要

国が各府省所管の公益法人に発注している調査研究事業の状況について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、調査研究事業に係る契約事務が適切に行われており、公正性、競争性及び透明性が確保されているか、調査研究事業の成果物の活用、管理等は適切に行われているかなどの点に着眼して検査を行った。

検査の結果の概要は、次のとおりである。

ア 契約の競争性

(ア) 19年度の対象契約全体でみると、随意契約の割合（件数72.6%、支払金額82.2%）は、前年度より件数で11.8ポイント、支払金額で11.1ポイント低下しているものの、依然として大部分を占めており、平均落札率が、競争契約の87.7%よりも10.8ポイント高く98.5%となっていて、競争性及び経済性の面でまだ十分ではない状況となっている（101～102ページ、116ページ参照）。

(イ) 競争契約の割合（件数27.4%、支払金額17.8%）は、前年度より上昇しているものの、1者応札の件数割合が58.3%と半数以上を占めており、1者応札の平均落札率（92.6%）が2者応札よりも8ポイント以上、3者以上応札よりも14ポイント以上上回っていて、落札率からみた場合、1者応札の場合には実質的な競争性を確保しにくい状況となっている。

また、企画競争においても、1者応募の件数割合が55.8%と半数以上を占めており、企画競争において複数の業者の中から優れた企画を提案した者を選定する手続の実効性を確保しにくい状況となっている（101～102ページ、112～116ページ参照）。

(ウ) 価格と技術等の両方を評価する総合評価方式や企画内容等を審査する企画競争において、統一的な要領等を作成していない省庁があったり、評価や審査を調査研究事業の担当課職員のみで行っているものが見受けられたりするなど、その実施方法において公平性及び透明性の確保が必ずしも十分でない状況となっている（117～123ページ参照）。

(エ) 抽出した対象契約について検査したところ、競争契約や企画競争において、募集期間や履行期間が短期間であったり、入札の資格要件に制限的な条件を付したりなどして競争性の確保に関して検討の必要があったもの、総合評価方式の実施方法において透明性が十分でないものなどが見受けられた（123～126ページ参照）。

イ 予定価格の算定

(ア) 19年度の対象契約について、予定価格の算定方法別に、人件費単価及び諸経費率の分布状況をみると、契約により内容や履行の難易度に違いがあるため一律に比較できないものの、相当のばらつきがある。このうち、諸経費については、今回会計実地検査を実施した29省庁の内部部局における積算基準等をみると、各省庁間で諸経費の算定が区々となっている（131～134ページ参照）。

(イ) 公益法人の財務データに基づいて、その諸経費率を試算すると、各府省等の契約に係る予定価格における諸経費率は、公益法人の諸経費率より高くなっている（134ページ参照）。

(ウ) 抽出した対象契約について検査したところ、複数の省庁から同一公益法人に発注された調査研究事業に係る契約の予定価格における諸経費率が区々となっているものが見受けられた（135～136ページ参照）。

ウ 契約の履行及びその確認

(ア) 19年度の対象契約のうち、元契約のうち再委託率が50%以上のものの件数割合は9.0%となっている。また、概算契約の額の確定方法については、統一的な要領等を作成していない省庁や、提出書類だけで確認している割合の高い省庁がある

(137～141ページ参照)。

- (イ) 抽出した対象契約について検査したところ、再委託の承認手続をとっていなかったり、再委託の成果物を確認できなかったり、概算契約において区分経理が行われていなかったり、履行期間外に業務を実施していたり、成果物の納品が遅延していたり、成果物の記載内容が不十分となっていたり、当初の目標を達成していなかったりしているものなどが見受けられた(142～146ページ参照)。

エ 成果物の公表及び管理

- (ア) 19年度の対象契約に係る成果物のうち公表しているものの件数割合は39.9%、うちインターネットによる公表は14.3%にとどまっており、国立国会図書館への納本率も低い状況となっている。また、成果物のうち24.2%については、契約条項において著作権の帰属に関する規定がない状況となっている(148～154ページ参照)。

- (イ) 抽出した対象契約について検査したところ、成果物についてより有効な公表方法を検討すべきもの、発注者に著作権を帰属させる旨を契約書等に明確に定めるべきものなどが見受けられた(154～156ページ参照)。

(2) 所見

各府省所管の公益法人に発注している国の調査研究事業については、各府省等では公共調達の適正化を推進する中で、競争性の高い契約方式への移行が図られているが、前記第3-2-(1)(162ページ参照)のとおり、契約の競争性のほか、予定価格の算定、契約の履行及びその確認、成果物の公表及び管理の面で課題が見受けられる。

したがって、公益法人に調査研究事業を発注している各府省等は、次の点に留意することにより、契約の経済性、公正性、競争性及び透明性の更なる向上に努めるとともに、調査研究事業の成果が広く国民に活用されるよう努める必要がある。

ア 契約の競争性について

- (ア) 随意契約を実施しているものについては、企画競争等によらざるを得ない場合を除いて、発注する業務の内容を仕様書等において具体的に定めるなどして早急に総合評価方式を含む競争契約への移行を図る。また、企画競争等を経ない随意契約による場合には、なるべく複数者から見積書を徴して、競争の原理の応用に努める。

- (イ) 契約相手方の選定に当たって技術等の評価を必要とする場合には総合評価方式

を実施することを原則とし、仕様書等の内容を具体的に提示することが困難であったり、複数の者を契約相手方として選定する必要があったりするなどの同方式の導入になじまない場合に限って企画競争の実施を検討する。また、総合評価方式及び企画競争については、審査員の構成、審査方法等に関して統一的な要領等を作成して、これに基づいて実施するなど公平性及び透明性の一層の向上を図る。

(ウ) 競争契約や企画競争を行うに当たっては、契約の適正な履行の確保に配慮しつつ、より多くの者の参加が可能となるよう、入札や応募の資格要件や審査基準を必要最小限にとどめ、履行期間や提案書の応募期間を十分確保することにより制限的なものとならないよう留意するほか、仕様書や要領等の内容を明確にするなどして、実質的な競争性の確保に努める。また、公募を実施する場合には、公正性を確保するため契約予定相手方名の表示は行わないようにする。

イ 予定価格の算定について

調査研究事業では、多様な業務内容等に応じて予定価格の算定を行う必要があり、積算基準、実例価格、公益法人の財務データなど、利用可能な資料のうちから実態に適合したものを選択して、これに基づいて人件費、諸経費等を積算することにより、算定の合理性の向上に努める。

ウ 契約の履行及びその確認について

公益法人による再委託について管理を厳格にしたり、業務内容等の変更に応じて契約変更を適時適切に行ったりなどして、契約の履行管理の徹底を図る。

また、概算契約について、公益法人における区分経理の実施状況を十分に把握するとともに、額の確定方法に関する統一的な要領等を作成して、これに基づいて契約金額の精算を行い、概算契約の適切な履行を確保する。

さらに、成果物の納品等、契約の履行確認の徹底を図る。

エ 成果物の公表及び管理について

調査研究事業の成果物については、国民に有用な情報を提供するとともに、個人情報保護等に十分留意しつつ、公表に係る要領等を整備して一層積極的に公表を進める。特に、インターネットが急速に普及していることから、基本的にインターネットによる公表を推進するとともに、各府省等全体の取組として国立国会図書館への納本を励行する。

また、成果物の著作権については、契約書等において各府省等への帰属を明確に

定めておく。

以上のとおり報告する。

会計検査院としては、公益法人制度の改革に伴う各府省所管の公益法人の今後の状況を注視するとともに、公益法人に対しては、引き続き、国等から多額の支出がなされることも見込まれることから、今後とも、これらの支出及びこれにより設置造成された基金について、多角的な観点から検査していくこととする。